

寄居町

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

改定版

（令和 5 年度～令和 9 年度）

（平成 29 年 3 月策定）
（令和 5 年 3 月改定）

寄居町

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 項 計画変更の趣旨	1
第 2 項 基本方針	2
第 3 項 計画目標年次の設定	2
第 4 項 本計画の位置付け	3
第 2 章 地域の概要	4
第 1 項 自然環境の特性	4
1. 地理的、地形的特性	4
2. 気候的特性	5
第 2 項 社会環境の特性	7
1. 人口動態、分布状況	7
2. 都市の形態	8
3. 産業の動向	9
第 3 項 生活環境の特性	10
1. 主要な交通	10
2. 土地利用状況	11
3. 関連計画	12
4. 将来計画（開発計画）等	12
5. 環境の状況	13
第 3 章 ごみ処理の状況	21
第 1 項 ごみの発生量の実績及びその性状	21
1. ごみ処理の流れ	21
2. 種類別排出量	22
3. 排出形態別排出量	23
4. 1人1日当たりの排出量	23
5. 1日当たりの事業系ごみの排出量	24
6. 中間処理量	24
7. 最終処分量	26
8. ごみの性状	26
第 2 項 ごみの減量化・再資源化	28
1. 資源となるごみの分別収集	28
2. 不燃ごみからの資源回収	28
3. 集団回収	29

第 3 項 ごみ処理の体制.....	30
1. 家庭系ごみの処理体制.....	30
2. 事業系ごみの処理体制.....	30
3. 中間処理の状況.....	31
4. 最終処分の状況.....	34
5. ごみ処理経費の状況.....	35
第 4 項 ごみ処理の施策展開の現状.....	36
第 5 項 前回計画の検証.....	37
1. 数値目標の検証（達成状況）.....	37
2. 現状の方策の評価.....	43
第 6 項 関係法令.....	45
第 7 項 課題の抽出.....	46
第 8 項 ごみ処理システムの評価.....	47
第 4 章 ごみ処理基本計画.....	48
第 1 項 ごみの発生・排出抑制の方策.....	48
1. 行政における方策.....	48
2. 住民における方策.....	50
3. 事業者における方策.....	51
4. その他民間活用（彩の国資源循環工場）による方策.....	52
第 2 項 ごみの排出量及び処理量の見通し.....	53
1. 行政区域内人口の予測.....	54
2. ごみ排出量の見通し.....	56
3. 種類別排出量の見通し.....	63
4. 資源化量の見通し.....	64
5. 発生・排出抑制による減量効果の予測.....	65
第 3 項 発生抑制及び資源化の目標.....	67
1. 目標値の設定.....	67
2. 削減目標の設定.....	68
3. 目標を達成した場合のごみ排出量.....	71
第 4 項 ごみの発生・排出抑制施策の展開.....	73
1. 行政による施策展開.....	74
2. 住民による施策展開.....	74
3. 事業者による施策展開.....	75
4. その他民間活用による施策展開.....	75
第 5 項 ごみの適正処理に関する基本的事項.....	76
1. 収集・運搬計画.....	76
2. 中間処理計画.....	77
3. 最終処分計画.....	79

第 6 項 その他の施策.....	80
1. 広報啓発活動.....	80
2. 再生利用品の需要拡大事業.....	80
3. 不法投棄対策.....	80
4. 災害時の廃棄物処理に関する対応.....	80
5. 地球温暖化防止に関する対応.....	81
6. 広域化の推進方策.....	81
7. 関連施設との整合.....	81
第 7 項 進行管理計画.....	82
1. 施策推進体制の整備.....	82
2. 計画の検証方法.....	82

第1章 総則

第1項 計画変更の背景と趣旨

寄居町（以下「本町」という。）は、昭和59年2月に竣工した寄居町環境事業所において、ごみ処理を行ってきましたが、平成14年12月からは、大里広域市町村圏組合（以下「組合」という。）にて、ごみ処理を行っています。

国では、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、持続可能な社会づくりとの統合的取組みとして、地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進や、家庭系食品ロス半減に向けた国民運動等を掲げています。また、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている持続可能な開発目標（SDGs）に積極的に取り組み、プラスチックごみや食品ロスの削減の推進をしているところであります、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月1日に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行されました。

また、埼玉県では、3R（廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））をごみ処理施策の基本として位置づけており、組合や構成市の熊谷市ではさらに、不要物の拒否（リフューズ）、修理して使用（リペア）を加えた5Rの実現に向け取り組んでいます。

こうした状況の中、本町においても脱炭素社会の推進を踏まえた持続可能な社会の実現を目指し、ごみの減量化の促進、資源循環の促進をはじめとする基本方針に沿って、ごみ処理行政を進めています。しかし、人口減少や少子高齢化が急速に進展しており、ますます厳しい財政状況の進行が予想され、行政運営の効率化と良質できめ細かな行政サービスを提供していくことが求められています。

また、本町では平成29年度に「寄居町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「前回計画」という。）を策定しており、計画中間目標年度が令和3年度であったことから、前回計画で定めていた目標の達成状況の確認とともに、前述のことを踏まえ、「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（令和3年3月）」や「大里広域市町村圏組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和2年3月）」などの計画に基づき、本町における一般廃棄物処理について、総合的かつ中長期的に基本方針を定め、必要な見直しを行うこととなりました。

第2項 基本方針

本計画の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針Ⅰ：5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の推進

5R（リフューズ（不要物の拒否）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リペア（修理して使用）、リサイクル（再生利用））を基軸に、住民、事業者が取り組みやすい、参加しやすい循環型社会を構築します。

基本方針Ⅱ：安心安全で環境にやさしいごみ処理の推進

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分にあたっては、発生する環境負荷をできる限り軽減するとともに、ごみ処理に関する住民サービスを充実し、組合と連携しながら安全で環境にやさしいごみ処理を推進します。

基本方針Ⅲ：住民・事業者が実践し協働しやすいごみ処理体制の構築

住民・事業者のそれぞれが環境に配慮した生活や事業活動を営むとともに、行政と協働してごみの減量、資源の有効活用、適正処理を進められるごみ処理体制を構築します。

第3項 計画目標年次の設定

目標年次は計画策定期より10年間とし、平成29年度を初年度、令和3年度を中間目標年度、令和8年度を目標年次としていました。本計画では令和4年度における見直しとして、次期総合振興計画を次期計画へ適切に反映させるため、目標年次を令和9年度へ改め、令和5年度からの5年間の計画とします。

なお、計画策定期の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

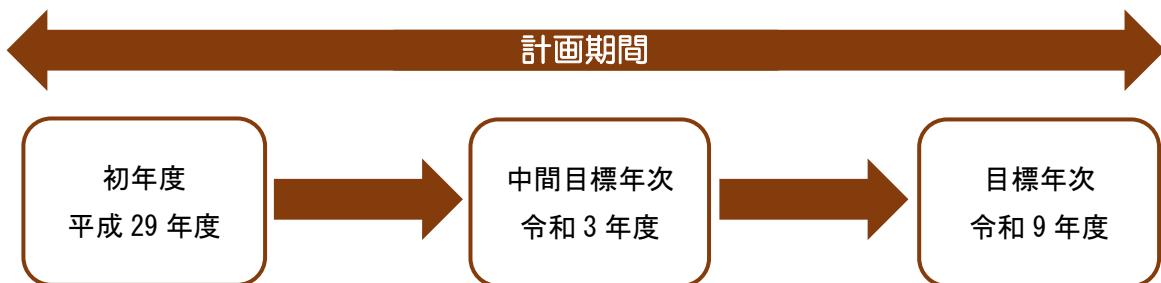
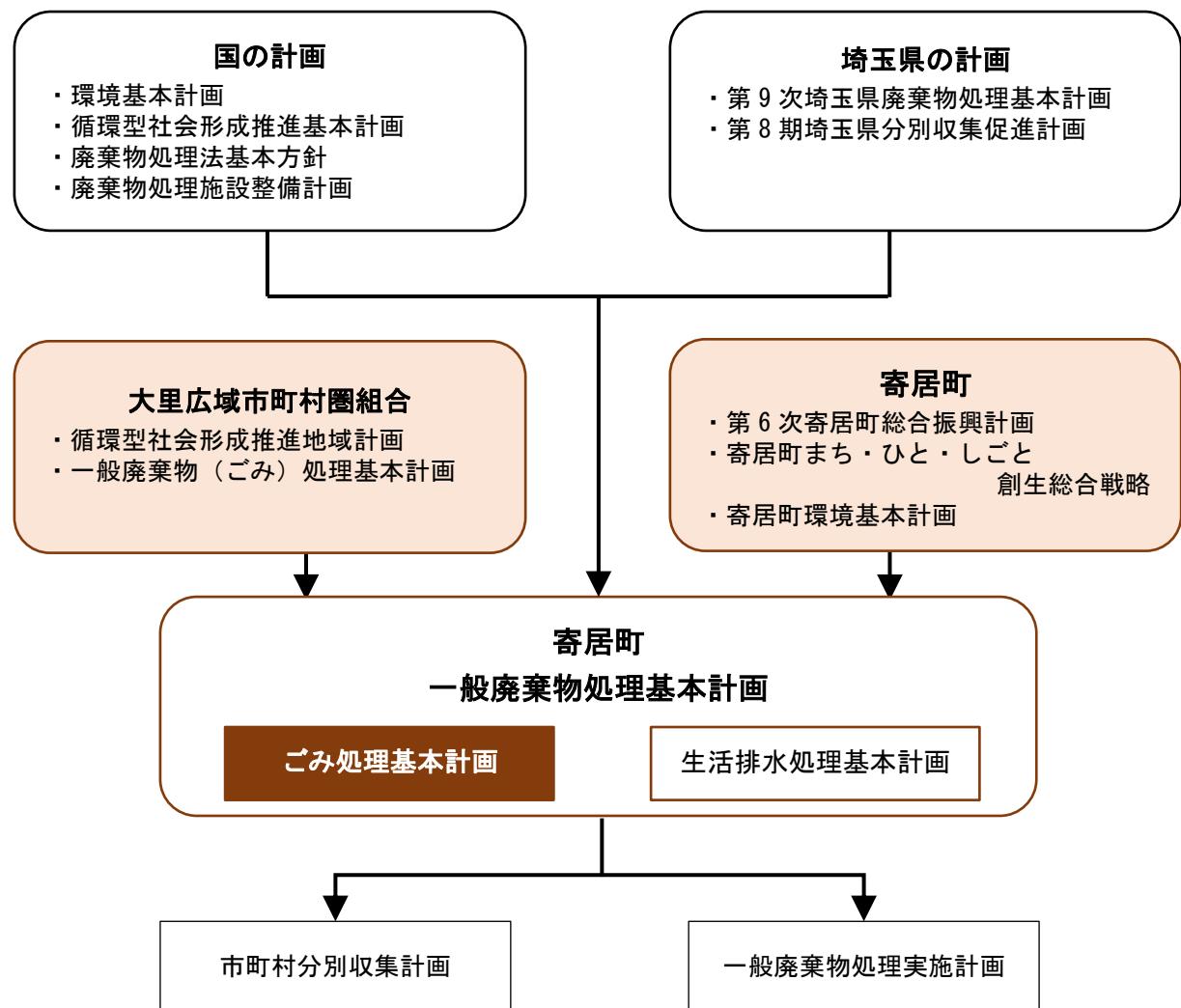


図1-1 計画の期間

第4項 本計画の位置付け

本計画は、長期的・総合的視点に立った計画的なごみの適正処理を推進するため、ごみの発生・排出抑制から最終処分までの必要な基本的事項を定めます。



第2章 地域の概要

第1項 自然環境の特性

1. 地理的、地形的特性

本町は、埼玉県北西部にある人口 32,462 人(R4.4)の町で、東京都心から 70km 圏に位置しています。荒川が本町のほぼ中央を大きく湾曲して流れています。また、本町の西側は秩父山地で山間部となっており、県立長瀬玉淀自然公園に指定されているなど自然豊かな町です。

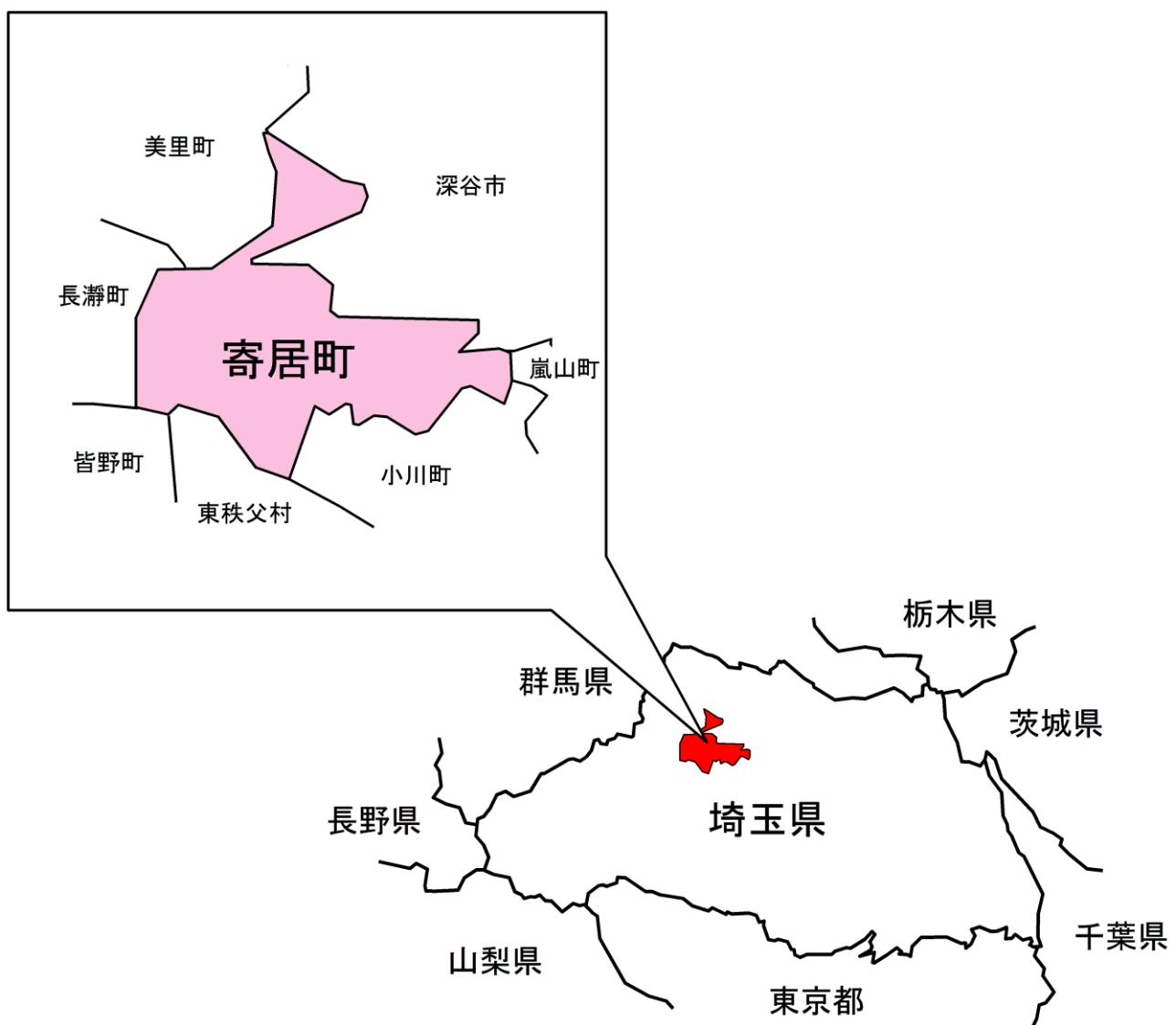


図 2-1 本町の位置

2. 気候的特性

降水量は、1991年～2020年の平年値¹では年間1,300mm程度です。最高気温は、1991年～2020年の平年値では8月で31.7°Cであり、最低気温は1月で氷点下2.2°Cまで下がります。また、日照時間は、1991年～2020年の平年値では210.0時間で1月が一番長くなります。

表2-1 地域の気温、降水量

	気温(°C)			降水量	日照時間
	平均	最高	最低	(mm)	(時間)
1月	3.1	9.3	-2.2	36.1	210.0
2月	4.0	10.1	-1.4	28.9	194.2
3月	7.4	13.6	1.8	61.2	201.9
4月	12.8	19.4	6.9	84.9	190.6
5月	17.7	24.1	12.3	110.2	181.5
6月	21.2	26.5	17.0	160.1	129.0
7月	25.0	30.3	21.2	179.4	144.1
8月	26.0	31.7	22.1	174.3	164.6
9月	22.1	27.2	18.4	210.3	128.5
10月	16.3	21.6	12.3	185.7	141.6
11月	10.4	16.4	5.6	45.0	168.4
12月	5.3	11.7	0.1	28.3	196.5
年	14.3	20.2	9.5	1304.4	2059.0

出典：気象庁アメダス（寄居観測所）データ 気温、降水量、日照時間（1991年～2020年の平年値）

¹ 平年値とは、ある一定の期間（概ね30年）の観測値の平均の値のこと。

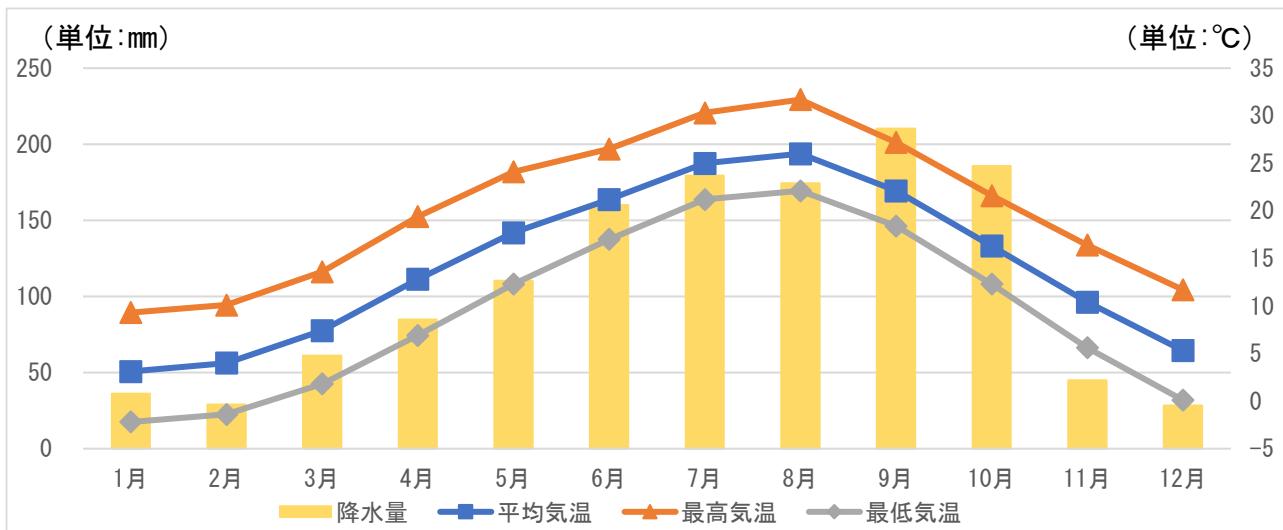


図 2-2 地域の気温、降水量

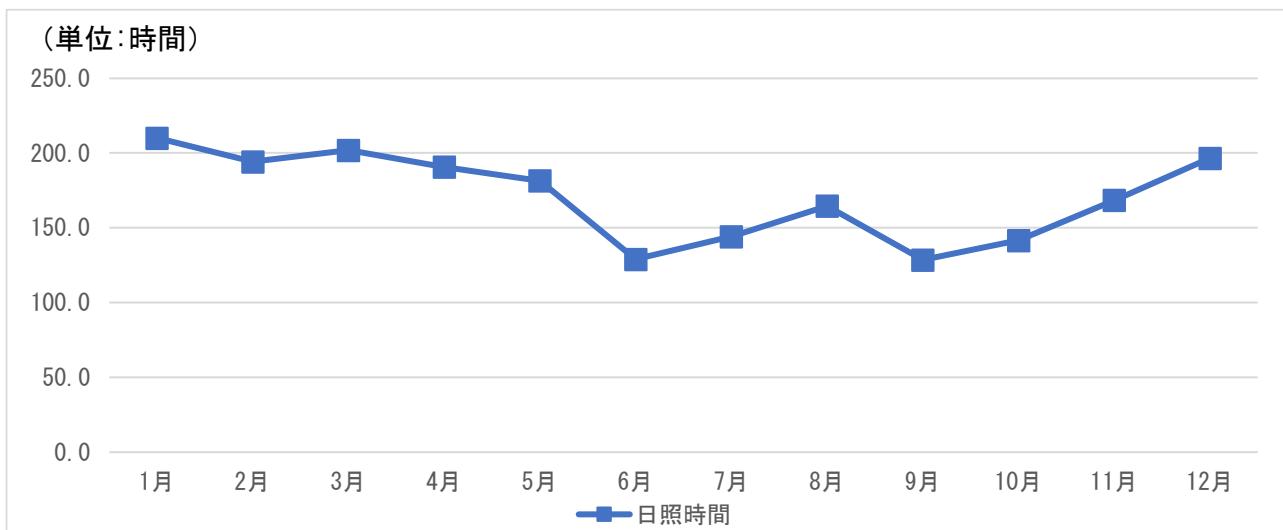


図 2-3 地域の日照時間

第2項 社会環境の特性

1. 人口動態、分布状況

1) 人口の動向

本町の総人口及び世帯数の推移は次のとおりです。世帯数は増加傾向ですが、総人口及び世帯当たりの人口は減少傾向です。

表2-2 本町の総人口及び世帯数の推移

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総人口(人)	36,583	36,134	35,672	35,470	35,083	34,766	34,284	33,843	33,573	33,141	32,755
世帯数(世帯)	14,138	14,141	14,024	14,213	14,289	14,342	14,349	14,387	14,524	14,641	14,684
1世帯当たりの人口(人/世帯)	2.59	2.56	2.54	2.49	2.45	2.42	2.38	2.35	2.31	2.26	2.23

出典：住民基本台帳・世帯人口統計表（各年4月1日外国人登録を含む）

※以降の数値分析では、各年4月1日の数値を前年度末の人口・世帯数として使用する。

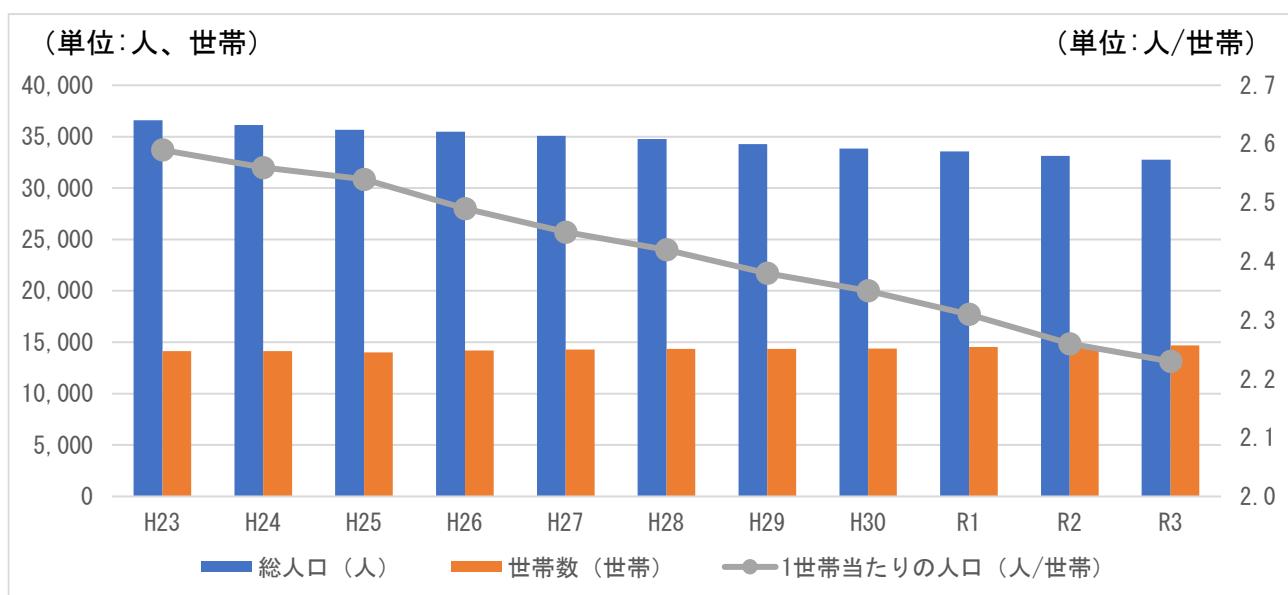


図2-4 本町の総人口及び世帯数の推移

2) 高齢化の動向

本町の高齢者人口の推移は次のとおりです。65歳以上の高齢者人口が増加しており、高齢化が進んでいます。

表 2-3 高齢者人口の推移

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
高齢者人口（人）	8,692	8,871	9,220	9,545	9,908	10,215	10,395	10,608	10,705	10,832	11,013

出典：彩の国統計情報館 町（丁）字別人口調査結果報告 （各年1月1日現在）

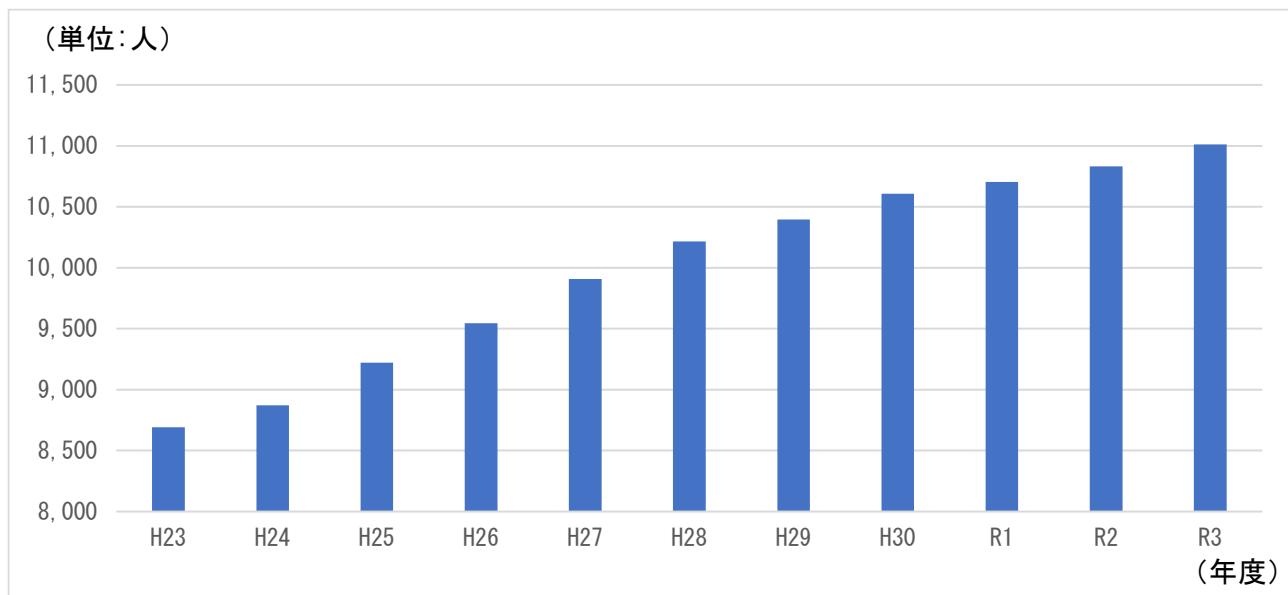


図 2-5 高齢者人口の推移

2. 都市の形態

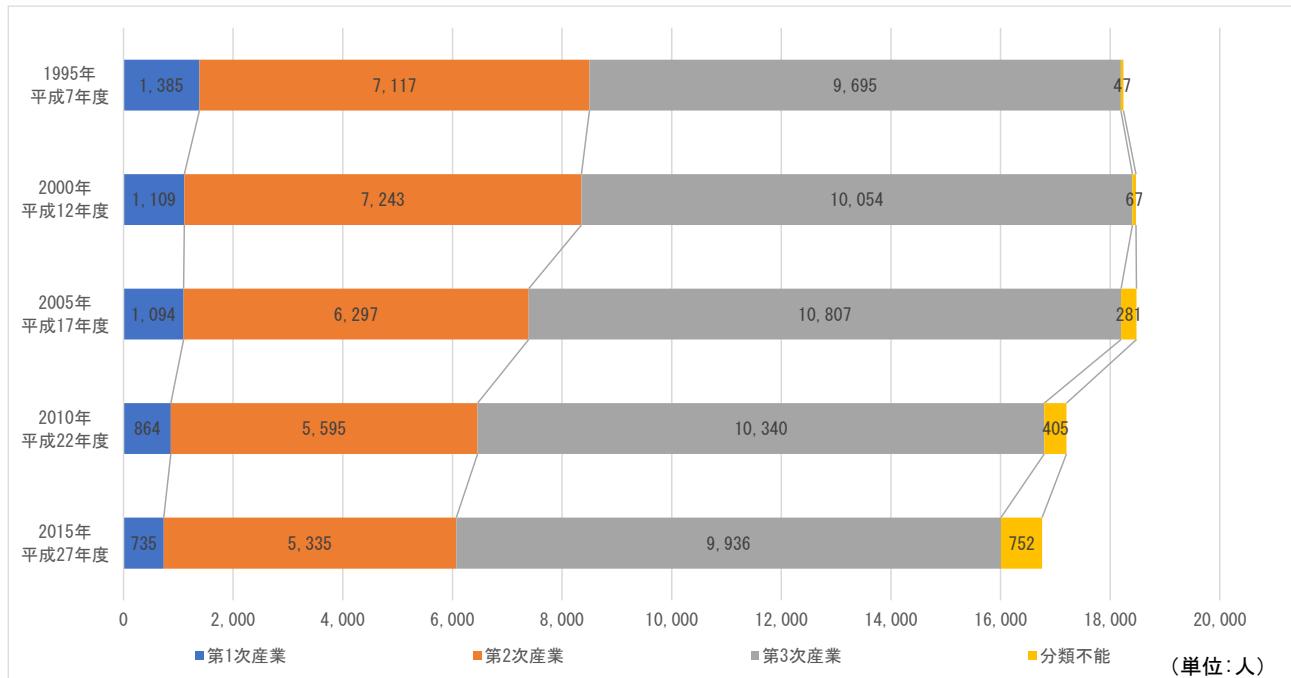
寄居駅を中心とする地域は、環境との調和に配慮しながら、商業施設、文化施設、公共施設など多様な機能を集積し、まちの顔となる都市空間を形成しています。

特に、寄居駅南地区周辺については、美しい都市景観の形成を進め、住民の利便性の向上に寄与する都市機能が集積され、快適で利便性の高い商業業務地を形成しています。

また、玉淀駅及び男衾駅の周辺には、商業施設、公共施設、医療・福祉施設などが充実した生活を支える拠点を形成しており、男衾駅の周辺には、都心へのアクセス機能と南部に広がる山地の緑を活かしながら住居、商業、自然が共生した居住環境に優れた拠点を形成しています。

3. 産業の動向

本町の産業別人口は次のとおりです。第三次産業人口が一番多くなっており、その割合は増加傾向となっています。第一次産業人口及び第二次産業人口の割合は平成 17 年度以降減少傾向となっています。



出典：寄居町人口ビジョン

図 2-6 寄居町産業別就業人口の推移

第3項 生活環境の特性

1. 主要な交通

本町には、国道 140 号と国道 254 号が通っています。

また、主要な駅は寄居駅で、東西方向に秩父鉄道線、中央部を南北方向に東武鉄道やJR八高線が通っており、通勤・通学の主要な交通手段となっています。



図 2-7 主要な交通

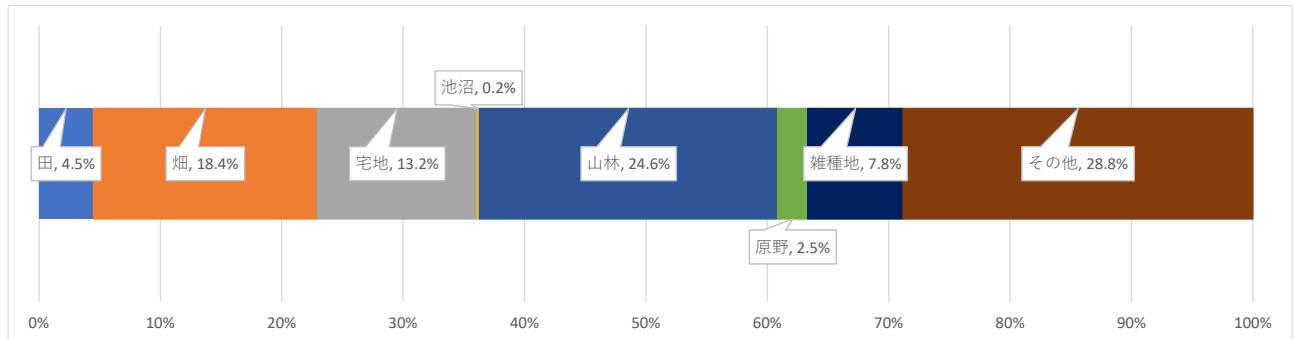
2. 土地利用状況

本町の地目別面積は次のとおりです。山林が一番広く 24.6%となっています。

表 2-4 地目別面積の状況

	総数	田	畠	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積 (km ²)	64.25	2.88	11.85	8.48	0.11	15.78	1.60	5.04	18.51
割合 (%)	100%	4.5%	18.4%	13.2%	0.2%	24.6%	2.5%	7.8%	28.8%

出典：税務課（令和4年1月1日現在）



3. 関連計画

現在、本計画と同時期に改定を進めている「第2次寄居町環境基本計画」では、「第6次寄居町総合振興計画」の基本理念や目標を継承しつつ、「豊かな水と緑・歴史に包まれ、環境にやさしい暮らしが息づくまち」を環境像に掲げ、表2-5に示す5つの環境保全行動プロジェクトを推進することとしています。

表2-5 環境保全行動プロジェクト

環境保全行動プロジェクト1 (自然環境)	豊かな水と緑とともに歩むまちをめざして
環境保全行動プロジェクト2 (生活環境)	健康で安全・安心に生活できるまちをめざして
環境保全行動プロジェクト3 (快適環境)	快適に過ごせる住み心地の良いまちをめざして
環境保全行動プロジェクト4 (地球環境)	環境にやさしい暮らしに支えられた持続可能なまちをめざして
環境保全行動プロジェクト5 (協働環境)	共に環境を知り・学び・行動するまちをめざして

4. 将来計画（開発計画）等

将来にわたり、人口が大きく変動するような開発は現在のところ計画されていません。

（出典：寄居町人口ビジョン）

5. 環境の状況

本町の大気質、水環境の状況は次のとおりです。

1) 大気質

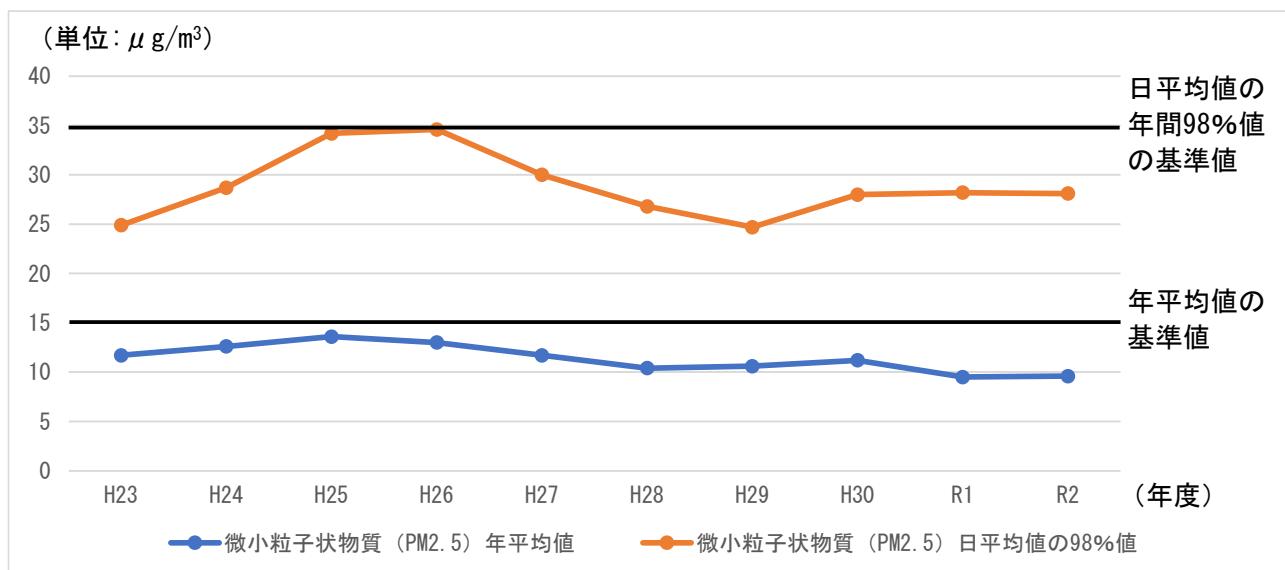


図 2-9 微小粒子状物質 (PM2.5) の推移

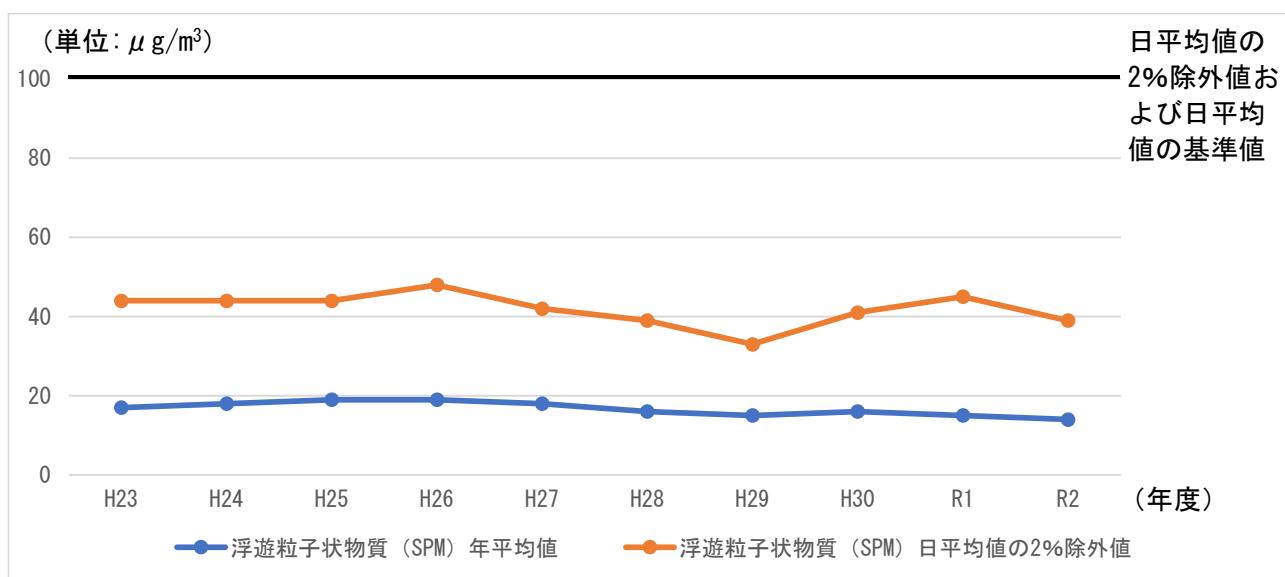
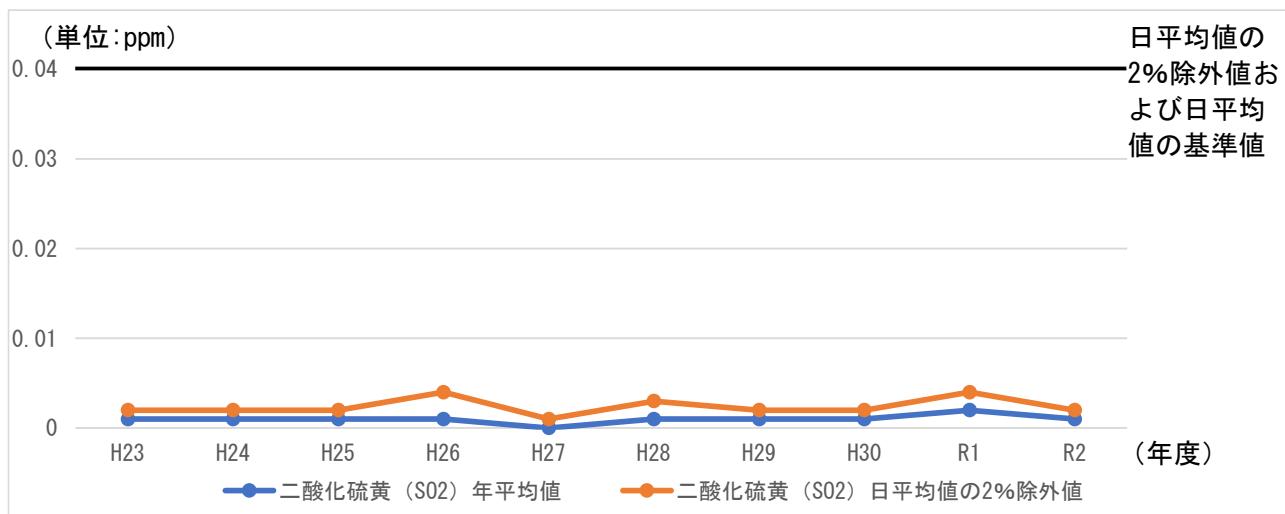
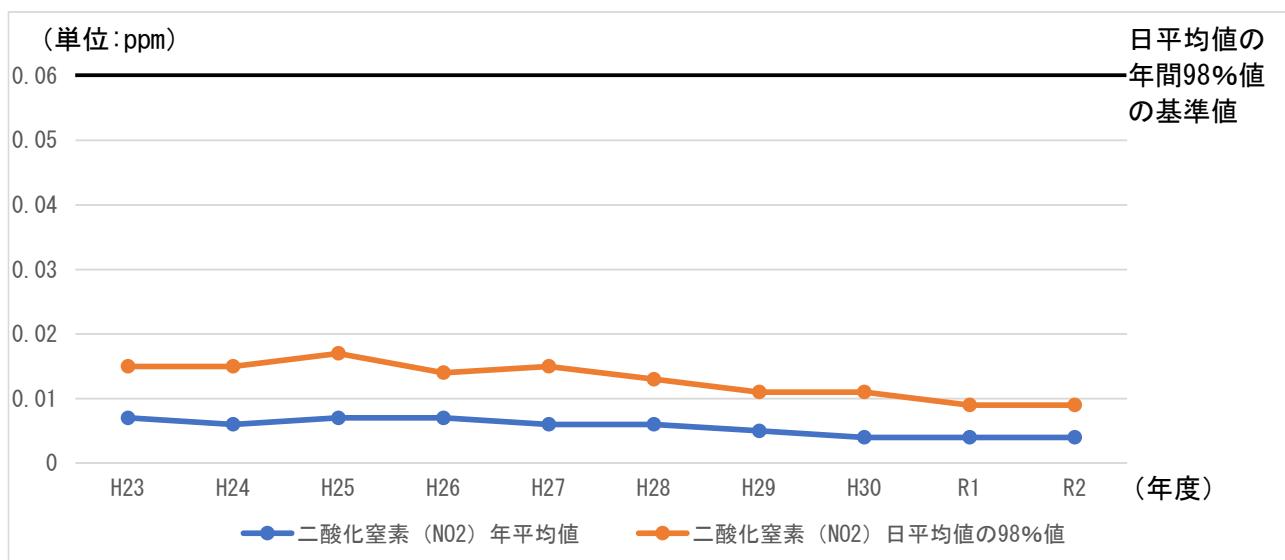


図 2-10 浮遊粒子状物質 (SPM) の推移



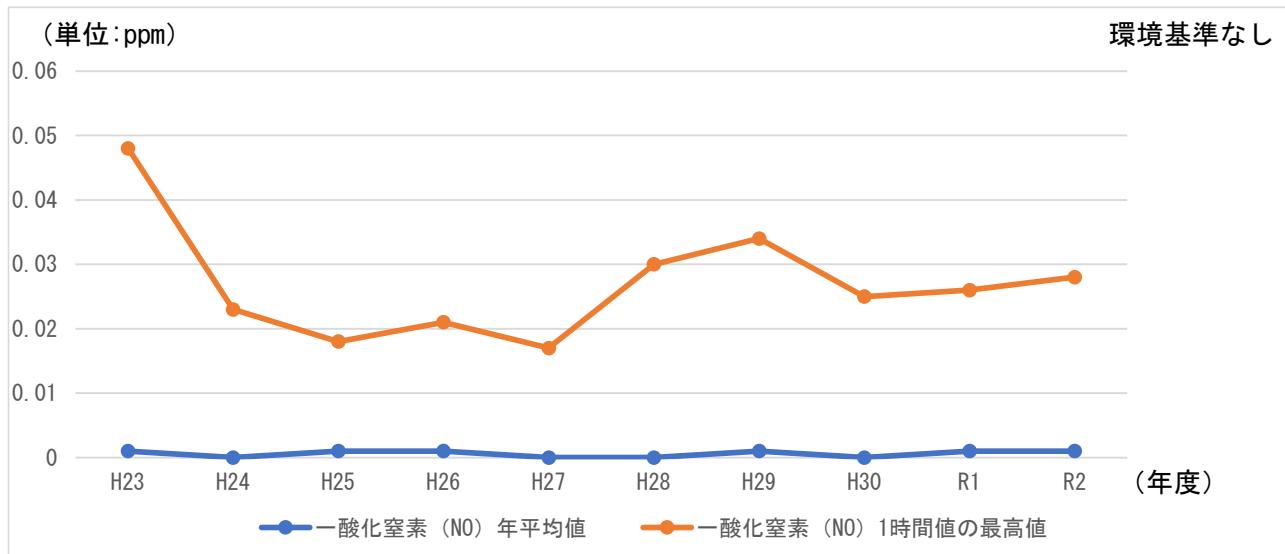
出典：埼玉県の大気状況(寄居観測所)

図 2-11 二酸化硫黄 (SO₂) の推移



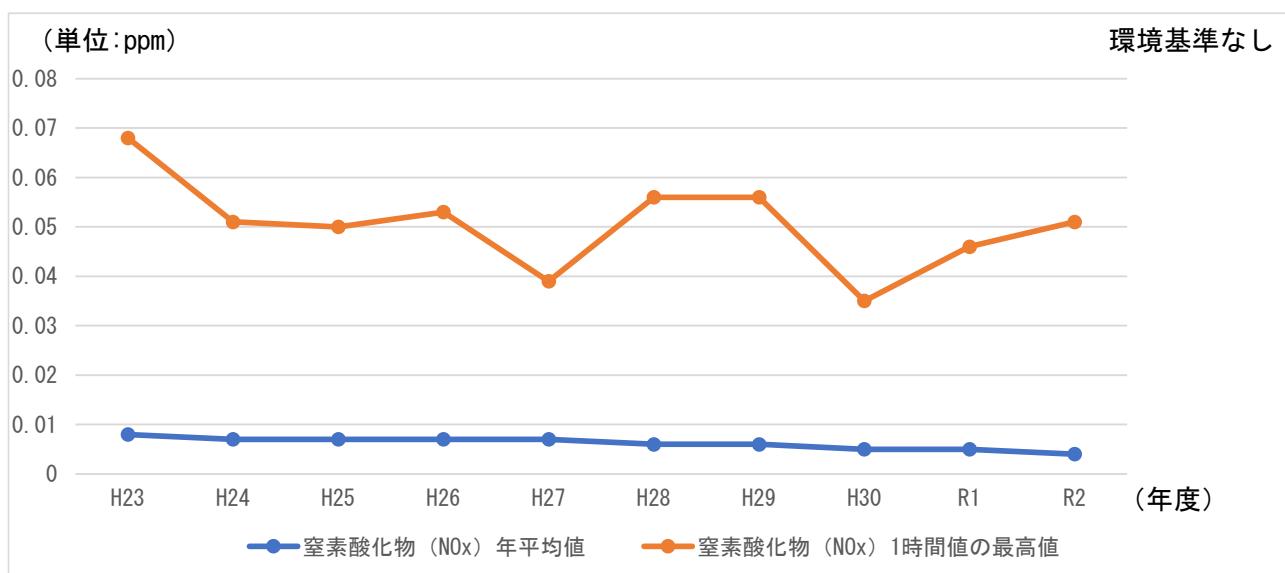
出典：埼玉県の大気状況(寄居観測所)

図 2-12 二酸化窒素 (NO₂) の推移



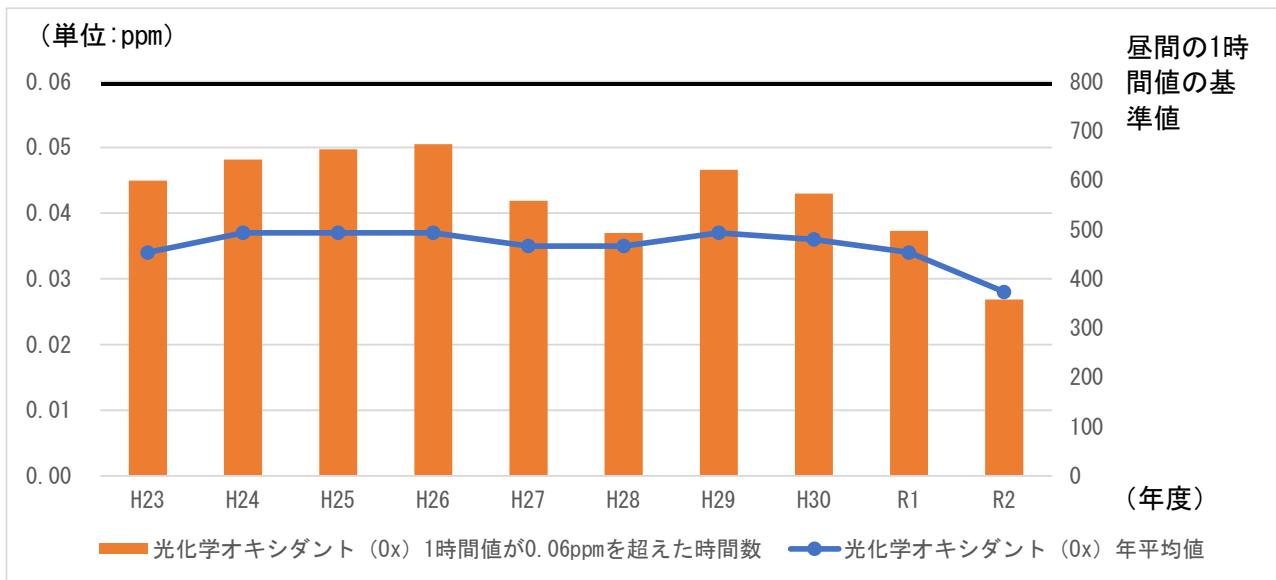
出典：埼玉県の大気状況(寄居観測所)

図 2-13 一酸化窒素 (NO) の推移



出典：埼玉県の大気状況(寄居観測所)

図 2-14 窒素酸化物 (NOx) の推移



出典：埼玉県の大気状況(寄居観測所)

図 2-15 光化学オキシダント (0x) の推移

2) 水環境

表 2-6 河川水質の推移

河川名	実施年度・BOD結果 (mg/L)										
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
井戸沢川	3.0			1.6			4.2			5.9	
風布川	0.5			0.5			0.5			0.5	
逆川	1.3			1.6			0.5			0.5	
大正寺川	14.1			20.1			97.6			6.8	
少林寺川	15.5			3.2			9.4			4.1	
天沼川①	1.0			1.1			1.3			0.5	
天沼川②	8.5			7.4			17.3			3.2	
蛇越川	1.7			0.6			0.5			0.5	
西藤治川	24.0			3.1			4.1			16.4	
藤治川	1.8			0.9			1.0			1.1	
荒谷川			2.4			1.3			0.8		
坂東沢川			1.5			1.0			0.8		
土井ノ沢川			1.0			0.5			0.5		
三品川			1.3			1.5			1.1		
平倉川			0.5			0.5			0.5		
山居川			0.9			0.5			0.8		
栃谷川			0.5			0.7			0.5		
五ノ坪川			0.6			0.6			0.9		
深沢川			0.9			0.5			0.5		
長久院川			11.8			4.7			2.1		
関山川		5.3			7.2			4.6	1.8		2.5
宮川		5.4			4.5			2.6	1.4		1.9
塩沢川①		1.4			0.9			0.6			0.7
塩沢川②		3.5			2.1			3.0			2.0
明神川		9.3			4.1			5.0			5.7
谷津川		0.9			0.7			0.5			0.8
吉野川①		30.0			4.0			7.0			7.0
吉野川②		5.9			2.2			10.7			2.3
新吉野川		0.8			0.5			0.8			0.9
市野川		0.9			0.8			0.5			0.5
平均値	7.14	6.34	2.14	4.01	2.70	1.18	13.64	3.53	0.98	3.95	2.43

出典：生活環境エコタウン課

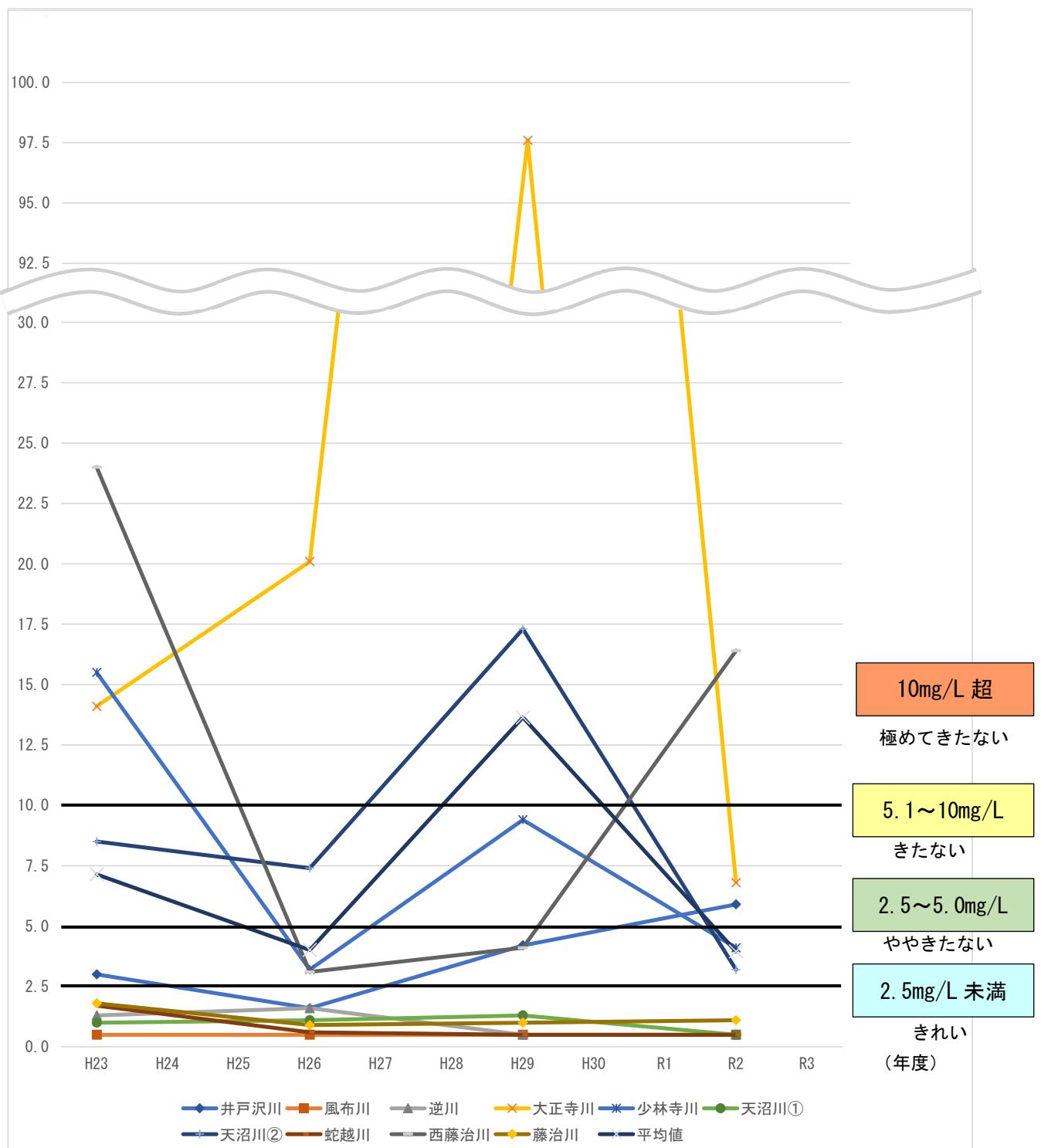
備考：複数地点ある河川の採水ポイント

天沼川①：荒川合流前、 天沼川②：天沼北団地跡地付近

塩沢川①：荒川合流前、 塩沢川②：農免道付近

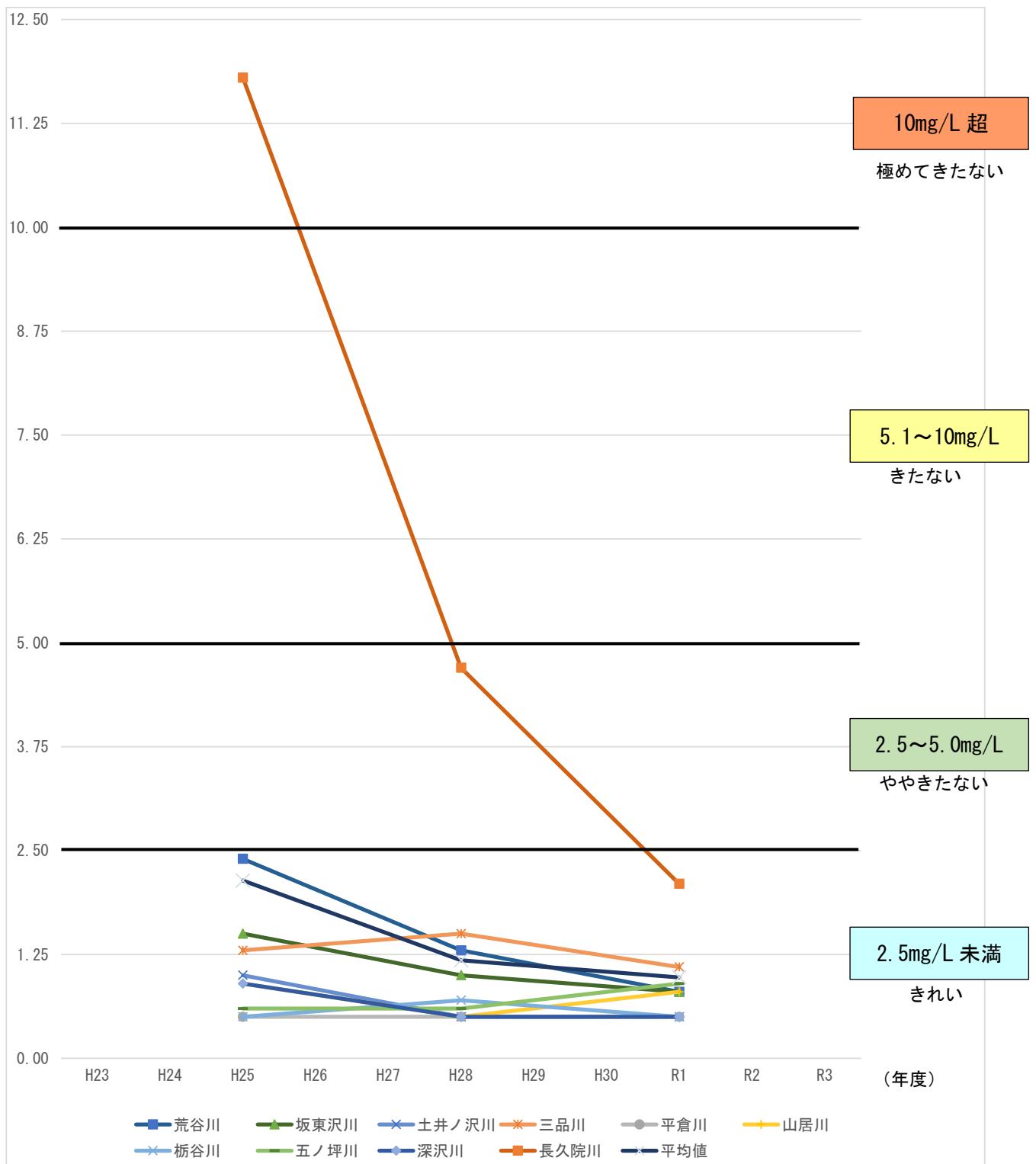
吉野川①：赤木橋上流付近、 吉野川②：明神川合流前

2.5未満	きれい
2.5～5.0	ややきたない
5.1～10	きたない
11以上	きわめて汚い



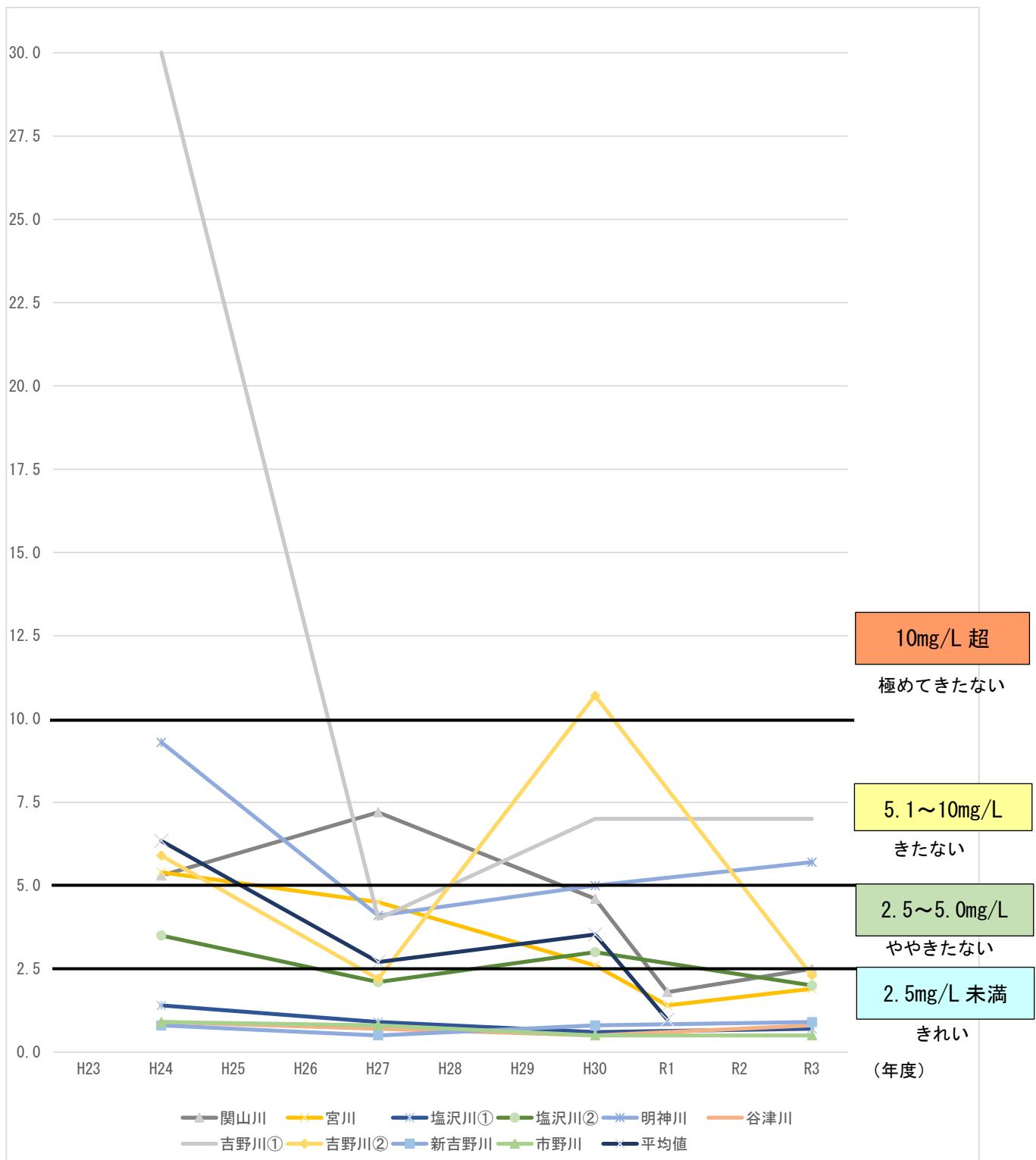
※データが欠損している箇所はその前後を直線補間としました。

図 2-16 河川水質の推移(1)



※データが欠損している箇所はその前後を直線補間としました。

図 2-17 河川水質の推移(2)



※データが欠損している箇所はその前後を直線補間としました。

図 2-18 河川水質の推移(3)

第3章 ごみ処理の状況

第1項 ごみの発生量の実績及びその性状

1. ごみ処理の流れ

本町から排出されるごみの流れを以下に示します。

住民が排出する可燃ごみ及び可燃粗大ごみは江南清掃センター及び深谷清掃センターで処理し、事業者が排出する可燃ごみは江南清掃センターで処理しています。不燃ごみ（資源）は、大里広域クリーンセンターで処理し、不燃ごみ（資源（小型家電））及び資源物は民間業者で資源化しています。有害ごみは本町が回収し、民間業者で資源化しています。

なお、一部の資源物は集団回収などにより回収され、直接資源化されています。

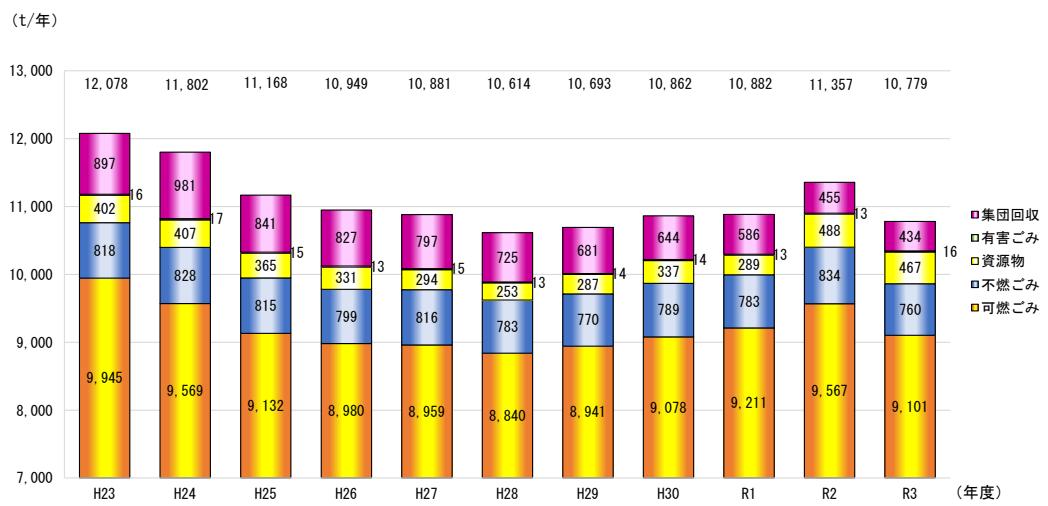


図3-1 ごみ処理の流れ

2. 種類別排出量

ごみ総排出量は、平成 28 年度から令和 2 年度まで増加傾向にありましたが、令和 3 年度は減少しています。種類別では可燃ごみが最も多く割合を占めており、平成 28 年度から令和 2 年度まで増加傾向にありましたが、令和 3 年度は減少しています。不燃ごみと資源物は、増減を繰り返しており、平成 23 年度と比較すると、不燃ごみは減少、資源物は増加しています。集団回収は減少傾向にあります。

なお、令和元年度以降は新型コロナウィルスの影響で在宅勤務やステイホームが増えた事により、可燃ごみが増加したことと考えられます。



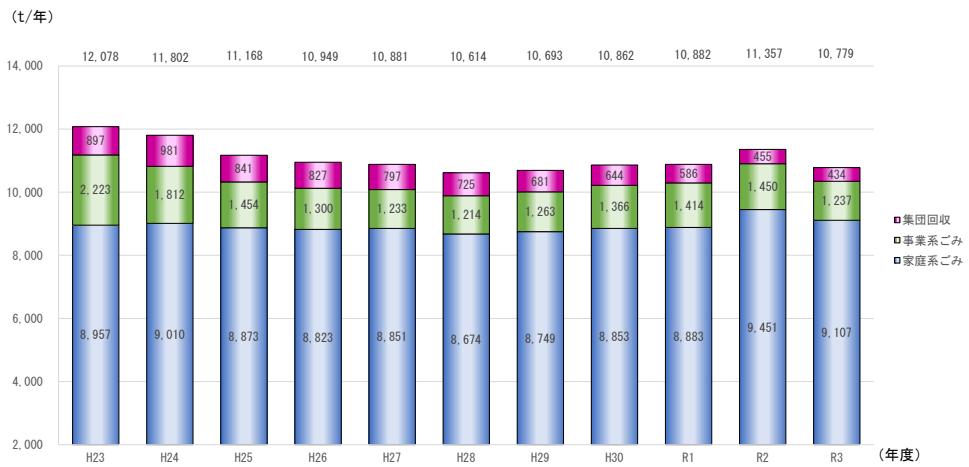
※年間量は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

図 3-2 種類別排出量

3. 排出形態別排出量

家庭系ごみは平成 28 年度以降増加傾向にあります。事業系ごみは平成 28 年度から令和 2 年度まで増加傾向にありましたが、令和 3 年度は減少しています。

なお、令和元年度以降は新型コロナウィルスの影響で在宅勤務やステイホームが増えた事により、家庭系ごみが増加したことも考えられます。



※年間量は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

※家庭系ごみは、可燃ごみの委託収集、持込、不燃ごみ、資源物、有害ごみの合計としました。

図 3-3 排出形態別排出量

4. 1人1日当たりの排出量

1人1日当たりの排出量は平成 28 年度以降増加傾向にあります。家庭系ごみも増加傾向にありますが、集団回収は減少傾向にあります。

なお、令和元年度以降は新型コロナウィルスの影響で在宅勤務やステイホームが増えた事により、家庭系 1 人 1 日当たりの排出量が増加したことに伴い、1 人 1 日当たり排出量が増加したことも考えられます。

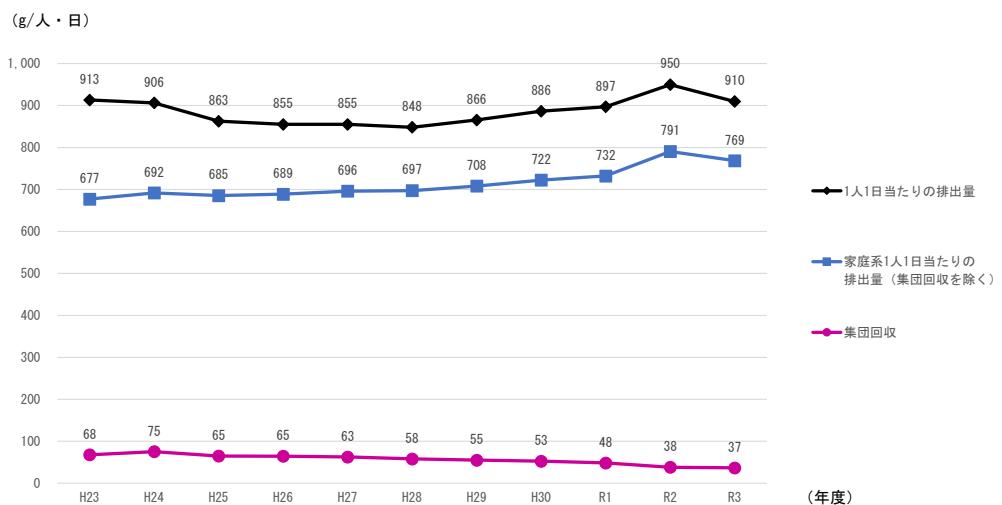


図 3-4 1人1日当たりの排出量

5. 1日当たりの事業系ごみの排出量

1日当たりの事業系ごみは令和2年度まで増加傾向にありましたが、令和3年度は減少しています。

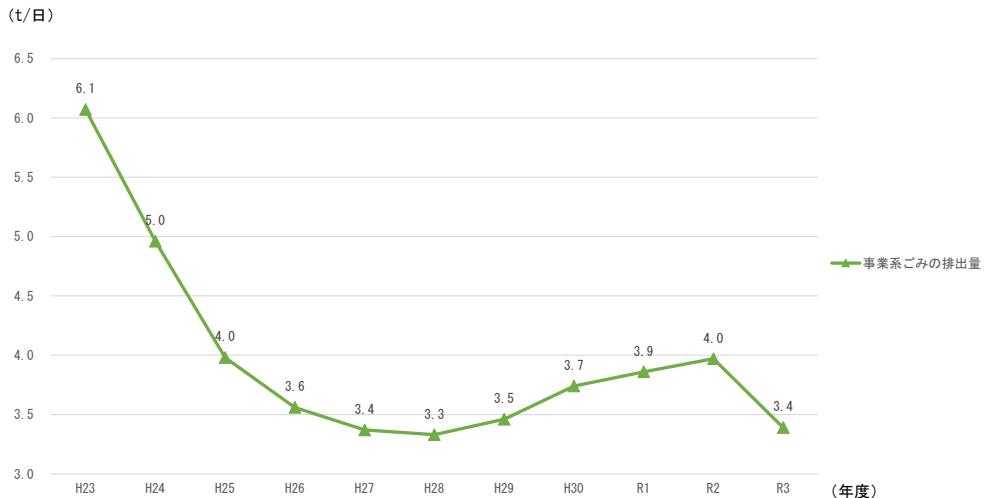


図3-5 1日当たりの事業系ごみの排出量

6. 中間処理量

本町の焼却処理量を図3-6、資源化量とリサイクル率を図3-7に示します。

可燃ごみや可燃粗大ごみは江南清掃センター及び深谷清掃センターで焼却処理を行っています。焼却処理量は平成28年度から令和2年度まで増加傾向にありましたが、令和3年度は減少しています。

資源として回収しているものは、分別収集された資源物（新聞紙、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック、布類）と集団回収（紙類、雑がみ、金属類、布類、ビン類）、大里広域クリーンセンターに搬入した不燃ごみから回収されるビン類や缶類、ペットボトル、金属類などがあります。

資源物は、平成28年度以降増減を繰り返しており、平成23年度と比較すると増加しています。集団回収は減少傾向にあります。焼却残渣の資源化は、直近3か年はほぼ横ばいでいたが、平成23年度と比較すると減少傾向にあります。

なお、令和元年度以降は新型コロナウィルスの影響で在宅勤務やステイホームが増えた事により、家庭系可燃ごみが増加したことと考えられます。

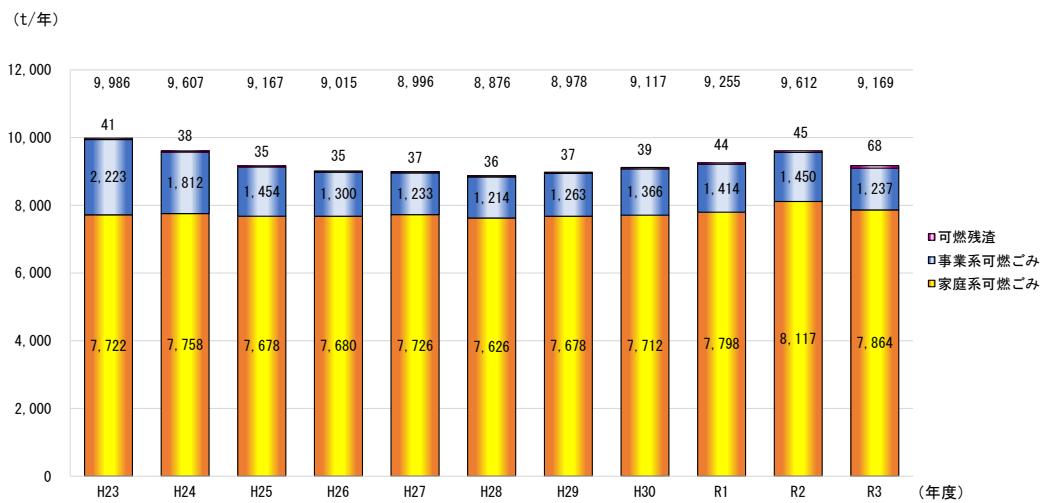
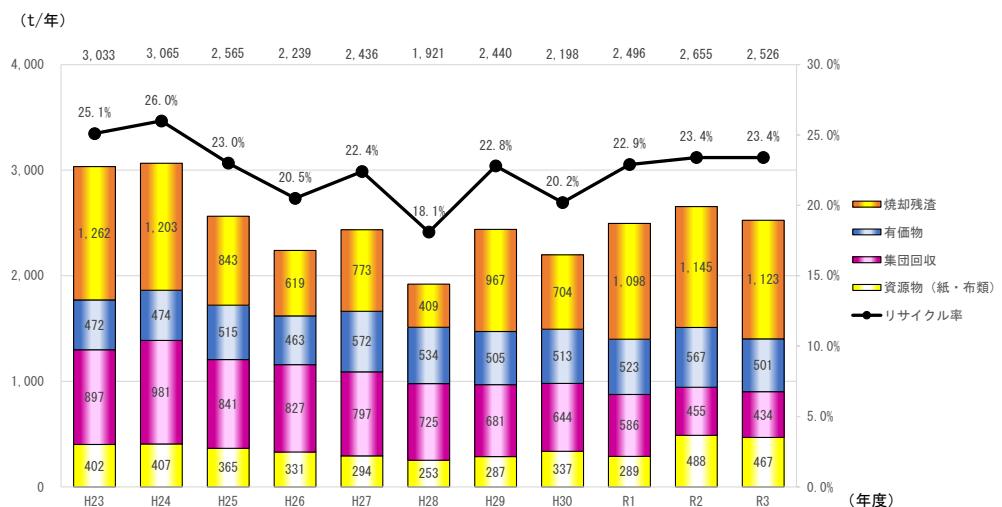


図 3-6 焼却処理量（外務委託量を含む）

※年間量は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。



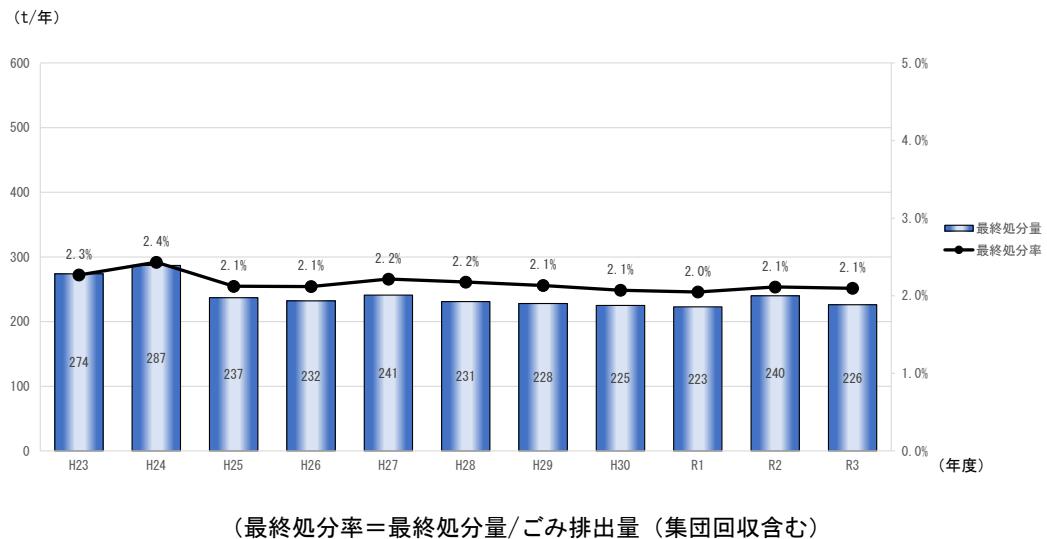
（リサイクル率 = （資源物+集団回収+有価物+焼却残渣）/総排出量）

※年間量は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

図 3-7 資源化量とリサイクル率（外部委託量を除く）

7. 最終処分量

焼却残渣は資源化し、大里広域クリーンセンターで処理後に発生する混合残渣は、彩の国資源循環工場等で一部を資源化し、不燃残渣は埼玉県環境整備センターで埋立処分しています。そのため、令和3年度の最終処分は226t、最終処分率は2.1%と極めて低くなっています。



(最終処分率=最終処分量/ごみ排出量（集団回収含む）

図 3-8 最終処分量

8. ごみの性状

深谷清掃センターでは、紙・布類は33%から57%程度含まれており、ちゅう芥類は10%から22%程度含まれています。

江南清掃センターでは、紙・布類は40%から56%程度含まれており、ちゅう芥類は11%から22%程度含まれています。

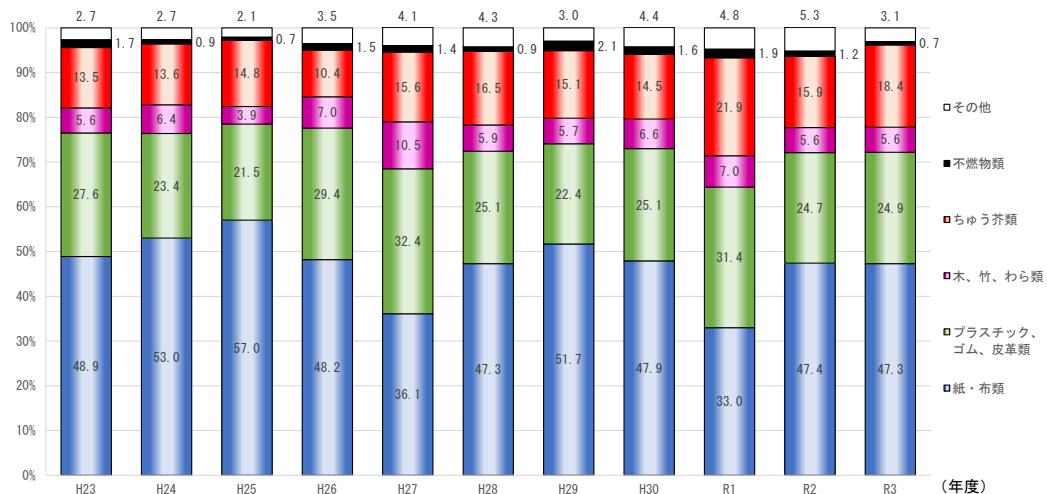


図 3-9 深谷清掃センターにおけるごみ組成分析結果

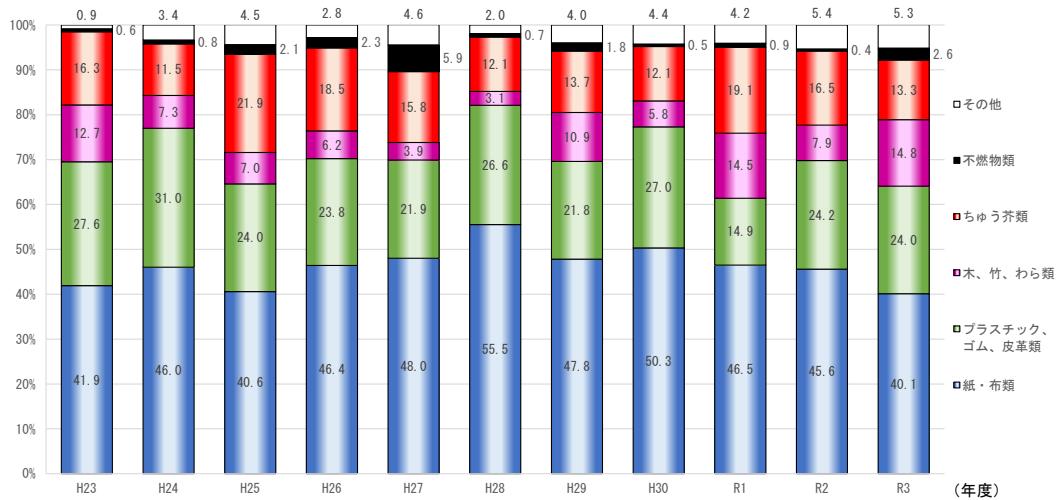


図 3-10 江南清掃センターにおけるごみ組成分析結果

表 3-1 ごみの性状

		H23		H24		H25		H26		H27		H28	
ごみ組成分析		深谷清掃センター	江南清掃センター										
紙・布類	%	48.9	41.9	53.0	46.0	57.0	40.6	48.2	46.4	36.1	48.0	47.3	55.5
プラスチック、ゴム、皮革類	%	27.6	27.6	23.4	31.0	21.5	24.0	29.4	23.8	32.4	21.9	25.1	26.6
木・竹・わら類	%	5.6	12.7	6.4	7.3	3.9	7.0	7.0	6.2	10.5	3.9	5.9	3.1
ちゅう芥類	%	13.5	16.3	13.6	11.5	14.8	21.9	10.4	18.5	15.6	15.8	16.5	12.1
不燃物類	%	1.7	0.6	0.9	0.8	0.7	2.1	1.5	2.3	1.4	5.9	0.9	0.7
その他	%	2.7	0.9	2.7	3.4	2.1	4.5	3.5	2.8	4.1	4.6	4.3	2.0
単位容積重量	kg/m³	162.0	310.0	197.0	135.0	172.0	146.0	137.0	184.0	167.0	167.0	141.0	146.0
水分	%	44.9	47.8	51.6	46.1	47.5	45.2	39.6	46.9	47.3	43.6	45.8	43.3
可燃物	%	49.8	47.1	42.7	48.6	47.5	48.3	54.5	47.0	47.0	47.8	49.5	52.4
灰分	%	5.3	5.1	5.7	5.3	5.0	6.5	5.9	6.1	5.8	8.7	4.8	4.3
低位発熱量(計算値)	kcal/kg	1,974	1,831	1,613	1,911	1,851	1,901	2,217	1,833	1,829	1,887	1,953	2,100

		H29		H30		R1		R2		R3	
ごみ組成分析		深谷清掃センター	江南清掃センター								
紙・布類	%	51.7	47.8	47.9	50.3	33.0	46.5	47.4	45.6	47.3	40.1
プラスチック、ゴム、皮革類	%	22.4	21.8	25.1	27.0	31.4	14.9	24.7	24.2	24.9	24.0
木・竹・わら類	%	5.7	10.9	6.6	5.8	7.0	14.5	5.6	7.9	5.6	14.8
ちゅう芥類	%	15.1	13.7	14.5	12.1	21.9	19.1	15.9	16.5	18.4	13.3
不燃物類	%	2.1	1.8	1.6	0.5	1.9	0.9	1.2	0.4	0.7	2.6
その他	%	3.0	4.0	4.4	4.4	4.8	4.2	5.3	5.4	3.1	5.3
単位容積重量	kg/m³	143.0	136.0	133.0	148.0	181.0	174.0	145.0	178.0	177.0	136.0
水分	%	43.5	41.2	37.9	43.9	47.5	36.1	48.6	38.9	47.9	33.4
可燃物	%	50.0	52.0	53.1	50.8	45.6	54.3	47.6	53.0	46.6	56.0
灰分	%	6.5	6.9	9.1	5.3	7.0	9.6	3.8	8.1	5.6	10.6
低位発熱量(計算値)	kcal/kg	1,989	2,092	2,161	2,020	1,765	2,227	1,850	2,152	1,808	2,321

出典：組合資料

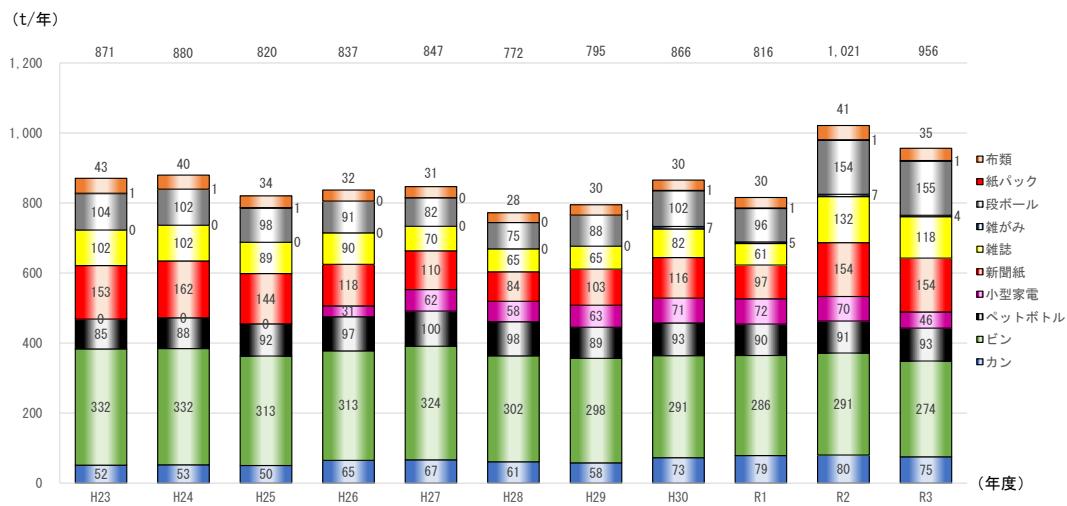
※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

第2項 ごみの減量化・再資源化

1. 資源となるごみの分別収集

家庭系ごみでは、不燃ごみとしてカン、BIN、ペットボトル、小型家電を分別、資源物として新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック、布類を分別収集しています。

収集量は増減を繰り返していますが、平成23年度と比較すると全体的に増加傾向にあります。

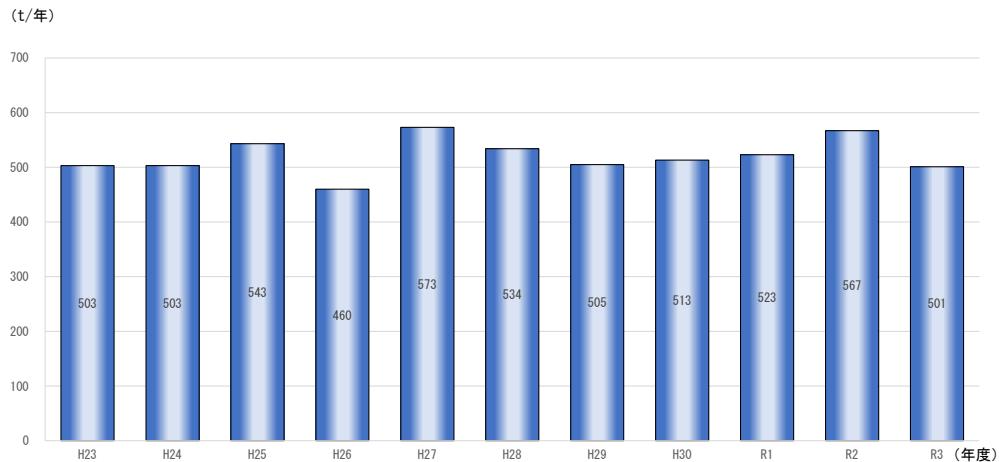


※年間量は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

図3-11 資源となるごみの収集量（集団回収は含まない）

2. 不燃ごみからの資源回収

収集された不燃ごみは大里広域クリーンセンターで処理し、有価物を回収しています。有価物の回収量を以下に示します。



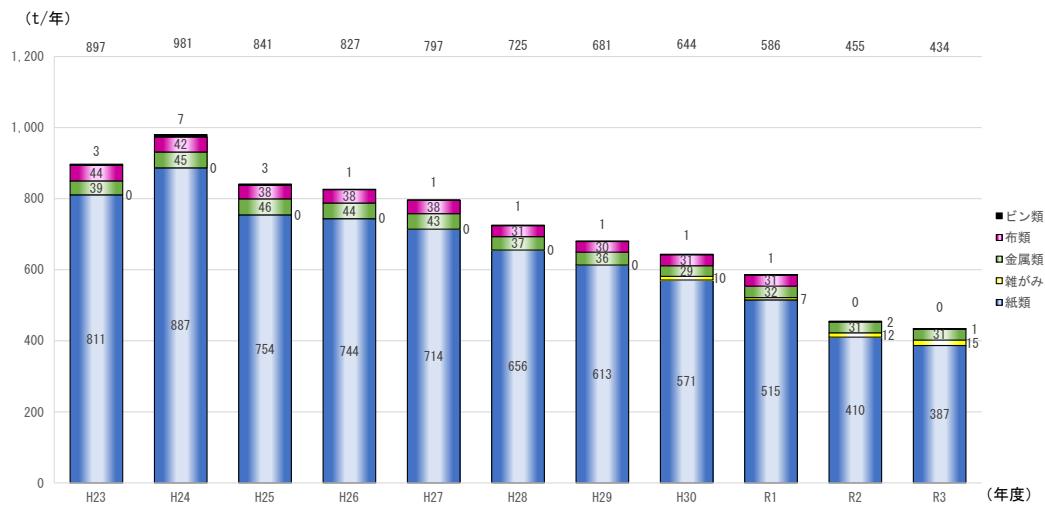
出典：組合資料

※再検証により平成23年度から平成27年度までの数値に前回計画と差異があります。

図3-12 不燃ごみからの有価物回収量

3. 集団回収

資源を回収している住民団体に、回収した量に応じたりサイクル活動推進奨励金の支給を行っています。回収品目は紙類、雑がみ、金属類、布類、ビン類であり、雑がみの回収量は増加していますが、全体の回収量は減少傾向にあります。



※年間量は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

図 3-13 集団回収量

第3項 ごみ処理の体制

1. 家庭系ごみの処理体制

家庭系ごみの収集運搬は委託で行っています。収集運搬体制を以下に示します。

可燃ごみは、深谷清掃センター、江南清掃センターにおいて焼却処理し、焼却残渣は熊谷市内の再資源化事業者に委託しセメント原料として再生利用しています。

不燃ごみは、大里広域クリーンセンターにおいて破碎処理・選別処理・保管を行い、混合残渣は、彩の国資源循環工場等で一部を資源化し、不燃残渣は埼玉県環境整備センターで埋立処分しています。

江南清掃センター及び深谷清掃センターでは家庭系可燃ごみの直接搬入を受け入れており、手数料は50kgまでは無料、50kgを超える量については10kg当たり10円とされています。なお、量については有料で、10kg当たり180円の手数料となり、10枚程度の受け入れとしています。

家庭系不燃ごみの直接搬入は、協力企業の敷地内に引取所を設置し、手数料は無料とされています。

表3-2 収集運搬体制

項目＼区分	家庭系	事業系
可燃ごみ	委託	許可
不燃ごみ	委託	
資源物	委託	
有害ごみ	委託	
収集運搬	委託：3業者 許可：58業者	
収集運搬車両	委託：27台 許可：83台	

出典：生活環境エコタウン課（令和4年4月1日現在）

2. 事業系ごみの処理体制

事業系ごみ（事業活動に伴って生じた廃棄物）は、ごみ集積所に出すことはできないため、事業者自らの責任において適正な処理をお願いしています。

なお、事業系可燃性一般廃棄物は、本町の許可業者に委託するか、江南清掃センターに直接搬入することができ、直接搬入の場合の手数料は10kgにつき180円とされています。産業廃棄物の受入は行っていません。

事業系可燃性一般廃棄物は、江南清掃センターにおいてのみ家庭系可燃ごみと同じように焼却処理を行い、焼却残渣は熊谷市内の再資源化事業者に委託しセメント原料として再

生利用しています。

3. 中間処理の状況

可燃ごみ、不燃ごみの中間処理は、現在、組合において行なわれています。

中間処理施設の概要を以下に示します。

表 3-3 中間処理施設（可燃ごみ）の概要

施 設 名	大里広域市町村圏組合立・江南清掃センター
所 在 地	熊谷市千代 9 番地
施 設 規 模	100t/日 (50 t /24 h × 2 炉)
処 理 方 式	全連続燃焼式（ストー式）
建 設 年 度	着工：昭和 53 年 8 月 竣工：昭和 54 年 12 月 改造工事（ダイオキシン恒久対策）平成 13 年度～平成 14 年度 基幹改良工事（長寿命化対策）平成 27 年度～28 年度
余 熱 利 用	場内温水、場外温水

施 設 名	大里広域市町村圏組合立・深谷清掃センター
所 在 地	深谷市樺合 750 番地
施 設 規 模	120t/日 (60 t /24 h × 2 炉)
処 理 方 式	全連続燃焼式（ストー式）
建 設 年 度	着工：平成元年 8 月 竣工：平成 4 年 3 月 改造工事（ダイオキシン恒久対策）平成 13 年度～平成 14 年度 基幹改良工事（長寿命化対策）平成 27 年度～28 年度
余 熱 利 用	場内温水、場外温水

施 設 名	大里広域市町村圏組合立・熊谷衛生センター	
所 在 地	熊谷市西別府 583 番地 1	
区 分	第一工場	第二工場
施 設 規 模	140t/日 (70t/24 h × 2 炉)	180t/日 (90 t /24 h × 2 炉)
処 理 方 式	全連続燃焼式（ストー式）	全連続燃焼式（ストー式）
建 設 年 度	着工：昭和 53 年 10 月 竣工：昭和 55 年 3 月 改造工事 (ダイオキシン恒久対策) 平成 13 年度～平成 14 年度 基幹改良工事（長寿命化対策） 平成 29 年度～30 年度	着工：昭和 62 年 8 月 竣工：平成元年 8 月 改造工事 (ダイオキシン恒久対策) 平成 11 年度～平成 12 年度 基幹改良工事（長寿命化対策） 平成 25 年度～26 年度
余 熱 利 用	場内温水、場外温水	場内温水、場外温水

表 3-4 中間処理施設（不燃ごみ）の概要

施 設 名	大里広域市町村圏組合立・大里広域クリーンセンター
所 在 地	熊谷市大字大麻生 200 番地 2
施 設 規 模	60t/日 (破碎能力 : 60 t / 5 h、前処理設備 : 38.7t/5 h、金属プレス機 : 15 t / 5 h)
処 理 方 式	横型回転式
建 設 年 度	着工 : 昭和 57 年 6 月 竣工 : 昭和 58 年 3 月

表 3-5 中間処理施設（ペットボトル）の概要

施 設 名	大里広域市町村圏組合立・大里広域クリーンセンター内 ペットボトル減容化施設
所 在 地	熊谷市大字大麻生 200 番地 2
施 設 規 模	4t/日 (能力 : 4 t / 5 h)
処 理 方 式	手選別及び圧縮機
建 設 年 度	着工 : 平成 11 年 6 月 竣工 : 平成 11 年 12 月

表 3-6 中間処理施設（彩の国資源循環工場）の概要

処 分 業 者 名	オリックス資源循環株式会社 寄居工場
所 在 地	寄居町大字三ヶ山 313 番地
施 設 規 模	焼却施設(ガス化改質方式) 450 t / 日 (24 h)
資 源 化 方 法	サーマリサイクル(燃料ガス、溶融スラグ)
建 設 年 度	着工 : 平成 16 年 4 月 竣工 : 平成 18 年 2 月

処 分 業 者 名	オリックス資源循環株式会社 寄居バイオガスプラント
所 在 地	寄居町大字西ノ入 3050 番地 23
施 設 規 模	乾式メタン発酵施設 77.12t/日 (24 h)
資 源 化 方 法	乾式メタン発酵(燃料ガス)

処 分 業 者 名	株式会社エコ計画
所 在 地	寄居町大字三ヶ山 262 番地
施 設 規 模	焼却施設 90 t / 日 (24 h) 圧縮施設 35 t / 日 (8 h) 破碎・減容施設 10t t / 日 (8 h) 破碎選別施設 3.01 t / 日 (8 h)

資源化方法	総合リサイクル(肥料、RPF 固形燃料)
処分業者名	株式会社環境サービス
所在地	寄居町大字三ヶ山 263 番地 1
施設規模	一次破碎施設 44 t / 日 (20 h) 破碎減容施設 26.4 t / 日 (22 h)
資源化方法	RPF 製造リサイクル(固形化燃料)

処分業者名	株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン
所在地	寄居町大字三ヶ山 330 番地 1
施設規模	水銀回収(破碎加熱処理) 11 t / 日 (24 h)
資源化方法	蛍光管リサイクル(ガラス、金属)

処分業者名	株式会社イル・クリーンテック
所在地	寄居町大字三ヶ山 328 番地
施設規模	堆肥化施設 108 t / 日
資源化方法	生ごみ・食品リサイクル(堆肥)

処分業者名	ツネイシカムテックス株式会社
所在地	寄居町大字三ヶ山 250 番地 1
施設規模	破碎選別施設 364.8 t / 日 (24 h) 焼成施設 316.52 t / 日 (24 h) 粉碎施設 211.88 t / 日 (16 h) 造粒施設 206.4 t / 日 (16 h) 選別施設 2,640 t / 日 (24 h)
資源化方法	焼却灰リサイクル(人口砂)

処分業者名	よりいコンポスト株式会社
所在地	寄居町大字三ヶ山 352 番地
施設規模	発酵堆肥化施設 200 t / 日
資源化方法	汚泥リサイクル(有機肥料)

4. 最終処分の状況

本町の可燃ごみと不燃ごみは、現在、組合において処理しており、処理後の焼却残渣は民間委託によりセメント原料等に再利用し、選別や破碎処理後の資源物は民間委託によりリサイクルし、不燃残渣は埼玉県環境整備センターにおいて最終処分（埋立）しています。

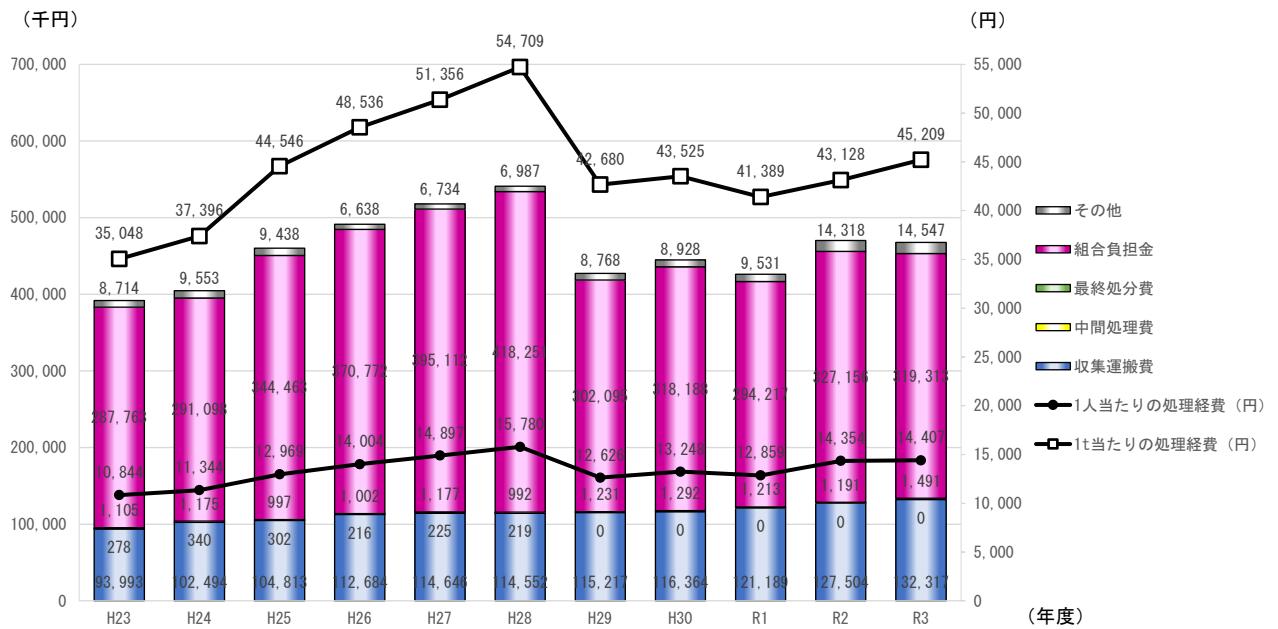
埼玉県環境整備センターの概要を以下に示します。

表 3-7 最終処分場の概要

名 称	埼玉県環境整備センター	
所 在 地	寄居町大字三ヶ山、大字富田地内	
事 業 者	埼玉県	
事 業 内 容	一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分（埋立処分）	
埋 立 の 期 間	平成元年2月から令和13年※3月31日まで ※関係機関と県が締結した新協定により、平成28年から令和13年まで延長。	
受 入 対 象	県内市町村、一部事務組合からの一般廃棄物 中小企業等の県内で排出された産業廃棄物・建設残土	
規 模	敷地面積	137.4ha
	埋立面積	28.3ha
	埋立重量	271万トン
埋 立 廃 棄 物 (有害廃棄物を除いた無機物を中心とした廃棄物で、次に掲げるものの。これらのものでも更に含水率、大きさ、形状などの制限をしている。)	一般廃棄物 (市町村等)	ごみ焼却灰 し尿処理場焼却灰 不燃物
	産業廃棄物 (県、企業局、公社、中小企業者、リサイクル推進企業)	燃え殻 廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず 鉱さい がれき類
	建設 残 土	

5. ごみ処理経費の状況

令和3年度のごみ処理経費は約4億6,800万円で、1人当たりの処理経費は14,407円、1t当たりの処理経費は45,209円でした。組合負担金である処理及び維持管理費が減少したことにより、平成29年度に減少し、令和元年度まではほぼ横ばいでしたが、建設・改良費や収集運搬費の増加に伴い、令和2年度以降、全体的に増加傾向にあります。



出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果

図3-14 処理経費

第4項 ごみ処理の施策展開の現状

ごみの発生・排出抑制の施策、分別排出、収集運搬、中間処理、最終処分等の主な施策の実施状況を以下に示します。

年	月 日	ごみ処理に関する主な施策
H12	4月1日	生ごみ処理容器購入費補助金開始
H13	4月1日	不燃ごみ収集袋の指定袋収集開始
H14	4月	大里広域市町村圏組合「秋山最終処分場」埋め立て開始
	12月1日	寄居町環境事業所の稼動休止(昭和59年4月1日稼動開始)
H17	3月31日	生ごみ処理容器購入費補助金終了(平成16年度末)
H18	9月29日	大里広域市町村圏組合「秋山最終処分場」埋め立て終了
H19	3月	寄居町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定
H20	4月1日	不燃ごみ収集袋の透明袋収集開始(指定袋の解除)
H23	12月1日	廃乾電池のボックス回収開始(於:役場庁舎)
H24	1月28日	廃蛍光管臨時回収開始(於:役場庁舎)
	5月1日	廃乾電池のボックス回収開始(於:男衾連絡所・用土連絡所)
	8月1日	ふれあい収集事業開始
H25	4月10日	不燃ごみ引取り所開設(於:益栄商事株)
	10月1日	ごみ収集カレンダー配布開始
H26	3月2日	大雪災害(2月14日)による災害廃棄物受入(9月1日まで)
	4月1日	不燃ごみ収集の曜日固定収集開始
	4月1日	缶詰・菓子缶等の缶類の分別が変更(不燃ごみの「その他」→「カン類」)
	10月1日	使用済小型家電のステーション収集開始
H28	4月1日	100円ライターの分別収集改正(分解せずに単体で不燃ごみに)
H29	3月	寄居町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(第2次)策定
H30	4月1日	資源物において雑がみの分別回収開始
R4	7月	寄居町災害廃棄物処理計画策定

第5項 前回計画の検証

1. 数値目標の検証（達成状況）

1) 1人1日当たりの資源物を除く家庭系ごみ排出量を578g/人・日以下に削減する

前回計画における資源物を除く1人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標値は、計画目標年度である令和8年度において「578g/人・日以下に削減」であり、中間目標である令和3年度においては「602g/人・日以下に削減」することが目標でした。

中間目標年度である令和3年度実績は688g/人・日であり、達成できていない状況で、直近5年間の1人1日当たり家庭系ごみ排出量は増加傾向にあり、達成することが難しい状況にあります。ごみ減量を推進するためには、家庭系ごみの1人1日当たりごみ排出量の削減が不可欠であるため、基本方針に基づく主な施策について、町民へさらなる情報提供や啓発の徹底を図り、一人ひとりが意識をして施策を実施していくことが重要です。

なお、令和元年度以降は新型コロナウィルスの影響により、家庭系ごみが増加したことも考えられます。

表3-8 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の計画値及び実績値

1人1日当たりの家庭系ごみ (資源物を除く)	単位 g/人・日	H29	H30	R1	R2	R3
		計画値 623	618	613	607	602
	実績値	644	652	665	705	688



図3-15 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の計画値及び実績値

2) 事業系ごみの排出量を1,241t/年で維持する

事業系ごみの排出量の計画値及び実績値を表3-9及び図3-16に示します。

過去5年間をみると、事業系ごみの排出量は平成29年度から令和2年度までは増加傾向にありましたが、中間目標年度である令和3年度実績は1,237t/年と目標値以下にあり、目標を達成しています。

今後の事業系ごみ排出量の動向を注視しつつ、排出抑制や資源化の推進を行い、減少傾向を維持していく必要があります。

表3-9 事業系ごみの計画値及び実績値

	単位		H29	H30	R1	R2	R3
事業系ごみ	t/年	計画値	1,241	1,241	1,241	1,241	1,241
		実績値	1,263	1,366	1,414	1,450	1,237



図3-16 事業系ごみの計画値及び実績値

3) 集団回収を含む1人1日当たりのごみ排出量を835g/人・日以下に削減する

集団回収を含むごみ全体の1人1日当たりごみ排出量の計画値及び実績値を表3-10及び図3-17に示します。

中間目標年度である令和3年度実績は910g/人・日であり、目標値としていた845g/人・日を達成できていない状況で、直近5年間の1人1日当たりごみ排出量は増加傾向にあり、計画目標である令和8年度の835g/人・日を達成することが難しい状況にあります。

資源物を除く1人1日当たり家庭系ごみ排出量と同様に、集団回収を含むごみ全体の1人1日当たりごみ排出量の減量がごみの排出量の減量につながるため、必要な施策を講じ、町民や事業者へ周知することが重要です。

なお、令和元年度以降は新型コロナウィルスの影響により、家庭系ごみが増加したことに伴い集団回収を含むごみ排出量が増加したこととも考えられます。

表3-10 1人1日当たりごみ排出量の計画値及び実績値

	単位		H29	H30	R1	R2	R3
1人1日当たりのごみ排出量 (集団回収含む)	g/人・日	計画値	855	853	850	848	845

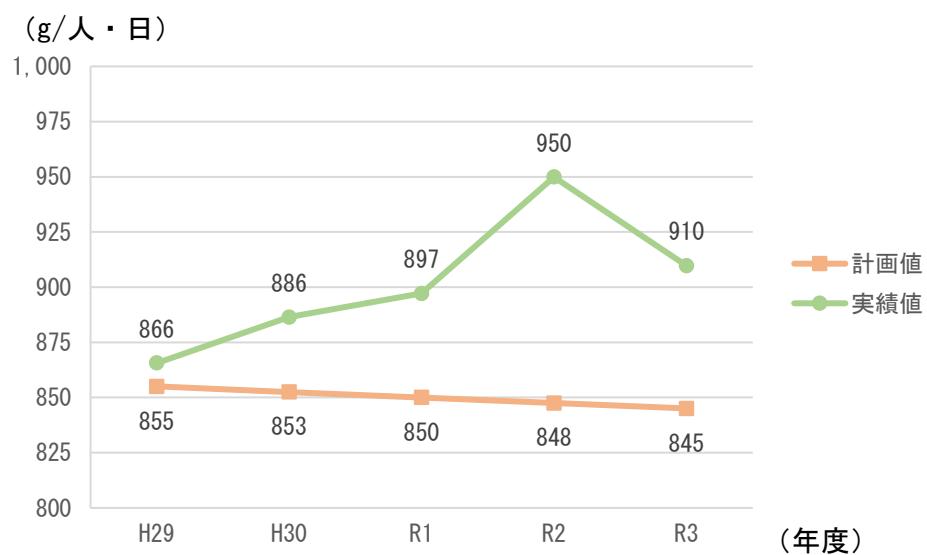


図3-17 1人1日当たりごみ排出量の計画値及び実績値

4) 資源化量を2,728t/年にする

資源化量の計画値及び実績値を表3-11及び図3-18に示します。

直近5年間をみると、資源化量は平成29年度から平成30年度にかけて減少しましたが、令和元年度以降は増加傾向となっています。令和3年度実績は2,526t/年であり、目標値としていた2,728t/年を達成できていない状況にあります。

これまで実施していた施策に加えて、町民や事業者の資源化に対する意識の向上につながる施策を強化し、分別排出の徹底を啓発する必要があります。

表3-11 資源化量の計画値及び実績値

	単位		H29	H30	R1	R2	R3
資源化量	t/年	計画値	2,728	2,728	2,728	2,728	2,728
		実績値	2,440	2,198	2,496	2,655	2,526

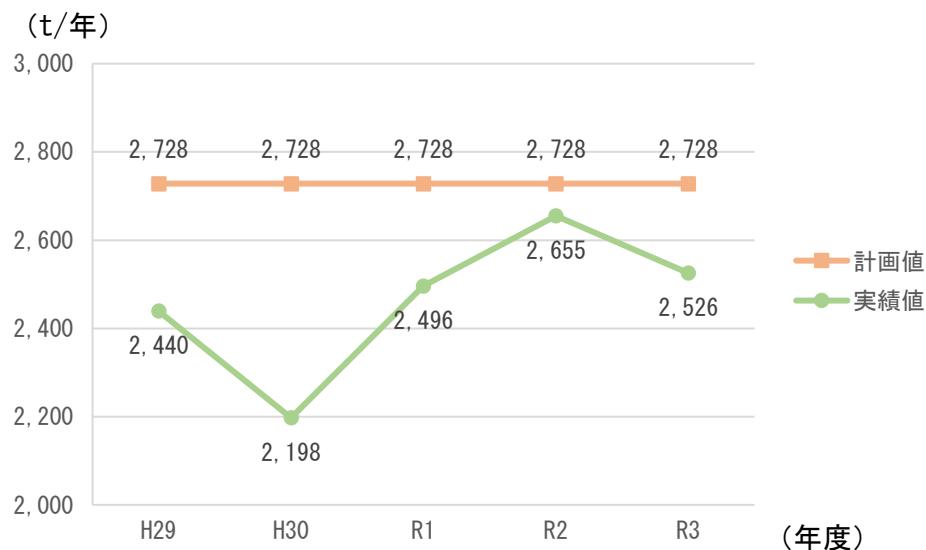


図3-18 資源化量の計画値及び実績値

5) リサイクル率を 28.2%にする

リサイクル率の計画値及び実績値を表 3-12 及び図 3-19 に示します。

リサイクル率は平成 29 年度から平成 30 年度にかけて減少しましたが、令和元年度以降は増加傾向となっています。令和 3 年度実績は 23.4%であり、目標値としていた 28.2%を達成できていない状況にあります。

リサイクル率を増加させるためには、ごみの減量や資源化量の増加が必要であるため、今後は講じている施策の町民への周知の徹底を図るとともに、排出抑制や資源化の推進を行うことが重要です。

表 3-12 リサイクル率の計画値及び実績値

	単位		H29	H30	R1	R2	R3
リサイクル率	%	計画値	28.2	28.2	28.2	28.2	28.2
		実績値	22.8	20.2	22.9	23.4	23.4

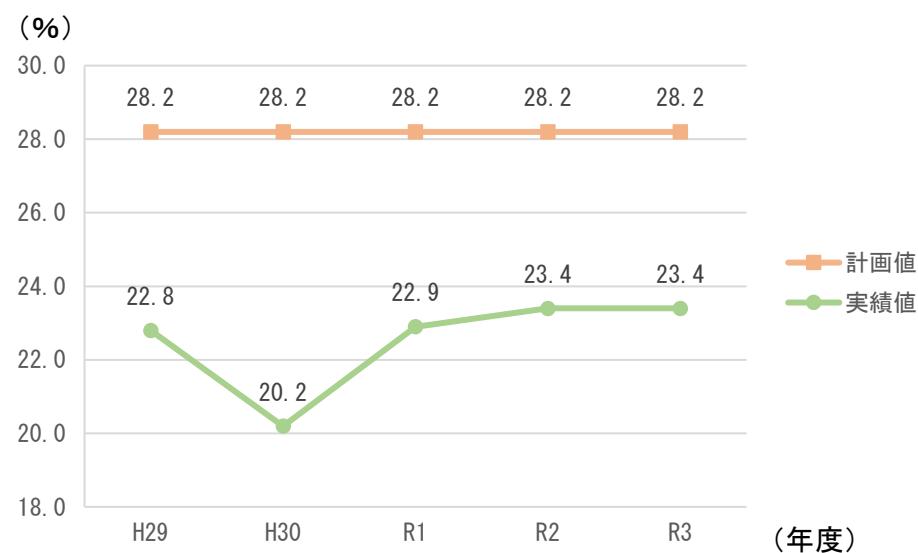


図 3-19 リサイクル率の計画値及び実績値

6) 最終処分量を 19g/人・日で維持する

最終処分量の計画値及び実績値を表 3-13 及び図 3-20 に示します。

直近 5 年間をみると、令和 2 年度実績が 20g/人・日と目標値を超えているものの、概ね目標値以下を維持している状況にあります。

今後も目標値である 19g/人・日以下を維持するため、これまで実施していた「資源物の分別収集」「不燃ごみ処理施設での金属等の資源物の回収」「焼却施設での減量化」を継続することが重要です。

表 3-13 最終処分量の計画値及び実績値

	単位		H29	H30	R1	R2	R3
最終処分量	g/人・日	計画値	19	19	19	19	19
		実績値	18	18	18	20	19

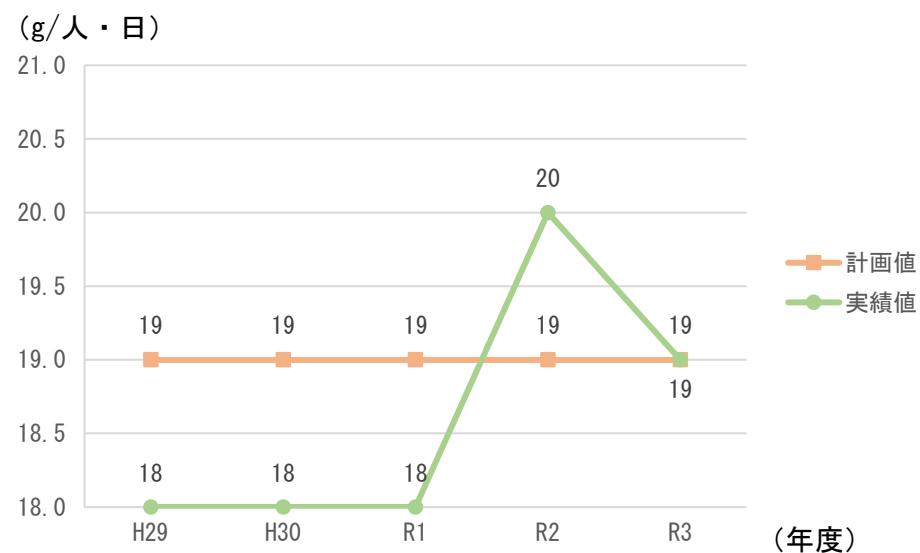


図 3-20 最終処分量の計画値及び実績値

2. 現状の方策の評価

前回計画の実施状況を表 3-14 に示します。

行政における方策については、未実施の方策が 1 件ありましたが、住民における方策については、全て実施できました。事業者における方策とその他による方策については、全て実施できました。

行政における方策に未実施である方策がみられたため、実施した方策は継続し、未実施の施策にも着手することが重要です。

表 3-14 前回計画の実施状況

施策	実施状況	取組内容
行政における方策		
① 情報提供と普及啓発	○	広報・HP等で情報提供及び普及啓発を実施
② 住民等への支援	○	再利用できる資源を集団回収する団体に対し、リサイクル活動推進奨励金を交付
③ 適正排出しやすい環境づくり	○	ごみの分別と出し方のパンフレット・看板を作成
④ 適正な処理・処分の実施	○	江南清掃センターでごみ検査を実施
⑤ 家庭ごみの有料化の検討	×	
⑥ 多量排出事業者等への指導	△	多量排出事業者等へごみの減量の指導・広報を実施、食り法適用排出事業者への指導・広報を実施
⑦ 許可業者の指導・育成	○	許可業者の指導・育成を実施
⑧ 温室効果ガス排出量の削減	○	平成 30 年 4 月より雑がみの分別収集を開始
⑨ 災害廃棄物の迅速・適正処理	○	令和 4 年 7 月に災害廃棄物処理計画を策定
住民における方策		
① マイバッグの活用とレジ袋の削減	○	広報等での普及啓発
② 生ごみの水切り、食べ残しの削減	○	広報等での普及啓発

施策	実施状況	取組内容
③ リターナブル容器の活用	○	広報等での普及啓発
④ 長期使用の推進	○	年2回フリーマーケットの実施※令和2年度～ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施
⑤ ごみ分別への協力	○	広報等での普及啓発、ごみの分別と出し方のパンフレット・看板を作成
⑥ 温室効果ガス排出量の削減	○	平成30年4月より雑がみの分別収集を開始

事業者における方策

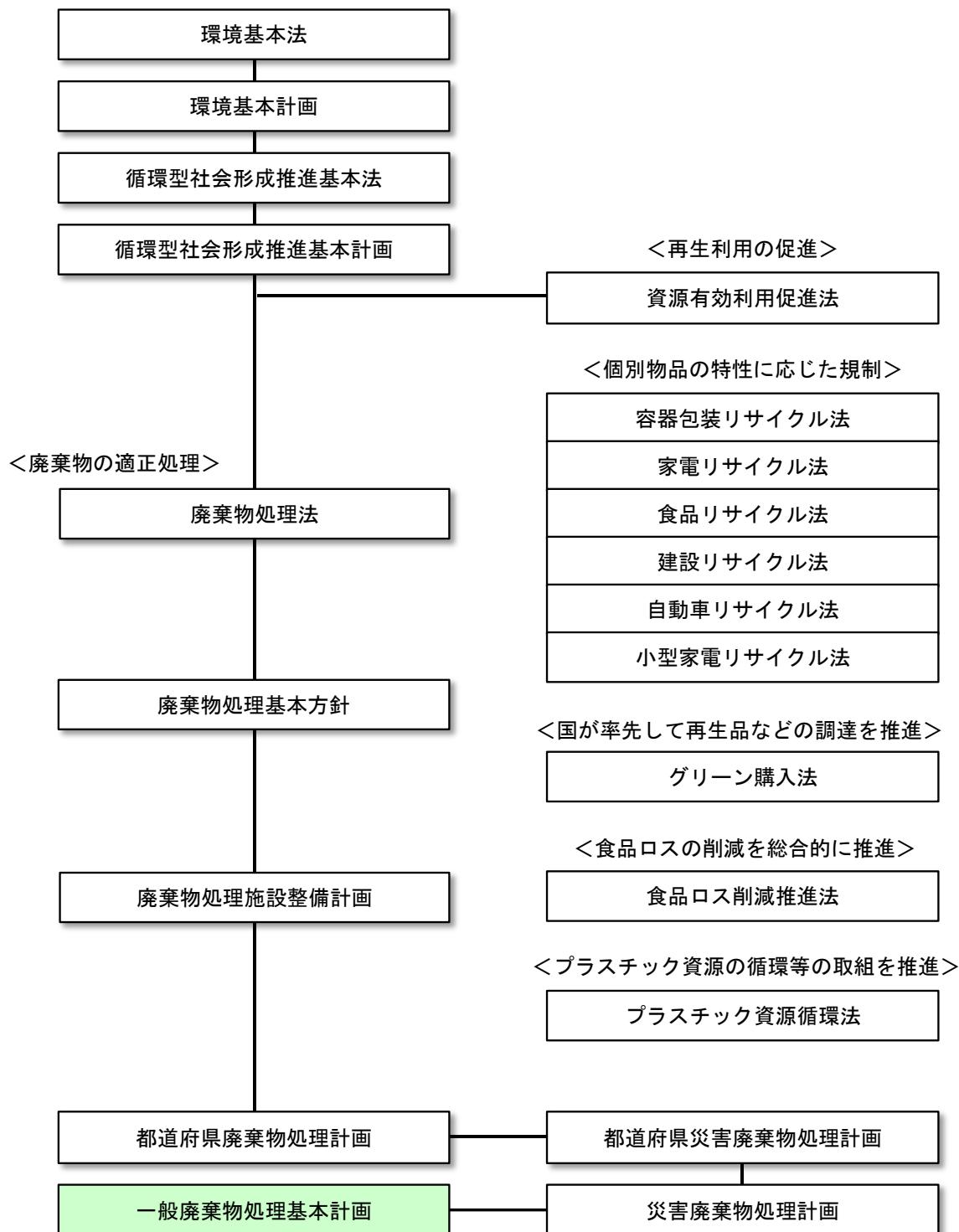
① 発生源における排出抑制・資源化の推進	○	チラシ等での普及啓発 事業者への立入調査・指導
② 適正な処理・処分の実施	○	チラシ等での普及啓発 事業者への立入調査・指導
③ ごみ分別への協力	○	事業者への立入調査・指導 江南清掃センターでごみ検査を実施
④ 食品リサイクル法に基づく肥料化・飼料化の推進	○	食リ法適用排出事業者への指導・広報を実施
⑤ 温室効果ガス排出量の削減	○	彩の国資源循環工場内に立地するリサイクルを前提とした廃棄物の処理を行っている一般廃棄物処分業者（中間処分）への運搬を認めている。

その他民間活用（彩の国資源循環工場）による方策

① 廃棄物を再生資源とした利用推進	○	廃棄物を円滑に受け入れができるよう収集運搬業者等の許可や他市町村からの委託の事務処理を実施
② 彩の国資源循環工場の適切な運営管理	○	彩の国資源循環工場への立入調査・指導を実施

第6項 関係法令

一般廃棄物処理基本計画に関連する法令と上位計画等の関係を以下に示します。



第7項 課題の抽出

1. 排出抑制に関する課題

事業系ごみと家庭系ごみは令和3年度に減少していますが、平成28年から令和2年度まで増加傾向にあります。1人1日当たりの家庭系ごみにおいても増加しており、直近5年間で8.5%ほど増加しています。

循環型社会の形成をめざし、更なる排出抑制、分別の徹底が求められます。

2. 資源化に関する課題

集団回収は減少していますが、資源物は平成28年度以降増加傾向にあり、令和3年度のリサイクル率（外部委託量を除く）は23.4%となりました。増加傾向ではありますが、目標値を達成できていない状況であり、循環型社会を形成するためにも、引き続き、住民、事業者と一体となって取り組み、不燃ごみ、資源物の分別の徹底とリサイクル率の増加が求められます。資源化をより推進するためには、プラスチック製容器包装ごみ等の分別収集の検討が必要です。また、新たに施行されたプラスチック資源循環法についても、組合やその構成市と連動して、対策を検討する必要があります。

3. 収集運搬に関する課題

収集運搬量は人口の減少に伴って減少することが想定され、ごみ収集量に応じた効率的な収集体制を構築していく必要があります。

また、組合の構成市町では、分別区分を独自に取り決めているため、統一に向けた検討が必要です。

4. 収集不適ごみに関する課題

消火器やバッテリーなどの適正処理困難物は、組合の施設では処理できないため、購入店などでの引き取りや専門処理業者または許可業者へ処分を依頼するよう、指導していますが、収集ごみに混入していることがあります。処理不適ごみの混入は、収集や処理を進める上でも支障を来たすため、住民への周知が必要です。

また、家電リサイクル法で定められている特定家電品や収集できないごみに関しては、排出方法を周知する必要があります。

5. 中間処理に関する課題

組合が管理する中間処理施設の老朽化が進行していることから、既存施設を集約し、エネルギーの高効率回収・有効利用が図れる新施設を令和6年度から令和12年度にかけて整備することを予定している。そのため、既存施設については、新施設が稼働するまで計画的な維持管理を行う必要があります。

6. 最終処分に関する課題

焼却施設から発生する焼却残渣は全て資源化しています。一方、不燃ごみの処理施設では、有価物の回収や混合残渣の一部を資源化し、最終処分量の抑制に努めています。

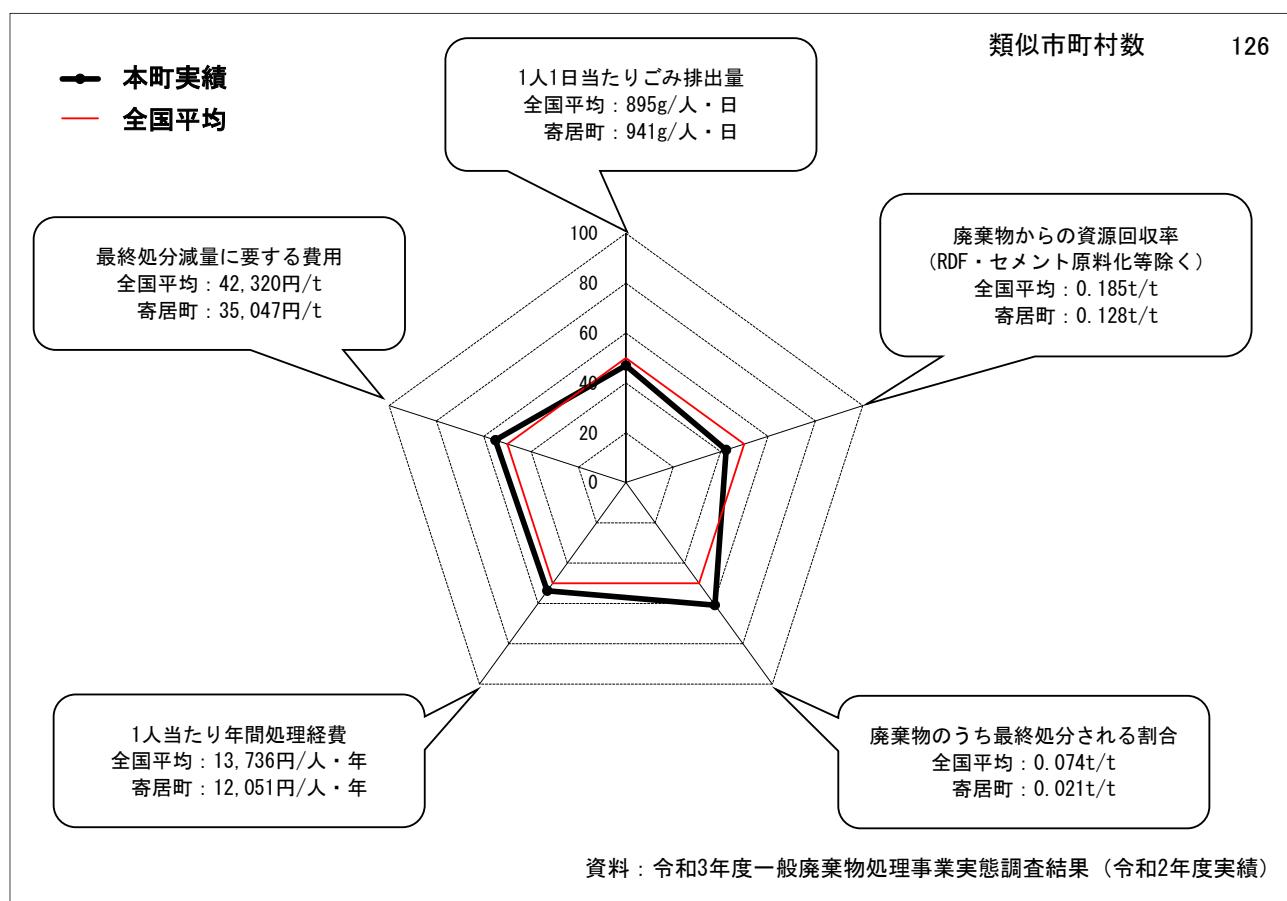
今後もごみの減量化、資源物の分別収集に努め、組合による中間処理施設での減容化を徹底し、最終処分量を極力削減する必要があります。

第8項 ごみ処理システムの評価

本町のごみ処理システムについて、全国平均との比較による評価を行いました。

比較にあたっては、環境省の「市町村一般廃棄物システム評価支援ツール」を用いています。このツールでは、それぞれの指標について、優れているほど外側になります。

廃棄物のうち最終処分される割合、1人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用の3項目においては全国平均を上回っていますが、1人1日当たりごみ排出量、廃棄物からの資源回収率は全国平均を下回る結果となっていました。



※0～100は偏差値を示します。（全国平均＝偏差値50）

図3-22 ごみ処理システム分析結果

<指標の算出方法>

標準的な指標		算出式	単位
廃棄物の発生	1人1日当たりごみ総排出量	= ごみ総排出量 ÷ 365 ÷ 計画収集人口 × 10 ⁶	g/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	= 資源化量 ÷ ごみ総排出量	t / t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	= 最終処分量 ÷ ごみ総排出量	t/t
費用対効果	1人当たり年間処理経費	= 処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口 × 1	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	= (処理及び維持管理費 - 最終処分費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)	円 / t

第4章 ごみ処理基本計画

第1項 ごみの発生・排出抑制の方策

1. 行政における方策

行政が自ら実施する取り組み及び住民・事業者が実施する取り組みへの支援策等を以下に示します。

行政における方策						
(1)	情報提供と普及啓発					
	住民・事業者が積極的に5R（リユース、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）に取り組めるよう、情報提供や普及啓発を行います。 また、ごみ分別アプリの活用やSNSを用いた情報提供の実施を検討します。					
(2)	住民等への支援					
	集団回収など資源化活動をしている住民等に対する支援を行います。					
(3)	適正出しやすい環境づくり					
	分別の徹底を図るため、わかりやすいパンフレットの作成など、ごみを適正に出しやすい環境づくりを行います。					
(4)	適正な処理・処分の実施					
	住民・事業者が排出したごみを、環境に負荷を与えないように配慮しながら、適正かつ衛生的に処理・処分します。					
(5)	家庭ごみの有料化の検討					
	家庭ごみの有料化は、組合構成市町で連携を図りながら統一の方式となるよう検討していきます。					
(6)	多量排出事業者等への指導					
	多量にごみを排出する事業者や小売店等に対し、ごみの減量、簡易包装の実施、レジ袋の削減等の指導を行います。 また、食品リサイクル法が適用される排出事業所に対しては、法に基づき肥料化・飼料化を推進するよう指導を行います。					

行政における方策	
(7)	許可業者の指導・育成  <p>許可業者の指導・育成を行います。</p>
(8)	温室効果ガス排出量の削減  <p>可燃ごみなどの焼却対象量を減らし、一般廃棄物の処理に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなど）の発生量を削減します。</p>
(9)	災害廃棄物の迅速・適正処理  <p>災害時に発生する廃棄物は迅速かつ適正に処理を行います。</p>
(10)	プラスチック資源循環法に伴う分別方法の検討  <p>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されていることから、組合やその構成市と連携して、対策を検討します。</p>

※ 「持続可能な開発目標」 **SDGs**（エスディージーズ）とは、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が2030年までに取り組む17分野の目標のことです。生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。



2. 住民における方策

住民が自ら実施する取り組みを以下に示します。

住民における方策	
(1)	ライフスタイルの見直し
	<p>令和2年7月からレジ袋が有料化になったことで、レジ袋からマイバックを持ち歩くライフスタイルに変わりました。今後は、今まで何気なくもらっていたものが本当に必要かライフスタイルを見直し、マイボトルやマイ箸の持参により、ペットボトルや割り箸の排出をなくす等、ごみ発生抑制を推奨し、ごみの減量化を図ります。</p>
(2)	生ごみの水切り、食品ロスの削減
	<p>生ごみの多くは水分が含まれているため、毎日水切りを実践し、可燃ごみの削減に努めます。また、食品ロス削減推進法が令和元年度に施行されており、ごみ総排出量のうち生ごみ等が占める割合も多いことが考えられることから、食べ残しや余分な食材の購入を減らすことで可燃ごみの発生を抑制します。</p>
(3)	リターナブル容器・詰め替え商品の活用
	<p>ごみの発生抑制を促進するために、リターナブル容器や詰め替え商品を利用し、容器類をごみとしないように努めます。</p>
(4)	長期使用の推進
	<p>フリーマーケットやリサイクルショップを利用し、衣類等不用になったものを必要している人に譲る。また、使用可能な家具や家電製品を捨てずに修理して長く使用することでごみの発生抑制に努めます。</p>
(5)	ごみ分別への協力
	<p>可燃ごみ・不燃ごみ・資源物・有害ごみの分別を徹底します。特に、可燃ごみと資源物の分別を徹底し、ごみの減量と資源化に努めます。</p>
(6)	温室効果ガス排出量の削減
	<p>可燃ごみなどの焼却対象量を減らし、一般廃棄物の処理に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなど）の発生量を削減します。</p>

3. 事業者における方策

事業者が自ら実施する取り組みを以下に示します。

事業者における方策						
(1)	発生源における排出抑制・資源化の推進					     
	ごみの出にくい商品や環境に配慮した商品の購入・販売を心がけ、ごみの発生抑制、資源化を推進します。また、簡易包装やレジ袋の削減等を図ります。					
(2)	適正な処理・処分の実施					    
	事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術の開発に努め、ごみの減量化やリサイクルの推進を図ります。					
(3)	ごみ分別への協力					     
	可燃ごみ・不燃ごみ・資源物等の分別を徹底します。特に、可燃ごみと資源物の分別を徹底し、ごみの減量と資源化に努めます。					
(4)	食品リサイクル法に基づく肥料化・飼料化の推進					     
	食品リサイクル法が適用される排出事業所は、法に基づき肥料化・飼料化を推進します。					
(5)	温室効果ガス排出量の削減					     
	可燃ごみなどの焼却対象量を減らし、一般廃棄物の処理に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなど）の発生量を削減します。					

4. その他民間活用（彩の国資源循環工場）による方策

環境型社会の担い手となる環境産業・循環産業の事業者について期待される活動を以下に示します。

その他による方策									
(1)	廃棄物を再生資源とした利用推進								
	焼却残渣等の廃棄物を再生資源として利用します。また、処理体制を強化し、処理を高度化することで、社会的信頼度を更に高め、循環型社会の形成に努めます。								
(2)	彩の国資源循環工場の適切な運営管理								
	先端技術を持ったリサイクル産業が多く集積する彩の国資源循環工場を、各企業が事業活動しやすく、適切で安全に運営されるようにし、リサイクルを推進します。併せて、工場見学などを開催し、広く町民に知ってもらう取組を進めます。								

第2項 ごみの排出量及び処理量の見通し

ごみ排出量の予測フローを以下に示します。

国・県の基本方針（減量目標）との整合を図りながら、社会状況や地域性を踏まえ、実施する取り組み効果を考慮して、最適な数値目標を設定しますが、ここでは現状の傾向が継続した場合のごみ量（⑤ごみの排出量の予測）を算定します。

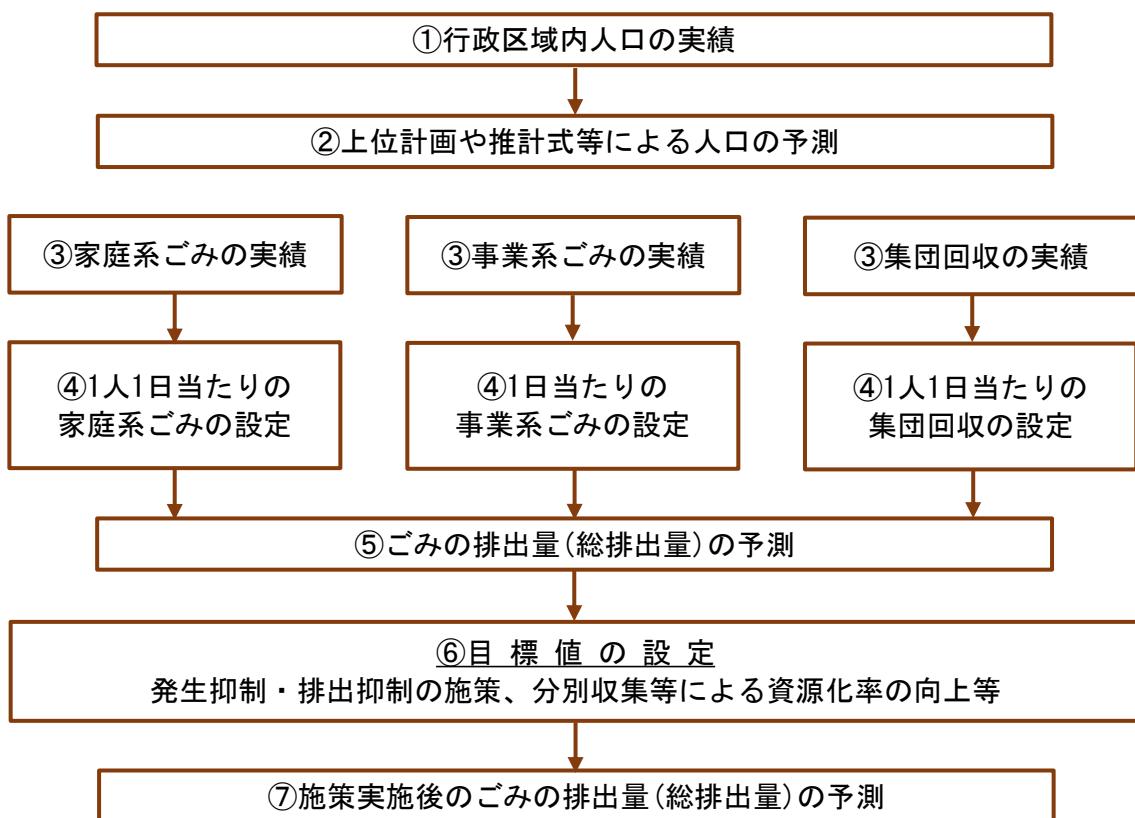


図4-1 排出量の予測フロー

- ① 行政区域内人口の実績を整理します。
- ② 上位計画（総合計画など）により、将来の人口を予測します。
- ③ 家庭系ごみ量、事業系ごみ量、集団回収量の過去5年間の実績を整理します。
- ④ ③の傾向を踏まえ、将来の1人1日当たりの家庭系ごみ量、1日当たりの事業系ごみ量、1人1日当たりの集団回収量を予測式などを用いて設定します。
- ⑤ 設定した1人1日当たりの家庭系ごみ量及び集団回収量に②将来の人口を乗じて年間排出量を算出します。事業系ごみ量は、設定した1日当たりの事業系ごみ量から年間排出量を算出します。
- ⑥ 目標値を設定します。国や県の目標を踏まえ、ごみの発生を抑える施策（リデュース・リファーズ）、ごみとしないで再使用・再生利用する施策（リユース・リサイクル）など、既存の施策と新たな施策を検討し、削減量を決めます。
- ⑦ 施策の実施あるいは目標値の設定に合わせて、ごみの排出量、家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、集団回収量を算出します。

1. 行政区域内人口の予測

人口実績は減少しているため、予測式はいずれの式も減少傾向を示しましたが、人口の現状と将来の展望を提示する「寄居町人口ビジョン」を策定していることを踏まえ、この「寄居町人口ビジョン」における「人口の将来展望」を将来の人口とします。

将来人口は、令和 9 年度に 29,730 人を見込んでいます。

表 4-1 人口の予測結果

(単位:人)

年度	実績	推計結果					人口問題研究所	人口ビジョン
		等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法		
H23	36,134							
H24	35,672							
H25	35,470							
H26	35,083							
H27	34,766							
H28	34,284							
H29	33,843							
H30	33,573							
R1	33,141							
R2	32,755							
R3	32,462							
R4		32,051	32,189	32,051	32,280	32,323	31,891	31,934
R5			31,677	31,883	31,700	31,992	32,075	31,319
R6				31,304	31,586	31,353	31,715	31,841
R7					30,930	31,297	31,010	31,447
R8						30,671	31,189	31,619
R9							31,410	30,176
								30,351
								30,040
								29,625
								29,730
備考	式	$y=ax+b$	$y=a\ln(x)+b$	$y=(e^{(ax)})^b$	$y=(x^a)^b$	$y=(a/x)+b$		
	a=	-374.636	-10578.122	-0.011	-0.307	295658.962		
	b=	45149.24	69853.58	46983.4	96231.48	23990.79		
	r=	-0.998	-0.996	-0.998	-0.995	0.992		
	$r^2=$	0.997	0.992	0.996	0.99	0.984		
	採否							採用

出典:寄居町人口ビジョン(令和 4 年 3 月)

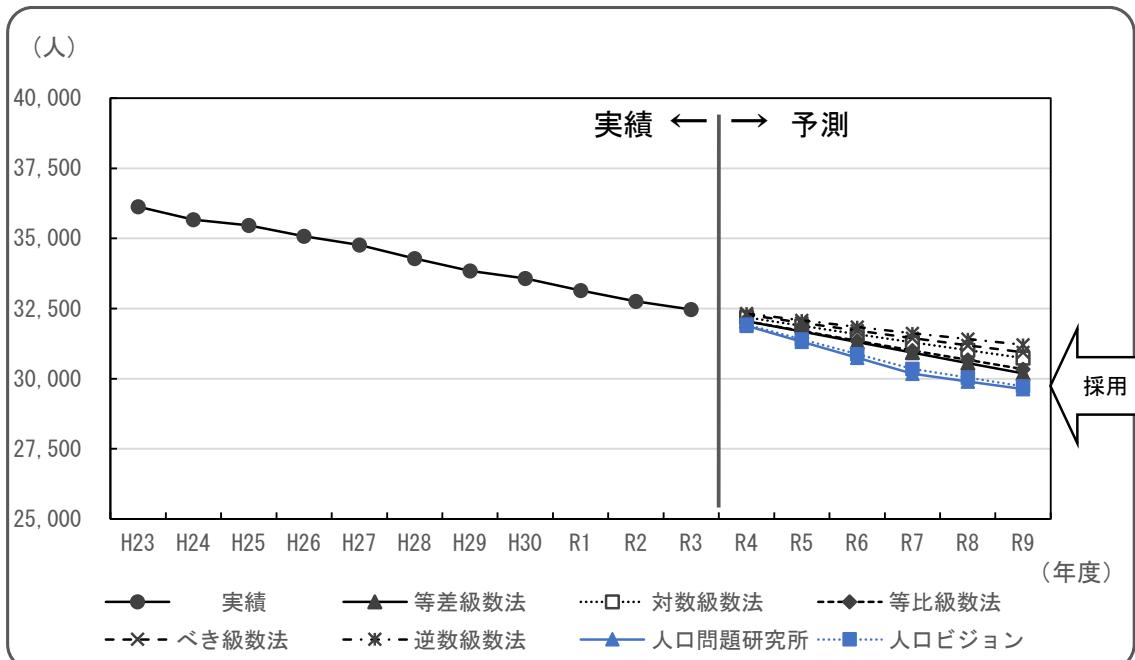


図 4-2 人口の予測結果

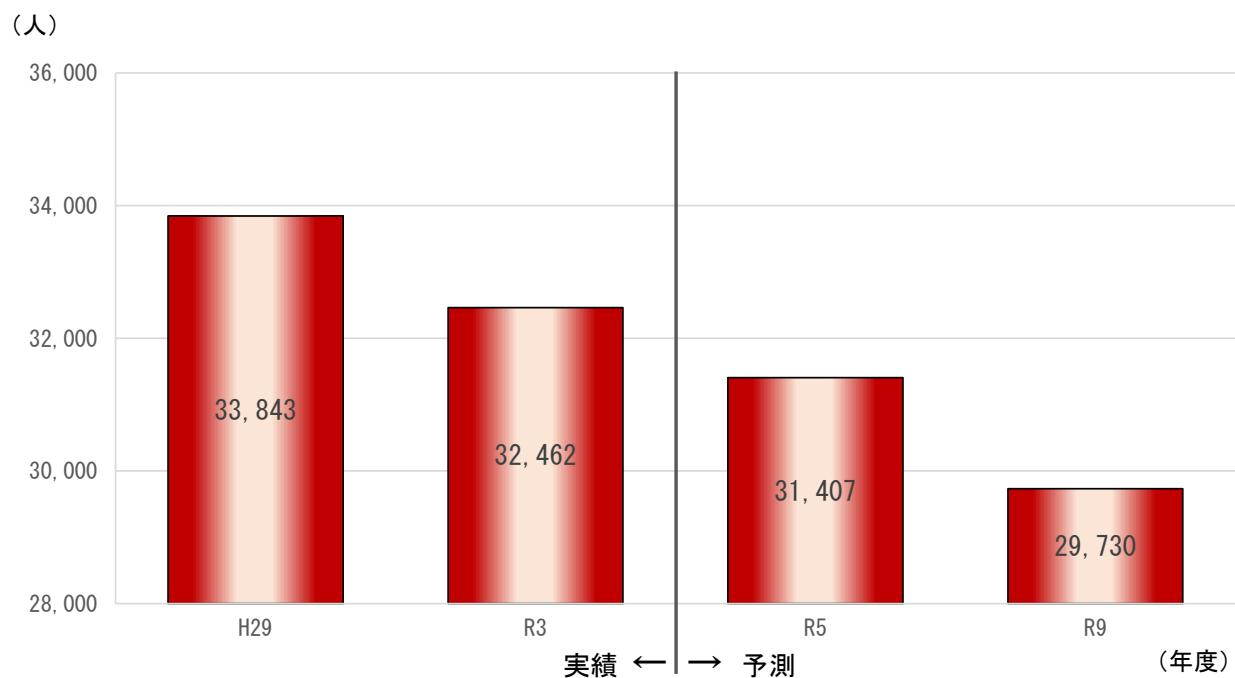


図 4-3 人口の見通し

2. ごみ排出量の見通し

1) 家庭系ごみ

家庭系ごみ量の予測は、現状の傾向が継続した場合を次のように仮定しました。

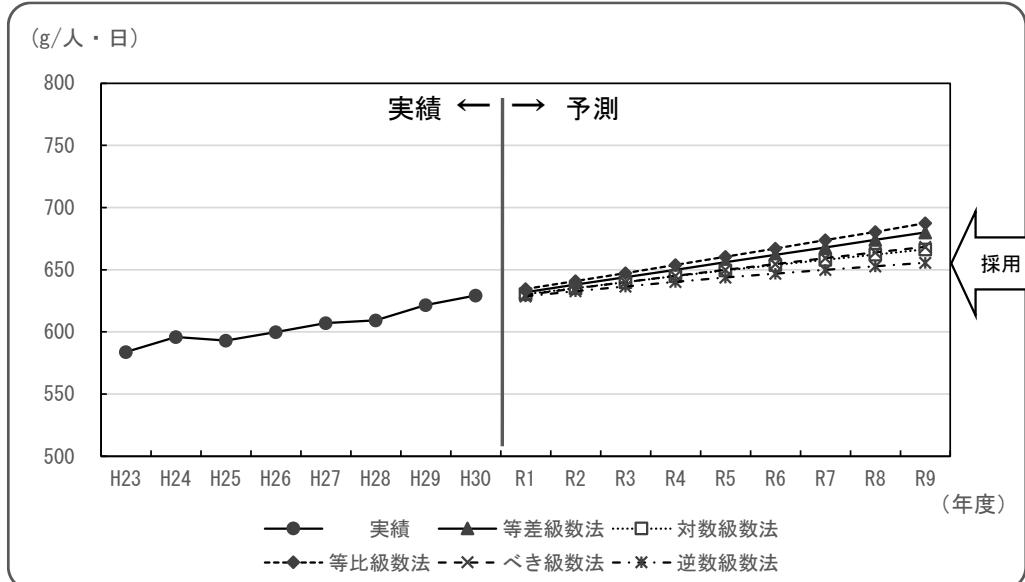
(1) 可燃ごみ

近年は増加傾向のため、予測式は全て増加傾向を示しました。今後もこれまでの施策を継続することから急激な増加は考えにくいため、増加傾向が最も緩やかな逆数級数法を採用します。

表 4-2 家庭系可燃ごみの予測結果

(単位:g/人・日)

年度	実績	推計結果				
		等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
H23	584					
H24	596					
H25	593					
H26	600					
H27	607					
H28	609					
H29	622					
H30	629					
R1		632	630	635	630	629
R2		638	635	641	635	633
R3		644	640	647	640	637
R4		650	645	654	645	640
R5		656	649	660	650	644
R6		662	654	667	655	647
R7		668	658	674	659	650
R8		674	662	681	664	653
R9		680	666	687	668	656
備考	式	$y=ax+b$	$y=a\cdot \ln(x)+b$	$y=(e^{(ax)})^b$	$y=(x^a)^b$	$y=(a/x)+b$
	a=	5.998	157.225	0.01	0.259	-4092.027
	b=	446.09	90.37	465.4	258.77	760.61
	r=	0.974	0.968	0.975	0.97	-0.961
	$r^2=$	0.948	0.937	0.95	0.94	0.924
	採否					採用



※令和元年度から令和3年度の実績については、新型コロナウィルスの影響による異常値と判断し、令和元年度から令和3年度を除いた、平成23年度から平成30年度の実績により推計を行った。

図 4-4 家庭系可燃ごみの予測結果

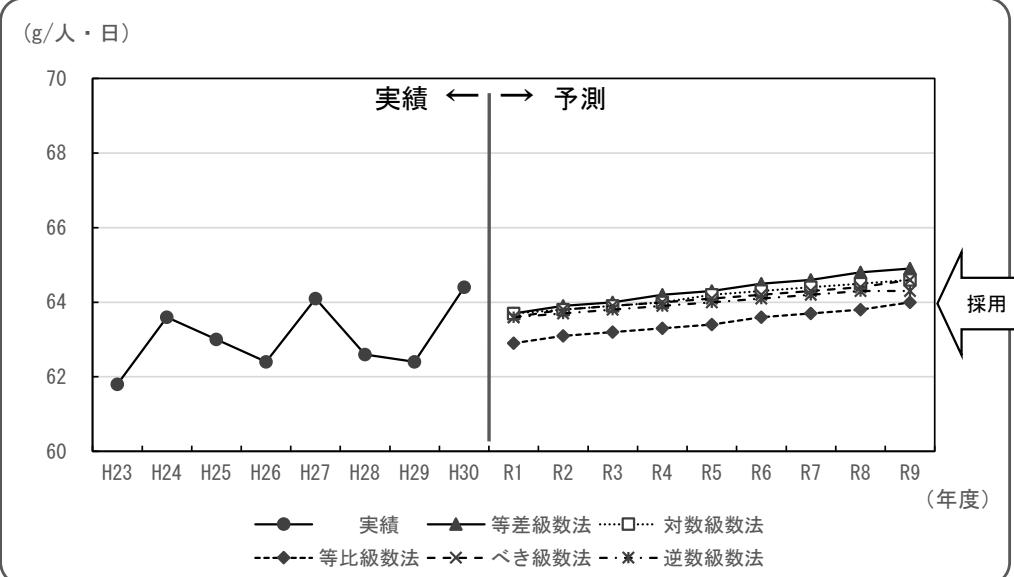
(2) 不燃ごみ

不燃ごみの実績は平成 23 年度と比較すると増加傾向にあるため、予測式は全て増加傾向を示しました。今後もこれまでの施策を継続することから急激な増加は考えにくいため、増加傾向が最も緩やかな等比級数法を採用します。

表 4-3 家庭系不燃ごみの予測結果

(単位:g/人・日)

年度	実績	推計結果				
		等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
H23	62					
H24	64					
H25	63					
H26	62					
H27	64					
H28	63					
H29	62					
H30	64					
R1		64	64	63	64	64
R2		64	64	63	64	64
R3		64	64	63	64	64
R4		64	64	63	64	64
R5		64	64	63	64	64
R6		65	64	64	64	64
R7		65	64	64	64	64
R8		65	65	64	64	64
R9		65	65	64	65	64
備考	式	$y=ax+b$	$y=a\ln(x)+b$	$y=(e^{(ax)})+b$	$y=(x^a)+b$	$y=(a/x)+b$
	a=	0.151	3.992	0.002	0.063	-104.874
	b=	59.03	49.97	59.16	51.25	67.02
	r=	0.405	0.406	0.405	0.406	-0.407
	$r^2=$	0.164	0.165	0.164	0.165	0.166
	採否			採用		



※令和元年度から令和 3 年度の実績については、新型コロナウィルスの影響による異常値と判断し、令和元年度から令和 3 年度を除いた、平成 23 年度から平成 30 年度の実績により推計を行った。

図 4-5 家庭系不燃ごみの予測結果

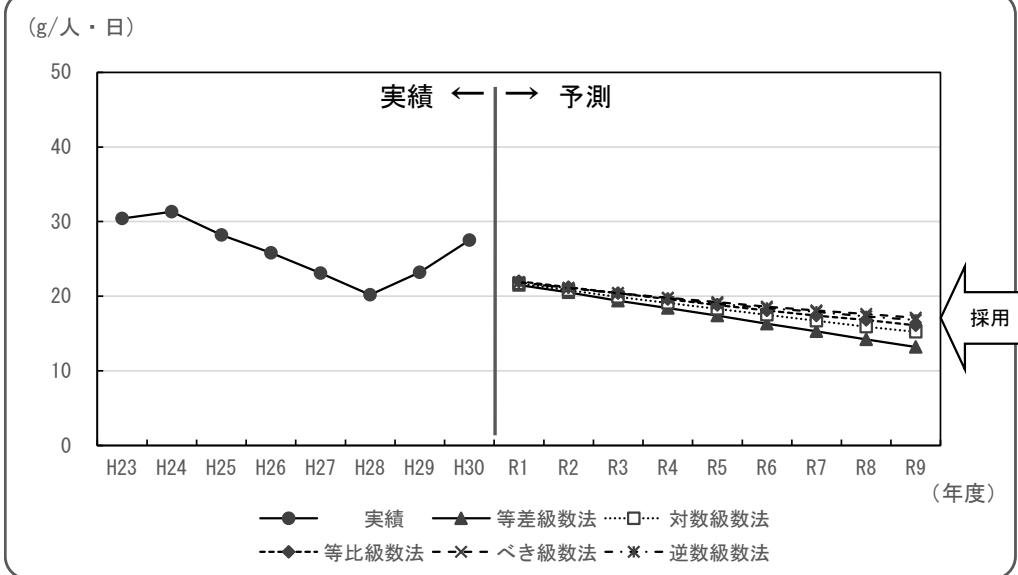
(3) 資源物

予測式は全て減少傾向を示しました。今後もこれまでの施策を継続することから急激な減少は考えにくいため、減少傾向が最も緩やかなべき級数法を採用します。

表 4-4 家庭系資源物の予測結果

(単位:g/人・日)

年度	実績	推計結果				
		等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
H23	30					
H24	31					
H25	28					
H26	26					
H27	23					
H28	20					
H29	23					
H30	28					
R1		22	22	22	22	22
R2		21	21	21	21	21
R3		19	20	20	20	20
R4		18	19	20	20	20
R5		17	18	19	19	19
R6		16	18	18	19	18
R7		15	17	17	18	18
R8		14	16	17	18	17
R9		13	15	16	17	17
備考	式	$y=ax+b$	$y=a\ln(x)+b$	$y=(e^{(ax)})^b$	$y=(x^a)^b$	$y=(a/x)+b$
	a=	-1.042	-28.238	-0.039	-1.069	758.324
	b=	53.82	118.65	73.76	858.59	-2.62
	r=	-0.662	-0.68	-0.64	-0.658	0.697
	$r^2=$	0.438	0.463	0.409	0.433	0.486
	採否				採用	



※令和元年度から令和3年度の実績については、新型コロナウィルスの影響による異常値と判断し、令和元年度から令和3年度を除いた、平成23年度から平成30年度の実績により推計を行った。

図 4-6 家庭系資源物の予測結果

(4) 有害ごみ

家庭系有害ごみは平成 23 年度から 1 人 1 日当たりの量は変わらないため、今後も同じ排出量を維持するものとします。

表 4-5 家庭系有害ごみの予測結果

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	予測採用値
有害ごみ g/人・日	1	1	1	1	1	1	1

(5) 家庭系ごみの見通し

現状の傾向が継続した場合の家庭系ごみは、令和 9 年度には 8,028t と見込まれます。

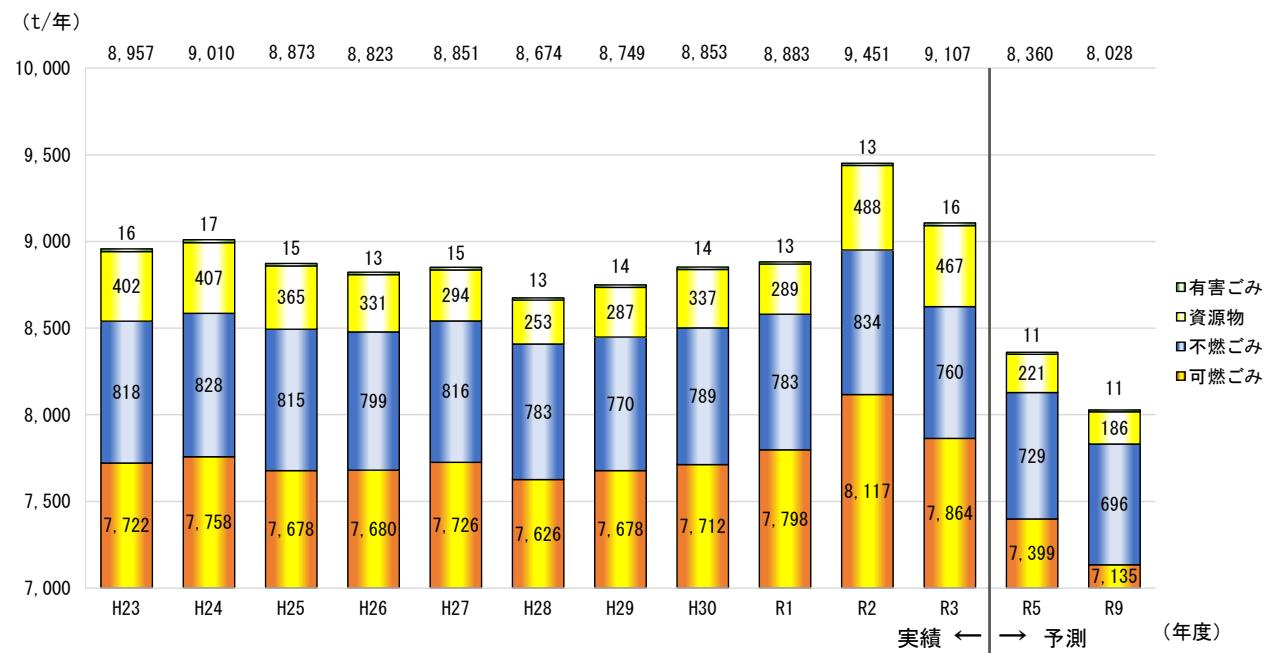


図 4-7 家庭系ごみの見通し

2) 事業系ごみ

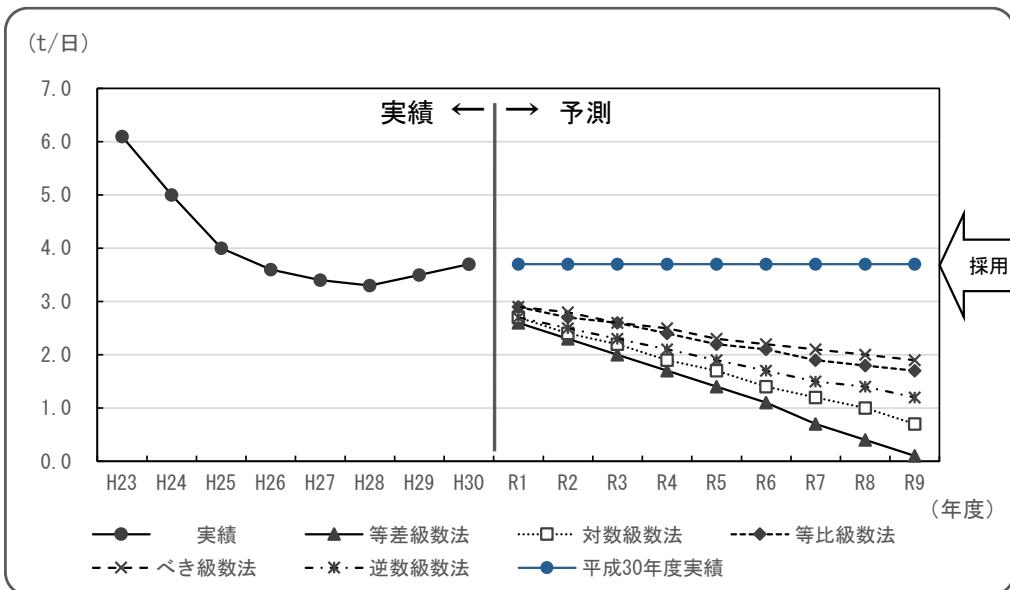
事業系ごみは、平成 28 年度まで減少傾向にありましたが、平成 29 年度以降が増加しており、今後の予測が困難なため、平成 30 年度実績を採用します。

現状の傾向が継続した場合の事業系ごみは、令和 9 年度には 1,369t と見込まれます。

表 4-6 事業系ごみの予測結果

(単位:t/日)

年度	実績	推計結果					平成30年度実績
		等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法	
H23	6.1						
H24	5.0						
H25	4.0						
H26	3.6						
H27	3.4						
H28	3.3						
H29	3.5						
H30	3.7						
R1		2.6	2.7	2.9	2.9	2.7	3.7
R2		2.3	2.4	2.7	2.8	2.5	3.7
R3		2.0	2.2	2.6	2.6	2.3	3.7
R4		1.7	1.9	2.4	2.5	2.1	3.7
R5		1.4	1.7	2.2	2.3	1.9	3.7
R6		1.1	1.4	2.1	2.2	1.7	3.7
R7		0.7	1.2	1.9	2.1	1.5	3.7
R8		0.4	1.0	1.8	2.0	1.4	3.7
R9		0.1	0.7	1.7	1.9	1.2	3.7
備考	式	$y=ax+b$	$y=a*\ln(x)+b$	$y= (e^{(ax)}) *b$	$y= (x^a) *b$	$y= (a/x)+b$	
	a=	-0.317	-8.585	-0.07	-1.908	230.883	
	b=	12.47	32.18	25.78	2059.12	-4.7	
	r=	-0.792	-0.814	-0.799	-0.821	0.836	
	$r^2=$	0.627	0.663	0.639	0.675	0.698	
	採否						採用



※令和元年度から令和 3 年度の実績については、新型コロナウィルスの影響による異常値と判断し、令和元年度から令和 3 年度を除いた、平成 23 年度から平成 30 年度の実績により推計を行った。

図 4-8 事業系ごみの予測結果

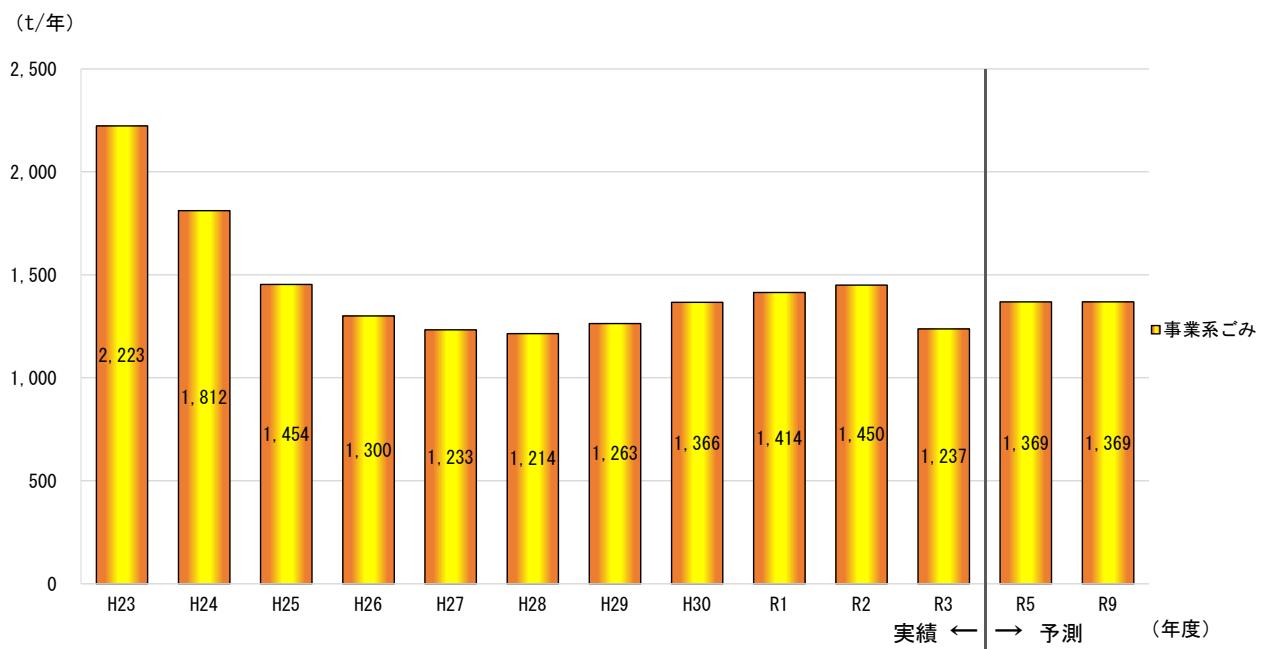


図 4-9 事業系ごみの見通し

3) 集団回収

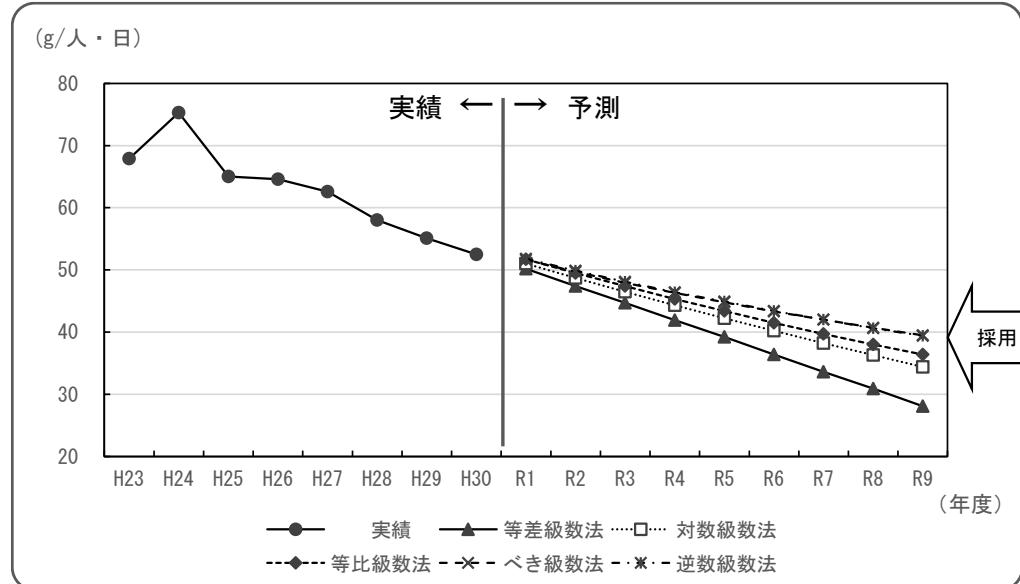
近年は減少傾向のため、予測式は全て減少傾向を示しました。今後もこれまでの施策を継続することから急激な減少は考えにくいため、減少傾向が最も緩やかなべき級数法を採用します。

現状の傾向が継続した場合の集団回収は、令和 9 年度には 430t と見込まれます。

表 4-7 集団回収の予測結果

(単位:g/人・日)

年度	実績	推計結果				
		等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
H23	68					
H24	75					
H25	65					
H26	65					
H27	63					
H28	58					
H29	55					
H30	53					
R1		50	51	52	52	52
R2		47	49	50	50	50
R3		45	47	47	48	48
R4		42	44	45	46	46
R5		39	42	43	45	45
R6		36	40	42	43	43
R7		34	38	40	42	42
R8		31	36	38	41	41
R9		28	34	36	40	39
備考	式	$y=ax+b$	$y=a \cdot \ln(x)+b$	$y=(e^{(ax)}) \cdot b$	$y=(x^a) \cdot b$	$y=(a/x)+b$
	a=	-2.76	-72.299	-0.044	-1.164	1879.68
	b=	135.75	299.29	202.27	2807.28	-8.84
	r=	-0.919	-0.913	-0.93	-0.923	0.906
	$r^2=$	0.845	0.834	0.866	0.853	0.821
	採否				採用	



※令和元年度から令和 3 年度の実績については、新型コロナウィルスの影響による異常値と判断し、令和元年度から令和 3 年度を除いた、平成 23 年度から平成 30 年度の実績により推計を行った。

図 4-10 集団回収の予測結果

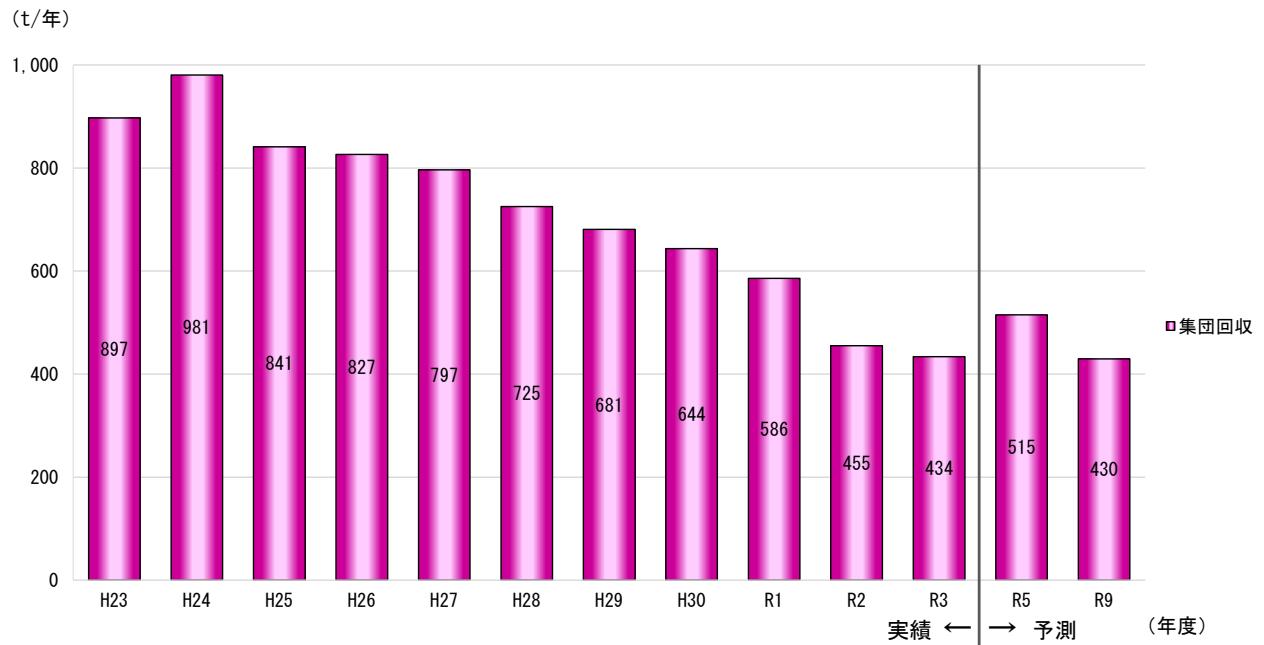


図 4-11 集団回収の見通し

3. 種類別排出量の見通し

現状の傾向が継続した場合のごみ排出量は令和 9 年度には 9,827t と見込まれます。

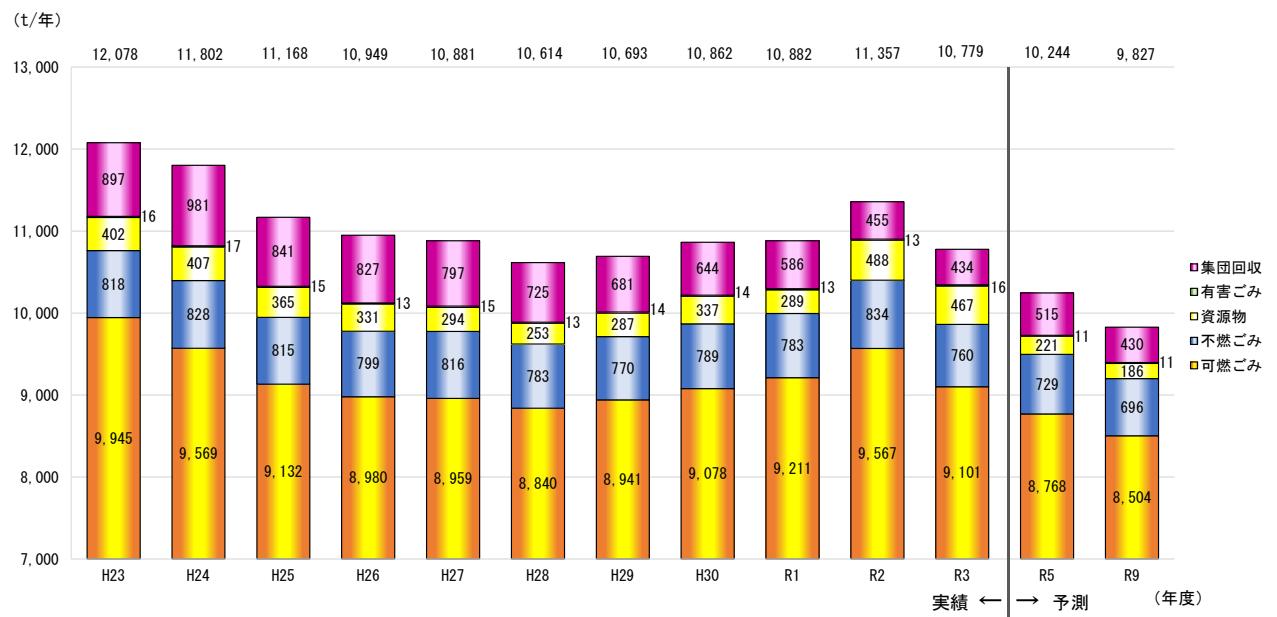


図 4-12 種類別排出量の見通し

4. 資源化量の見通し

現状の傾向が継続した場合、資源物、集団回収、有価物、焼却残渣の資源化量は全て減少傾向になるため、全体の資源化量も減少することが見込まれます。

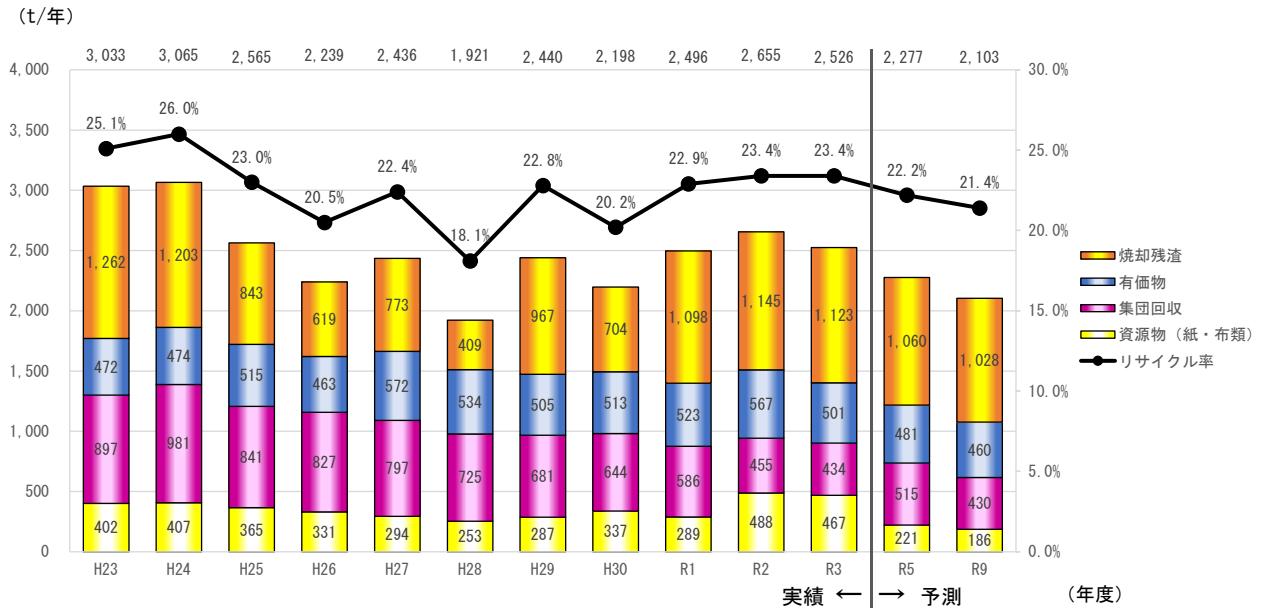


図 4-13 資源化量とリサイクル率の見通し

5. 発生・排出抑制による減量効果の予測

国・県の目標と本町の実績、現状の傾向が継続した場合の見通しを比較すると、1人1日当たりの排出量や1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）の目標は達成が難しい状況です。

表 4-8 廃棄物処理法に基づく基本方針の目標値

	平成24年度（基準年度）	令和2年（目標値）
排出量	—	平成24年度比で約12%削減
再生利用量	約21%	約27%
最終処分量	—	平成24年度比で約14%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	—	500g/人・日

表 4-9 第四次循環型社会形成推進基本計画の目標値

	平成27年度（基準年度）	令和7年度（目標値）
1人1日当たりのごみ排出量	925g/人・日	約850g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	507g/人・日	約440g/人・日

表 4-10 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画

	平成30年度（基準年度）	令和7年度（目標値）
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	524g/人・日	440g/人・日 (平成30年度から16%減)
事業系ごみ排出量	535千トン	451千トン (平成30年度から16%減)
1人1日当たりの最終処分量	34g/人・日	28g/人・日 (平成30年度から18%減)
再生利用率	23.9%	33.6% (平成30年度から9.7ポイント増)

表 4-11 国や県の目標との比較

	廃棄物処理法に基づく 基本方針 ※1	第四次 循環型社会 形成推進 基本計画	第9次 埼玉県廃棄物 処理基本計画 ※2	寄居町 実績	寄居町見通し		備考 (国や県の目標の 基準となる実績)			
		R2	R7		R3	R7	R9	H24	H27	H30
総排出量（集団回収含む）	t/年	10,386			10,779	9,948	9,827	11,802	10,881	10,862
1人1日当たりの排出量	g/人・日		850		910	898	903	906	855	886
家庭系ごみ	t/年				9,107	8,118	8,028	9,010	8,851	8,853
1人1日当たりの家庭系ごみ (資源物を除く) ※3	g/人・日	500	440	548	688	674	680	625	629	652
事業系ごみ	t/年			1,148	1,237	1,365	1,369	1,812	1,233	1,366
資源化量	t/年				2,526	2,167	2,103	3,065	2,436	2,198
リサイクル率	%	27.0		29.9	23.4	21.8	21.4	26.0	22.4	20.2
最終処分量	t/年	247		15	226	210	207	287	241	225
	g/人・日				19	19	19	22	19	18

□は未達成

※1におけるごみ発生量 =H24年度の12%減

※1における最終処分量 =H24年度の14%減

※2における1人1日当たりの家庭系ごみ =H30年度の16%減

※2における事業系ごみ =H30年度の16%減

※2におけるリサイクル率 =H30年度+9.7%

※2における1人1日当たりの最終処分量 =H30年度の18%減

※3における寄居町実績と見通しは「(家庭系ごみー(カン+ビン+小型家電+ペットボトル+資源物)) ÷ 総人口 ÷ 365(366) × 10⁶」より算出

第3項 発生抑制及び資源化の目標

1. 目標値の設定

前回計画では、減量や資源化の目標を設定し、埼玉県廃棄物処理基本計画の目標達成を目指すこととしていました。

減量の目標値（1人1日当たりの資源物を除く家庭系ごみ）を第8次埼玉県廃棄物処理基本計画に合わせ平成25年度の7%削減することとしており、578g/人・日以下（令和8年度）にする事を目標としていました。

しかし、令和3年度実績が688g/人・日であり、中間目標値であった602g/人・日（令和3年度）を達成できていないことから、引き続き前回計画目標値である578g/人・日（令和9年度）を目標とすることとします。

目標値：1人1日当たりの資源物を除く家庭系ごみ排出量を578g/人・日以下に削減する

また、事業系ごみ、最終処分量の目標値も前回計画目標値にならい以下のとおりとします。

表4-12 目標値の設定

	前回計画 目標値	実績	見通し	目標値	基準年度
総排出量（集団回収含む）	t/年	9,669	10,779	9,827	8,834
1人1日当たりの排出量	g/人・日	835	910	903	812
家庭系ごみ	t/年	7,699	9,107	8,028	7,166
1人1日当たりの家庭系ごみ (資源物を除く)※1	g/人・日	578	688	680	578
事業系ごみ	t/年	1,241	1,237	1,369	1,237
資源化量	t/年	2,728	2,526	2,103	2,198
リサイクル率	%	28.2	23.4	21.4	24.9
最終処分量	t/年	219	226	207	207
	g/人・日	19	19	19	18

□は未達成

※1 「(家庭系ごみー(カン+BIN+小型家電+ペットボトル+資源物)) ÷ 総人口 ÷ 365(366) × 10⁶」より算出

2. 削減目標の設定

家庭系可燃ごみには、紙類や食べ残し等の生ごみ、レジ袋等のプラスチック、さらに重量の半分近くを占める生ごみに含まれる水分があります。

そこで、家庭系可燃ごみに含まれている紙類は資源物として分別し、生ごみは食べ残し等の削減と水切りを強化、レジ袋等はマイバッグ持参や詰め替え商品の利用等によりプラスチック容器包装を削減することでごみの発生を抑え、可燃ごみを削減します。また、布類を集積所での資源物回収及び集団回収によりリサイクルします。このような取り組みにより、可燃ごみを1人1日当たり110g減らすことができます。

その結果、1人1日当たりの家庭系ごみは前回計画目標値を達成し、廃棄物処理法に基づく基本方針の総排出量の目標も達成することができます。

表4-13 ごみ質からの家庭系可燃ごみの内訳及び削減目標

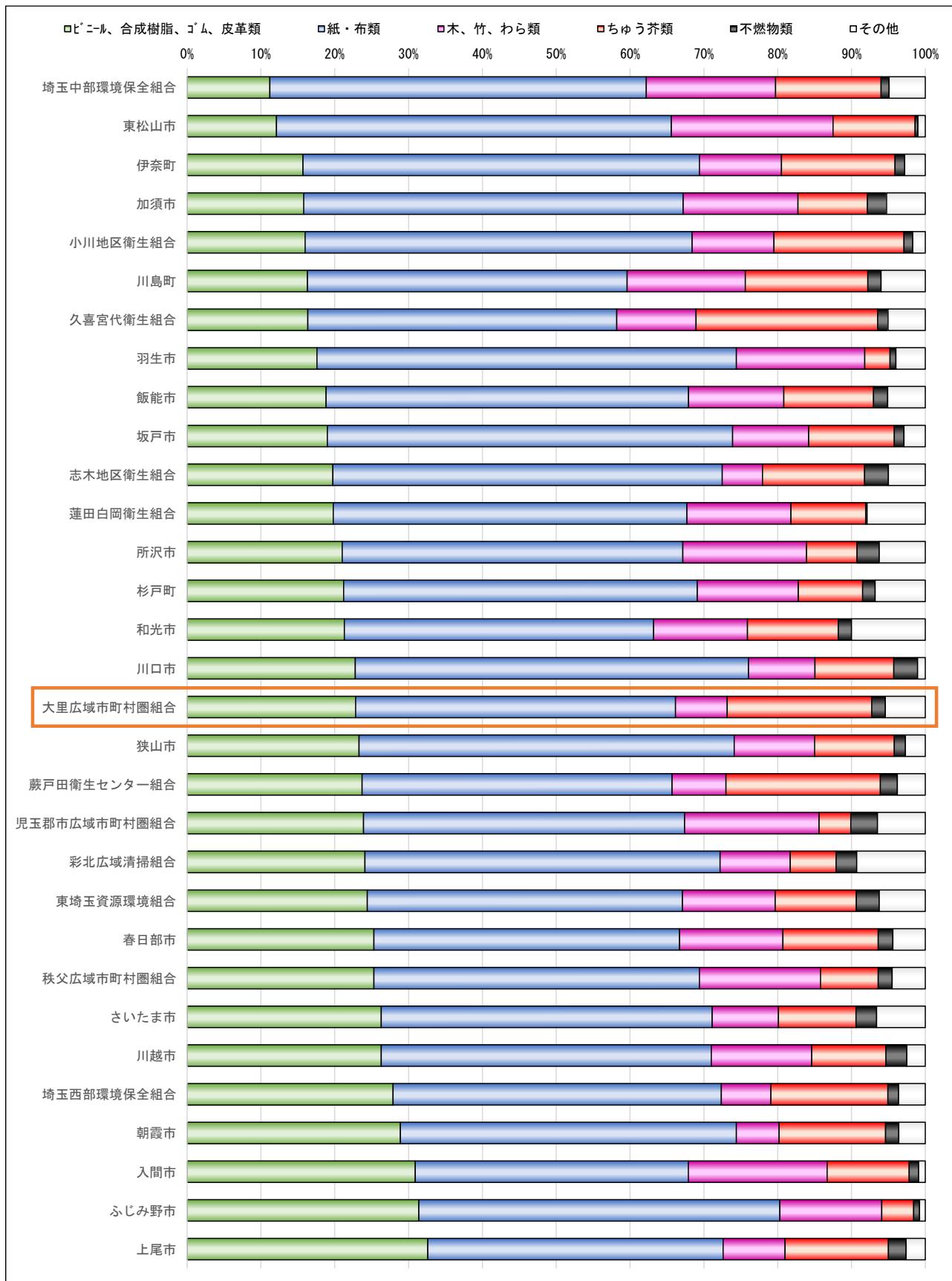
ごみ組成分析	平均ごみ質	R3家庭系可燃ごみ内訳	原単位	削減目標	削減割合	備考
	%	t/年	g/人・日	g/人・日	%	
紙類	32.40	2,548	215	42	19.5	紙類の資源化
布類	11.20	881	74			
木、竹、わら類	10.20	802	68			
プラスチック類	19.50	1,533	129	55	42.5	レジ袋の削減 容器包装プラスチック製品の資源化
ゴム、皮革類	5.00	393	33			
ちゅう芥類	15.80	1,242	105	13	12.4	
				(9)	(8.6)	食べ残し等の削減
				(4)	(3.8)	水切りの強化
不燃物類	1.70	134	11			
その他	4.20	330	28			
合計	100.00	7,864	664	110		

※平均ごみ質（湿ベース）は深谷清掃センター、江南清掃センターのごみ質より算出しています。

なお、一般廃棄物処理事業実態調査結果より、令和2年度の埼玉県内の組成分析結果を図4-14に示します。

プラスチック・ゴム・皮革類が組成に占める割合をみると、前回計画策定時からは減少しているものの、組合ではプラスチック類を焼却していることもあり高い傾向にあります。プラスチック製容器包装を削減するために分別品目の追加など、新たな施策の検討が必要です。

プラスチック製容器包装の分別を実施した場合、表4-13から想定される資源化量を図4-15に示します。

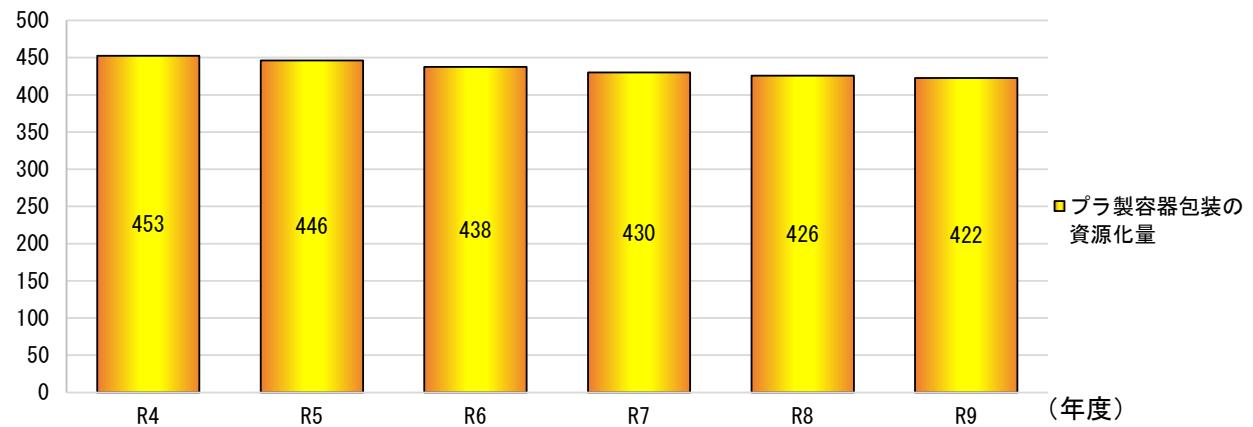


出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和2年度）

※複数の施設がある市町等は平均を算出した。

図4-14 埼玉県内における市町等のごみ組成分析結果

(t/年)



※家庭系可燃ごみのごみ質から、家庭系可燃ごみに含まれるプラスチック類の30%を回収した場合
(=664g/人・日(令和3年度実績) × プラスチック類のごみ質 20.5% × 人口の見通し × 365日 ÷ 1,000,000 × 30%)

図 4-15 想定されるプラスチック製容器包装の資源化量（参考）

表 4-14 埼玉県内におけるプラスチック製容器包装の資源化量

	人口	容器包装プラ資源化量	1人1日当たりの量
	人	t/年	g/人・日
さいたま市	1,323,110	3,807	8
川越市	353,238	3,543	27
川口市	607,585	3,280	15
所沢市	344,317	4,789	38
飯能市	79,246	1,011	35
東松山市	90,407	1,519	46
狭山市	150,049	2,308	42
鴻巣市	118,042	1,517	35
越谷市	345,217	631	5
蕨市	75,704	297	11
戸田市	140,756	733	14
入間市	147,312	2,221	41
朝霞市	143,063	552	11
和光市	84,248	565	18
桶川市	75,234	1,606	58
久喜市	152,704	2,455	44
北本市	66,097	854	35
坂戸市	100,487	1,495	41
幸手市	50,389	722	39
鶴ヶ島市	69,918	428	17
ふじみ野市	114,558	1,465	35
白岡市	52,425	6	0
伊奈町	44,907	475	29
三芳町	38,180	503	36
毛呂山町	33,256	172	14
越生町	11,384	68	16
川島町	19,751	205	28
吉見町	18,693	322	47
鳩山町	13,506	103	21
宮代町	33,874	770	62
杉戸町	44,538	569	35

出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和2年度）

3. 目標を達成した場合のごみ排出量

毎日 110g の家庭系可燃ごみを減らすことにより、他の項目についても以下のような目標値を達成することができます。

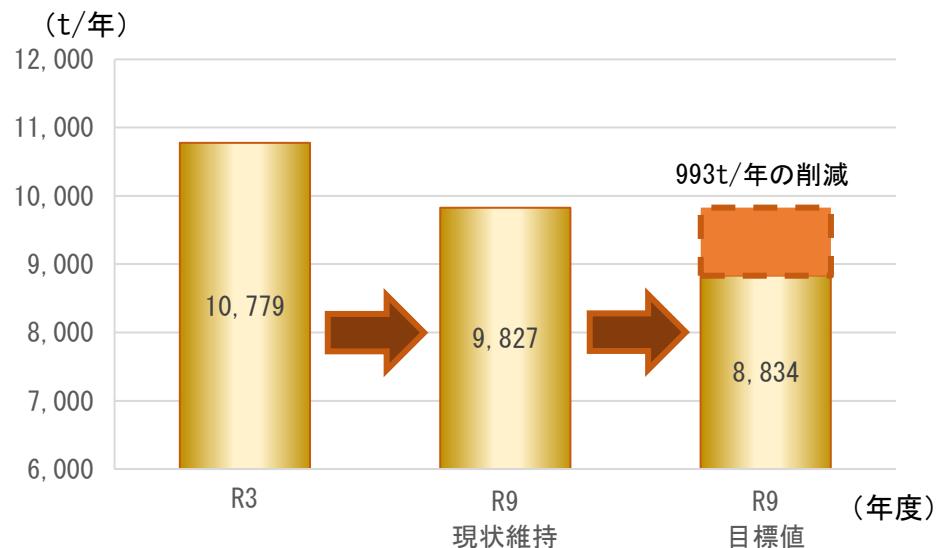


図 4-16 排出量の実績と目標値

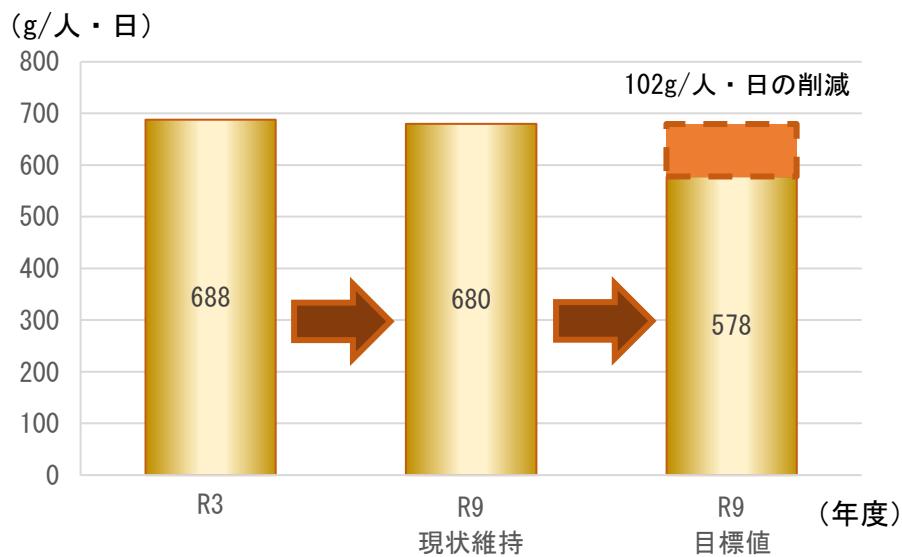


図 4-17 1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）の実績と目標値

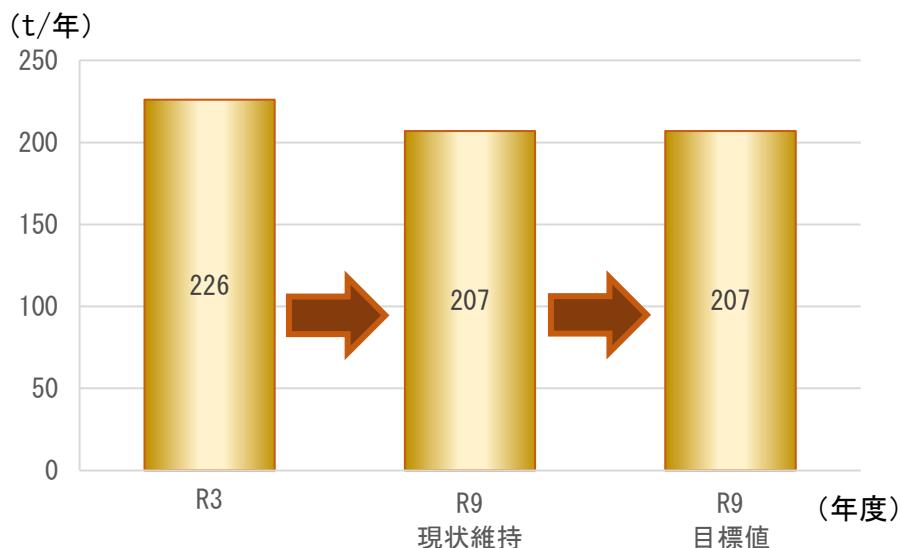


図 4-18 最終処分量の実績と目標値

表 4-15 目標を達成した場合の排出量

	t/年	実績		見込み	
		H29	R3	初年度	目標値
				R4	R9
総排出量	t/年	10,693	10,779	10,516	8,834
家庭系ごみ	t/年	8,749	9,107	8,739	7,166
可燃ごみ	t/年	7,678	7864	7,530	6,030
不燃ごみ	t/年	770	760	738	696
資源物	t/年	287	467	460	429
有害ごみ	t/年	14	16	12	11
事業系ごみ	t/年	1,263	1237	1237	1,237
集団回収	t/年	681	434	540	430
1人1日当たりの排出量	g/人・日	777	805	796	698
家庭系ごみ	g/人・日	722	769	750	659
資源物を除く家庭系ごみ	g/人・日	644	688	670	578
不燃ごみ中の資源物 ^{※1}	g/人・日	55	41	41	41
資源物	g/人・日	23	39	39	39
集団回収	g/人・日	55	37	46	40
1日当たりの事業系ごみ	t/日	3.5	3.4	3.4	3.4

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

※1 不燃ごみ中の資源物はカン、BIN、小型家電、ペットボトル

第4項 ごみの発生・排出抑制施策の展開

基本方針を達成させるための主な施策を以下に示します。

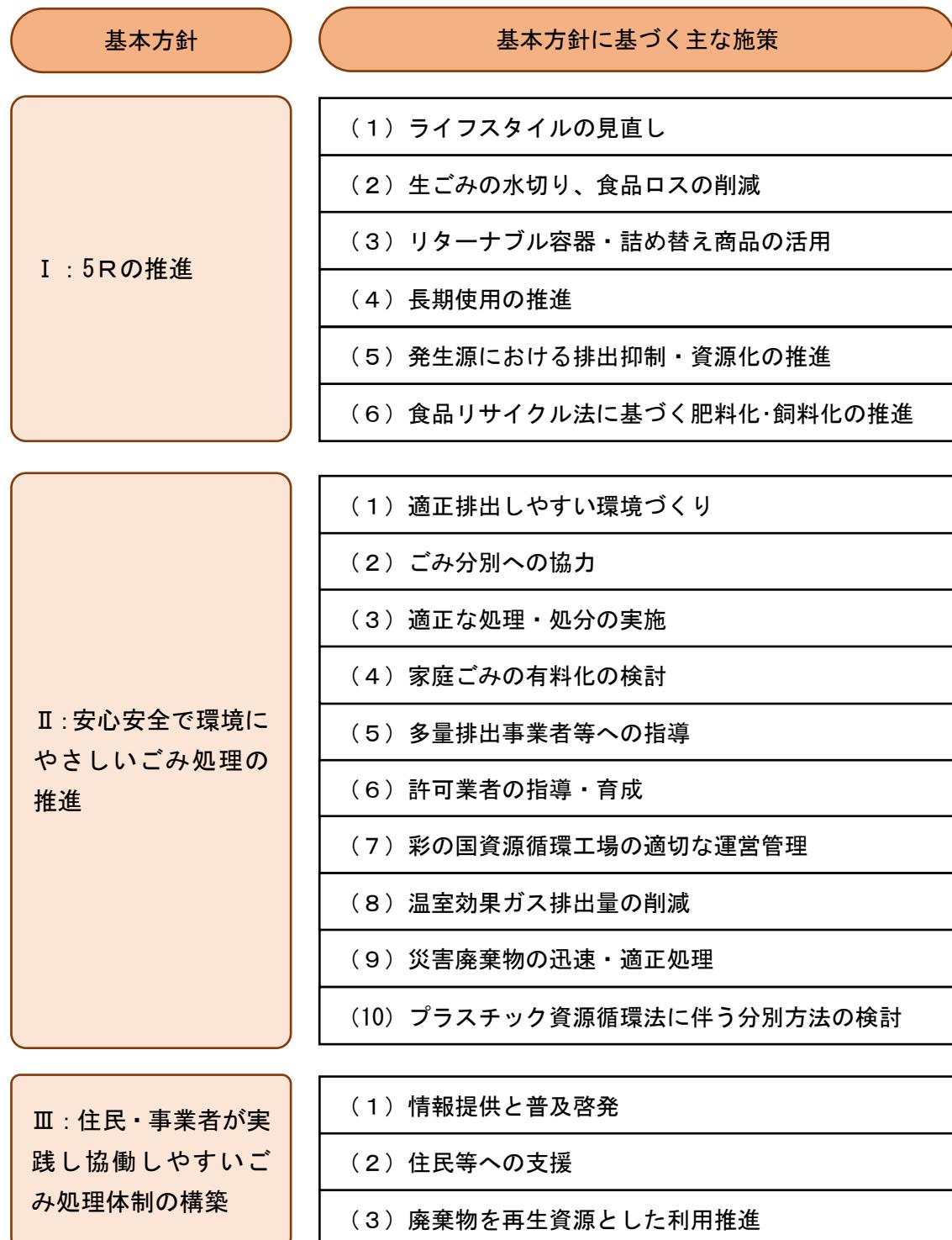


図4-19 施策体系

1. 行政による施策展開

行政が自ら実施する取り組み及び住民・事業者が実施する取り組みへの支援策について、今後も継続して行います。

施策		R3 年度	R9 年度
(1)	情報提供と普及啓発		
(2)	住民等への支援		
(3)	適正排出しやすい環境づくり		
(4)	適正な処理・処分の実施		
(5)	家庭ごみの有料化の検討		
(6)	多量排出事業者等への指導		
(7)	許可業者の指導・育成		
(8)	温室効果ガス排出量の削減		
(9)	災害廃棄物の迅速・適正処理		
(10)	プラスチック資源循環法に伴う分別方法の検討		

2. 住民による施策展開

住民が自ら実施する取り組み及び住民が実施する取り組みへの支援策について、今後も継続して行います。

施策		R3 年度	R9 年度
(1)	ライフスタイルの見直し		
(2)	生ごみの水切り、食品ロスの削減		
(3)	リターナブル容器・詰め替え商品の活用		
(4)	長期使用の推進		
(5)	ごみ分別への協力		
(6)	温室効果ガス排出量の削減		

3. 事業者による施策展開

事業者が自ら実施する取り組み及び事業者が実施する取り組みへの支援策について、今後も継続して行います。

施策		R3 年度	R9 年度
(1)	発生源における排出抑制・資源化の推進		
(2)	適正な処理・処分の実施		
(3)	ごみ分別への協力		
(4)	食品リサイクル法に基づく肥料化・飼料化の推進		
(5)	温室効果ガス排出量の削減		

4. その他民間活用による施策展開

その他民間活用による取り組みについて、今後も継続して行います。

	施策	R3 年度	R9 年度
(1)	廃棄物を再生資源とした利用推進		
(2)	彩の国資源循環工場の適切な運営管理		

第5項 ごみの適正処理に関する基本的事項

1. 収集・運搬計画

1) 現行収集・運搬体制の継続

収集・運搬は、今後も本町が行います。

委託業者や許可業者には低公害の収集運搬車両の積極的な導入や環境に配慮した収集運搬に努めるよう、協力をお願いします。

2) 収集地区、頻度の見直し

家庭系ごみの収集運搬は、可燃ごみ及び資源物は可燃ごみ集積所、不燃ごみは不燃ごみ集積所、粗大ごみ及び有害ごみは指定場所にて収集を行います。

ごみの種類によって排出場所が異なることから、最適な収集地区の区分けや収集頻度等の見直しを検討します。見直しに際しては、中間処理施設の運転状況を考慮し、組合及び構成市町と連携を図りながら進めるものとします。

3) 分別区分に応じた収集・運搬体制の見直し

本町では、プラスチック製容器包装ごみ等の分別収集を行っていませんが、新たな分別区分を設ける場合やごみの分別区分の見直しは、組合と連携し、見直すものとします。また、分別方法、収集・運搬方法、処理方法についても組合と協議し、推進していくものとします。

組合の構成市町では、分別区分が統一されていないため、今後は、収集・運搬や処理方法を考慮し、統一に向けた検討を行います。

4) 多量排出事業者

多量に排出する事業者や小売店等に対し、ごみの減量、簡易包装の実施、レジ袋の削減等の指導を行います。

5) 収集運搬量

家庭系ごみ収集運搬量の見込みは次に示すとおりです。

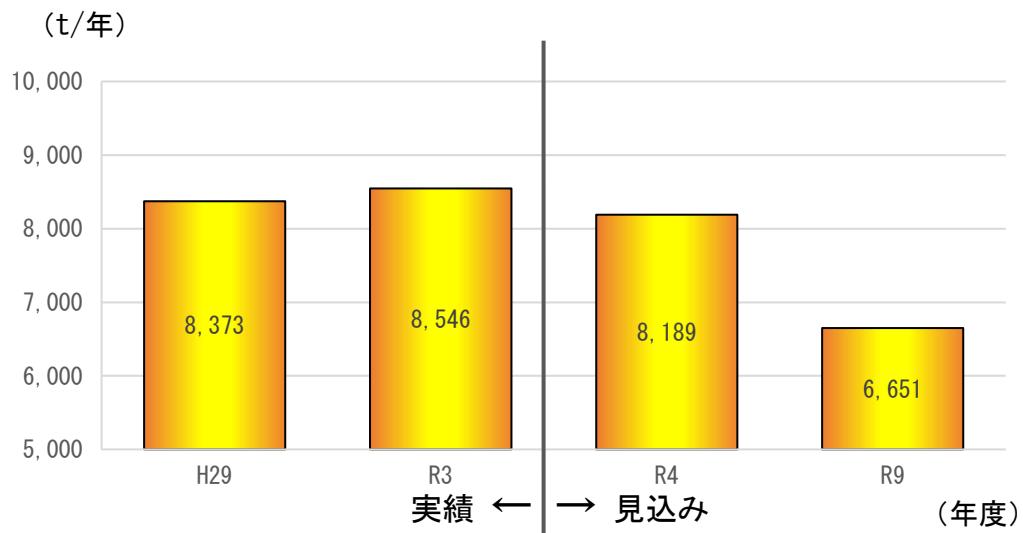


図 4-20 家庭系ごみの収集運搬量の見通し

2. 中間処理計画

1) 中間処理の体制

可燃ごみ、不燃ごみ及び直接搬入ごみの中間処理は、今後も組合において行うことと併せて、資源循環工場内事業者への搬入を現在の一部事業者に加えて、今後は他事業者への搬入拡大についても検討を行っていきます。

資源物は本町で委託処理を継続します。

2) 焼却や選別による資源の回収の推進

今後も焼却施設での熱回収や焼却残渣の資源化、不燃ごみ処理施設での金属等の資源回収を推進します。

3) 中間処理施設の維持管理

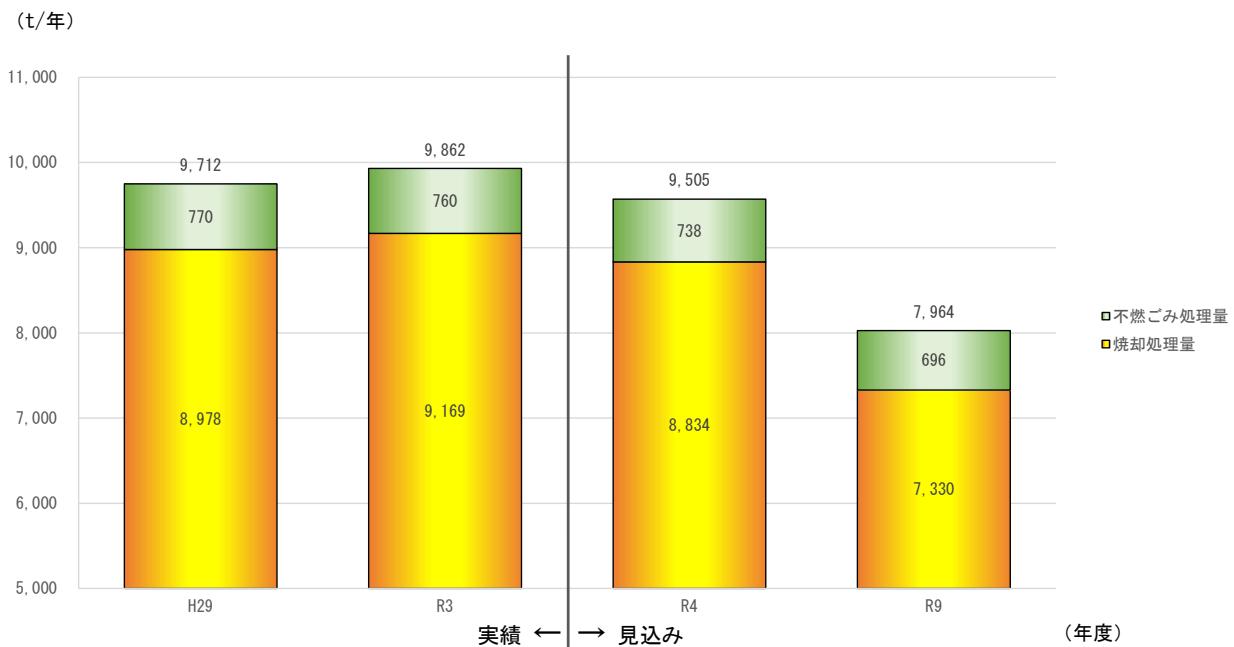
今後も現状の処理体制を維持するものとしますが、組合において新施設の建設に向け取り組んでおり、深谷清掃センター（平成4年4月稼動）は令和11年3月、江南清掃センター（昭和54年12月稼動）は令和13年3月に廃止予定としているため、新施設が稼働するまでは既存施設の適正な管理・運営を行い、計画的かつ効率的な維持管理を行います。なお、新施設ではエネルギー回収を図ります。

4) 中間処理量

中間処理量を以下に示します。

可燃ごみ減少により焼却処理量の推移は、年々減少する見込みです。

一方、外部委託量を除く資源化量は分別の徹底等の施策により令和9年度に2,198tとなり、リサイクル率は24.9%となる見込みです。



※焼却処理量には不燃ごみ処理後の可燃残渣が含まれているため、中間処理量合計からは除きます。

図 4-21 中間処理量の見通し

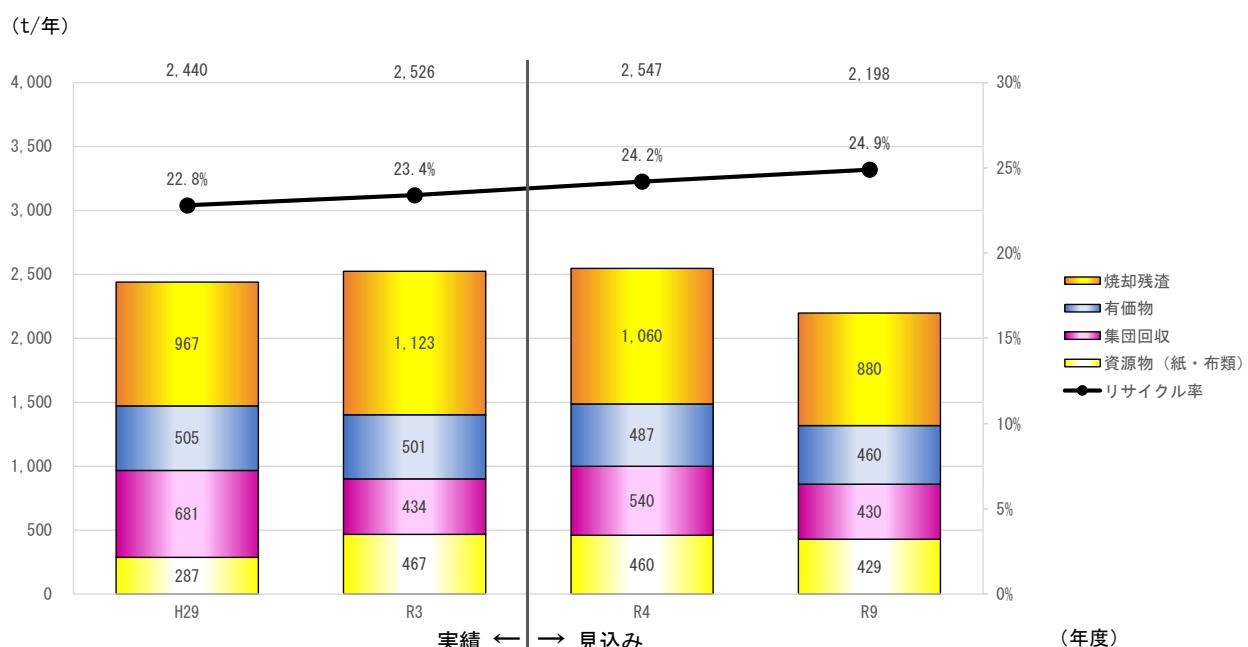


図 4-22 資源化量とリサイクル率の見通し

3. 最終処分計画

1) 最終処分量の減量化

最終処分量を減量化するため、「資源物の分別収集」「不燃ごみ処理施設での金属等の資源物の回収」「焼却施設での減量化」を継続します。

回収した資源は、組合圏域や県内の再生資源化事業者で再利用するよう努めます。

2) 最終処分先の検討

焼却施設で減量化後に発生する焼却残渣は、熊谷市内にある再生資源化事業者でセメント原料として再生利用しており、今後も継続します。

一方、再生利用に適さない残渣は、埼玉県環境整備センターなどで埋立処分を行っていますが、ごみの発生抑制や資源化等の施策により処分量を削減していきます。

最終処分は、埼玉県環境整備センターなどを利用しますが、将来にわたり安定的な最終処分ができるよう、処分先の検討を併せて行います。処分先は、組合圏域や近隣の施設の優先的な活用を検討していきます。

3) 最終処分量

最終処分の計画量を以下に示します。

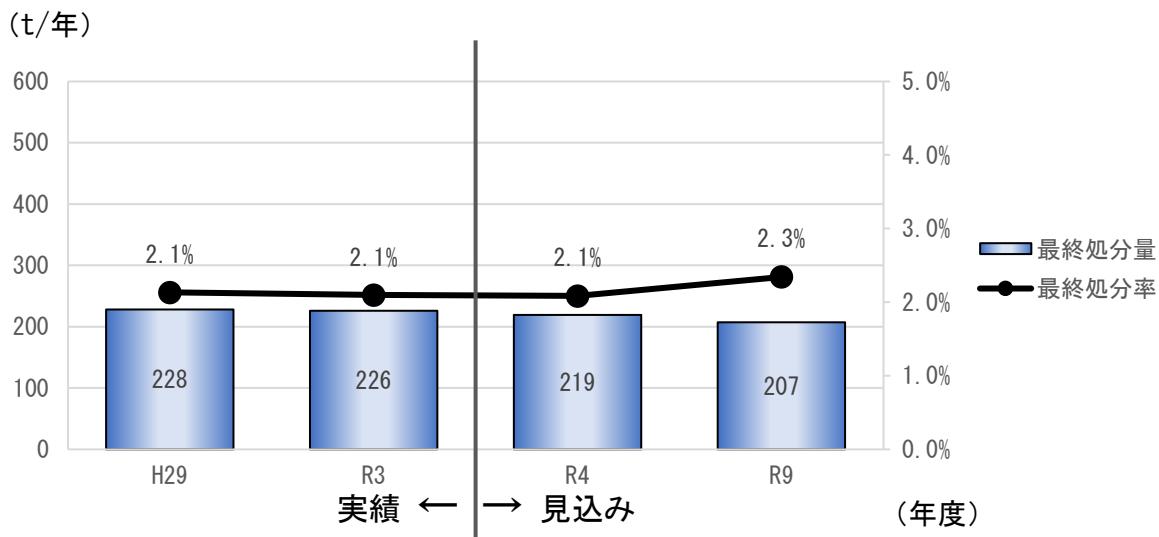


図 4-23 最終処分量と最終処分率の見通し

第6項 その他の施策

1. 広報啓発活動

5Rの推進には、住民・事業者等の理解と協力が不可欠であり、ごみに対する意識を高めることが必要であることから、住民・事業者に対し情報提供・啓発を行うことで、施策を広く浸透させます。

主な施策を以下に示します。

- ・ ごみ減量、ごみ処理等に関する町及び組合の取り組み等の情報を広報、パンフレット、ホームページ、説明会等を介して提供する。
- ・ 組合の中間処理施設の見学会を実施し、資源循環に関する意識の高揚を図る。
- ・ 小学生への環境副読本等の配布や、小中学生に向けて環境教育や体験学習の実施を検討する。
- ・ 特定家庭用機器再商品化法に基づき、適正な回収、再商品化がなされるように、関係団体や小売店などと協力して住民に普及啓発を行う。

2. 再生利用品の需要拡大事業

焼却残渣については、今後もセメント資源化を推進します。

また、大里広域クリーンセンターで処理後に回収する鉄類、非鉄金属類、カレット（ガラスくず）、ペットボトルについては、今後も再生事業者を介して資源化を推進します。

住民、事業者、行政が積極的に再生品を活用することにより循環型社会の形成に寄与します。

3. 不法投棄対策

広場、道路などのごみの散乱を防止し、美しいまちづくりを推進するため、美化団体の活動を支援します。

また、県や組合、警察などと連携し、不法投棄パトロールや家屋解体現場への立入指導などを実施することで、不法投棄防止に努めます。

4. 災害時の廃棄物処理に関する対応

町内において災害が発生した際は、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理を図るため、地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づいた対応を推進します。また、適切な応急措置を行うため、既に締結している相互応援協定などに基づき、他市町村と連携を図り、緊急時の円滑な協力・処理体制を確保します。

なお、地震による大規模災害の場合は、被災地は本町に限らず、周辺都市にも大きな被害をもたらしていることが考えられるため、今後は友好都市や関東地方内との応援協定の締結を図ります。

5. 地球温暖化防止に関する対応

地域レベル・全国レベルで地球温暖化対策が必要とされており、地球温暖化対策を推進するため、埼玉県では「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画（区域施策編））」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて目標設定型排出量取引制度など各種の施策を進めています。

本町でも温室効果ガス排出量の削減を進めるため、可燃ごみの削減を進め、循環型社会や脱炭素社会の実現を目指します。また、委託業者や許可業者に対して、収集・運搬車両を購入する際は、走行時に温室効果ガス排出量が少ないクリーンエネルギー自動車の導入を検討するよう啓発を進めます。

6. 広域化の推進方策

組合における中間処理施設は、今後、現在の4施設を2施設に集約する計画であり、令和11年度に（仮称）新深谷清掃センターを、令和13年度には（仮称）新熊谷衛生センターの稼働に向け取り組んでいます。なお、新施設ではより効率的な処理及び発電・熱回収による高効率なエネルギー回収を図るとともに、災害発生時においても地域に貢献する施設として整備します。

7. 関連施設との整合

廃棄物処理施設の適正な処理システムの構築を図るとともに、相互の施設の活用等について検討します。

第7項 進行管理計画

1. 施策推進体制の整備

1) 住民、事業者、行政などの連携

住民、事業者、行政などは、協力してごみの発生抑制、資源化に積極的に取り組みます。

2) 行政における推進体制の整備

組合と連携を図りながら計画の立案、進行管理を行い、ごみの発生抑制や資源化を推進します。

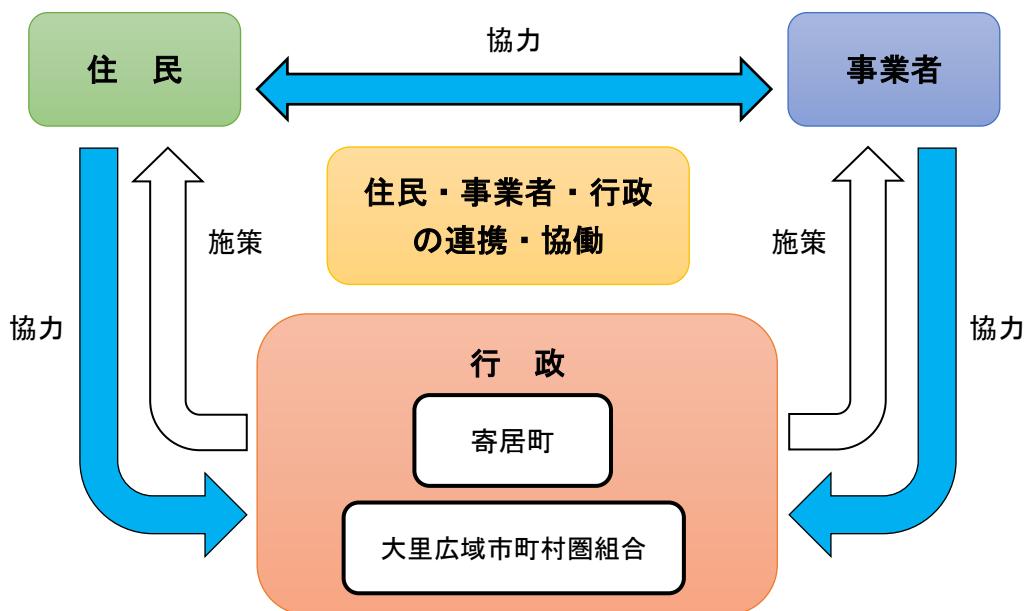


図4-24 計画の推進体制

2. 計画の検証方法

計画の評価については、計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめた時点で速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。また、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析」における評価についてもひとつの指標と捉え、活用するものとします。評価の結果は公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとします。

寄居町
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定版）
(平成 29 年 3 月策定)
(令和 5 年 3 月改定)

発行・編集 寄居町生活環境エコタウン課
埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180 番地 1
電話：048-581-2121（代表）